

ふれ合い、支え合い、共にいきる めくもりのあるまち つるが

# 福祉つるが めくもりプラン

【第3期敦賀市地域福祉計画】

平成27年3月

敦 賀 市



## はじめに

わが国の総人口は長期にわたって減少が続くとの見通しが示され、本市においても例外ではなく、かつて経験したことがない少子高齢社会・人口減少社会を迎えているところです。また、市民の価値観の多様化や核家族化の進行などにより、市民が抱える生活課題も高度化・複雑化しており、公的サービスだけでは解決が困難な問題が顕在化しています。



これまで、平成21年度に策定した「福祉つるが ぬくもりプラン（第2期敦賀市地域福祉計画）」を推進してまいりましたが、5年の計画期間が終了しました。この5年間には、各種福祉制度が見直され、地域社会の現状も変化しております。

このたび、これまでの実績を検証し、近年の動向を踏まえながら、アンケート調査等の多くの方々の御意見等をいただきながら、地域福祉計画を見直し、平成27～31年度までの新たな計画を策定いたしました。前計画の『ふれ合い、支え合い、共にいきる ぬくもりのあるまち つるが』の基本理念を引き継ぎ、新たな施策や方向性を示させていただきました。

今後は、市全体で地域福祉について理解を深め、誰もが地域で安心して暮らしていくために、支援を必要とする方を地域の中で支えていけるよう、行政の支援のみならず、市民の自助努力と市民同士・地域での共助、支え合いを基本とする地域福祉活動が展開できるよう、地域福祉を積極的に推進してまいりますので、市民の皆様には一層の御理解と御協力、そして積極的に参画いただきますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提案をいただきました敦賀市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケートに御協力いただきました市民の皆様へ、心より感謝と御礼を申し上げます。

平成27年3月

敦賀市長 河瀬 一治



# 目次

I	計画のあらまし.....	1
	(1) 計画策定の趣旨 .....	3
	(2) 計画の役割と性格.....	4
	(3) 計画の期間 .....	5
	(4) 計画策定の方法 .....	5
	(5) 地域福祉計画に関する法律の改正 .....	6
II	敦賀市の現状と課題 .....	7
1	地域福祉をとりまく現状と課題.....	9
	(1) 人口及び世帯の状況 .....	9
	(2) 市民の地域福祉施策に対する意向 .....	11
	(3) 適切なサービスが選択可能な情報提供・情報開示体制 .....	13
	(4) 地域コミュニティや市民の地域福祉活動への参加意向 .....	14
	(5) 生活保護者、生活困窮者を取り巻く状況 .....	17
2	各分野における現状と課題.....	18
	(1) 子ども・子育て育成分野の現状と課題 .....	18
	(2) 高齢者福祉分野の現状と課題 .....	24
	(3) 障がい者（児）福祉分野の現状と課題 .....	28
	(4) 保健・健康づくり分野の現状と課題 .....	38
III	基本構想.....	45
1	基本理念.....	47
	(1) 基本的視点 .....	47
	(2) 基本理念 .....	51
	(3) 基本目標 .....	52
	(4) 敦賀市地域福祉計画の体系図 .....	53
2	人口推計.....	54
IV	地域課題への取組〔基本計画〕 .....	55
1	ふれ合いでつくるぬくもりのまち .....	57
	(1) 福祉のこころづくり .....	57
	(2) 地域力の向上.....	62
2	支え合いでつくるぬくもりのまち .....	67
	(1) 参加の促進 .....	67
	(2) 情報の共有 .....	71

	(3) 人と人とが支え合う .....	74
<b>3</b>	<b>共にいきるぬくもりのまち</b> .....	<b>76</b>
	(1) 生活環境の向上 .....	76
	(2) 健康支援と暮らしを支える取組の推進 .....	80
	(3) 暮らしの安心と安全 .....	88
<b>4</b>	<b>計画指標の設定</b> .....	<b>92</b>
<b>V</b>	<b>基本計画に係る主な事業</b> .....	<b>95</b>
<b>1</b>	<b>ふれ合いでつくるぬくもりのまち</b> .....	<b>97</b>
	(1) 福祉のこころづくり .....	97
	(2) 地域力の向上 .....	101
<b>2</b>	<b>支え合いでつくるぬくもりのまち</b> .....	<b>104</b>
	(1) 参加の促進 .....	104
	(2) 情報の共有 .....	107
	(3) 人と人とが支え合う .....	108
<b>3</b>	<b>共にいきるぬくもりのまち</b> .....	<b>110</b>
	(1) 生活環境の向上 .....	110
	(2) 健康支援と暮らしを支える取組の推進 .....	113
	(3) 暮らしの安心と安全 .....	122
<b>VI</b>	<b>関連資料</b> .....	<b>125</b>
<b>1</b>	<b>関連計画の体系図</b> .....	<b>127</b>
	(1) 敦賀市高齢者健康福祉計画・第6期介護保険事業計画の体系 .....	127
	(2) 敦賀市障がい者基本計画・第4期敦賀市障がい福祉計画の体系 .....	128
	(3) 敦賀市子ども・子育て支援事業計画の体系 .....	129
	(4) 健康つるが21 敦賀市健康づくり計画の基本理念と取組の方向性 .....	130
<b>2</b>	<b>敦賀市地域福祉計画策定委員会設置要綱</b> .....	<b>131</b>
<b>3</b>	<b>敦賀市地域福祉計画策定委員会委員名簿</b> .....	<b>133</b>
<b>4</b>	<b>策定経過</b> .....	<b>134</b>

# I 計画のあらまし





## (1) 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、家庭や地域における扶養・介護機能の低下、また、市民の価値観やライフスタイルの多様化等、社会経済環境は大きく変化しています。高齢者や障がいのある人、子育て家庭をはじめとする市民が抱える生活課題も複雑多様化し、ひきこもりや子育てに悩む母親等の孤立、高齢者や生活困窮者等の孤立死、子ども、高齢者、障がいのある人等への虐待、周囲からの支援を拒む人への対応、認知症高齢者や障がいのある人等の権利擁護環境の整備等、公的サービスだけでは解決が困難な問題が顕在化しています。

また、東日本大震災をはじめとする大規模地震や毎年のように発生する洪水・土砂災害等の風水害は、多くの尊い生命・財産を奪うとともに最前線で災害対応を実施すべき行政にも甚大な被害をもたらし、支援を公的機関のみで担うことの限界が明らかになりました。一方、被災者の方々の冷静な行動やボランティア等の多くの人々の支援を通じて、地域の支え合いや他人を思いやる心の重要性、地域の絆やコミュニティの必要性があらためて強く認識されるようになっていきます。

地域福祉とは、地域の課題を地域で把握し、地域で主体的に解決を図るという考えを基本に、誰もが地域で安心して暮らしていくため、支援を必要とする方を地域の中で支えていけるよう、「公助」のみならず、市民、地域、事業所、団体等の様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していくものです。

市では、社会保障制度の改革や社会経済活動の複雑化に加え少子化・高齢化の進行等人々を取り巻く環境が変化するなか、平成 21 年度に「福祉つるがぬくもりプラン（第 2 期敦賀市地域福祉計画）」を策定し、市民・地域・行政が相互に連携した福祉社会の形成をめざして各種施策を推進してきました。

計画期間においては、介護予防重視型システムの継続や認知症対策の推進等の「地域包括ケア体制」の実現に向けた介護保険制度の改正、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」の施行等障がい者を取り巻く国内法の整備、「子ども・子育て関連 3 法」による平成 27 年度からの実施に向け作業が進められている「子ども・子育て支援新制度」、10 年後のめざすべき姿を「すべての国民が支え合い健やかでこころ豊かに生活できる活力ある社会」とする「健康日本 21（第 2 次）」の推進のほか、「生活困窮者自立支援法」による生活困窮者に対するセーフティネット対策等、各種福祉関係制度の見直しが実施されています。

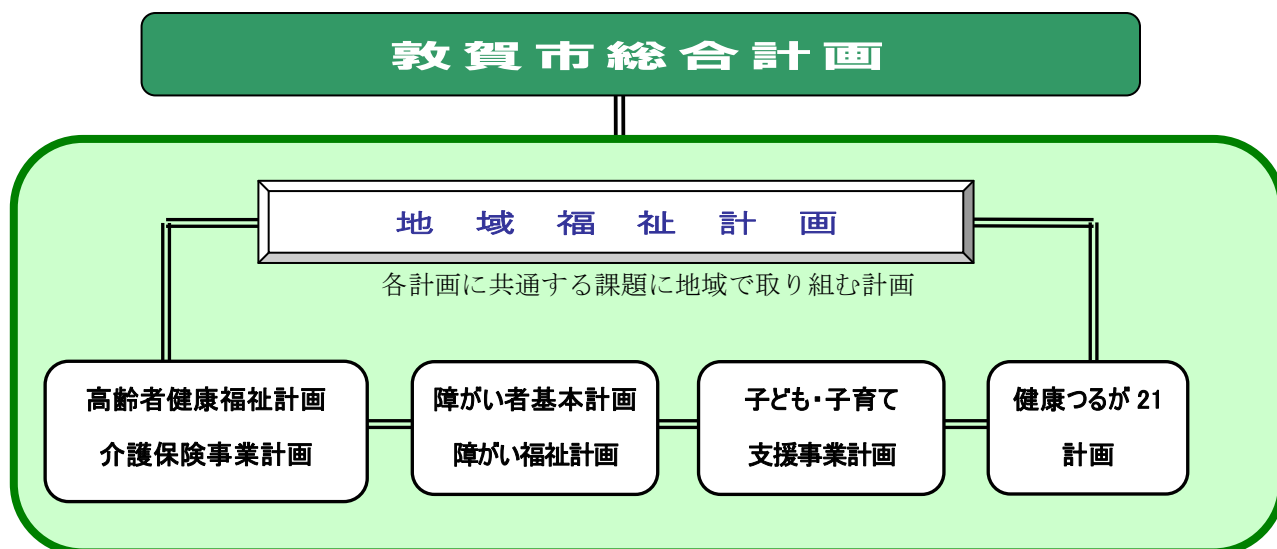
これまでの敦賀市地域福祉計画の基本的な考え方を踏まえ、地域に関わるすべての人々と行政が一体となって総合的に地域福祉を推進するための基本計画として「福祉つるがぬくもりプラン（第 3 期敦賀市地域福祉計画）」を策定します。

## (2) 計画の役割と性格

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。住民参加による地域での支え合い活動や、保健・医療をはじめとする生活関連分野の施策と連携してサービスを提供することで、住民ニーズに的確に対応するとともに、地域福祉推進の理念の普及や地域福祉推進のための施策や事業の実施を図る役割を果たすものです。

本計画の策定に当たっては、市の最上位計画である「第 6 次敦賀市総合計画」をはじめ、「敦賀市高齢者健康福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」、「敦賀市障がい者基本計画・第 4 期敦賀市障がい福祉計画」、「敦賀市子ども・子育て支援事業計画」、「健康つるが 21 敦賀市健康づくり計画」等の保健・福祉・教育関係計画、県や国の関係諸計画との連携・整合性を図りながら策定します。

〔計画の位置づけ〕



### (3) 計画の期間

本計画は、計画の開始年度を平成 27 (2015) 年度とし、目標年度を平成 31 (2019) 年度までとする 5 か年計画とします。

なお、計画策定後の地域の状況、社会情勢の変化に対応していくため、年度ごとに施策の点検と進捗状況を把握します。

### (4) 計画策定の方法

本計画の策定に当たっては、市民の意識や意向、地域の実情を反映していく必要から、「敦賀市地域福祉アンケート調査」を平成 26 年 6 月に実施しました。

また、「敦賀市地域福祉計画策定委員会」を設置し、これからの敦賀市の地域福祉のあり方について協議しました。

〔敦賀市地域福祉アンケート調査〕

対 象	配布数	回収数	回収率
住 民	2,000 票	665 票	33.3%
関 係 者	200 票	151 票	75.5%
全 体	2,200 票	816 票	37.1%

## (5) 地域福祉計画に関する法律の改正

生活保護受給者の増加に加えて、生活保護を受給していないが生活保護に至る可能性が高い方が稼働年齢層においても多数存在しており、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に至らないよう、生活保護制度の見直しに併せて、生活困窮者対策を行っていくことが急務となっています。

これらの生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法」が平成 27 年 4 月 1 日より施行され、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行っていく必要があります。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災をはじめとする大規模地震や、毎年のように発生する洪水・土砂災害等の風水害は、多くの尊い生命・財産を奪うとともに地域に甚大な被害をもたらしています。敦賀市においても、平成 25 年 9 月の台風 18 号通過時には、笙の川周辺への洪水の避難勧告に続き、市全域への土砂災害に対する避難勧告を発令しています。近年の自然災害を踏まえ、地域を中心として、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人の安否確認や避難等について事前の心構えや準備を行うとともに、避難所においても安心して過ごせる体制を整備していく必要があります。

国においては、自力避難が難しい高齢者や障がい者について「避難行動要支援者名簿」を作成するよう市町村に義務付ける改正災害対策基本法が平成 25 年 6 月に成立しております。これは、国の調査で被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍にのぼった東日本大震災を教訓にしたものです。災害時には本人の同意なしで外部に提供できるほか、提供先には消防や民生委員児童委員のほか、法的な守秘義務のない民間支援団体等も含まれる一方、個人情報保護を担保するため、災害に備えての名簿の事前提供については、同意を得た人の分に限定しています。

## **II 敦賀市の現状と課題**



# 1 地域福祉をとりまく現状と課題

## (1) 人口及び世帯の状況

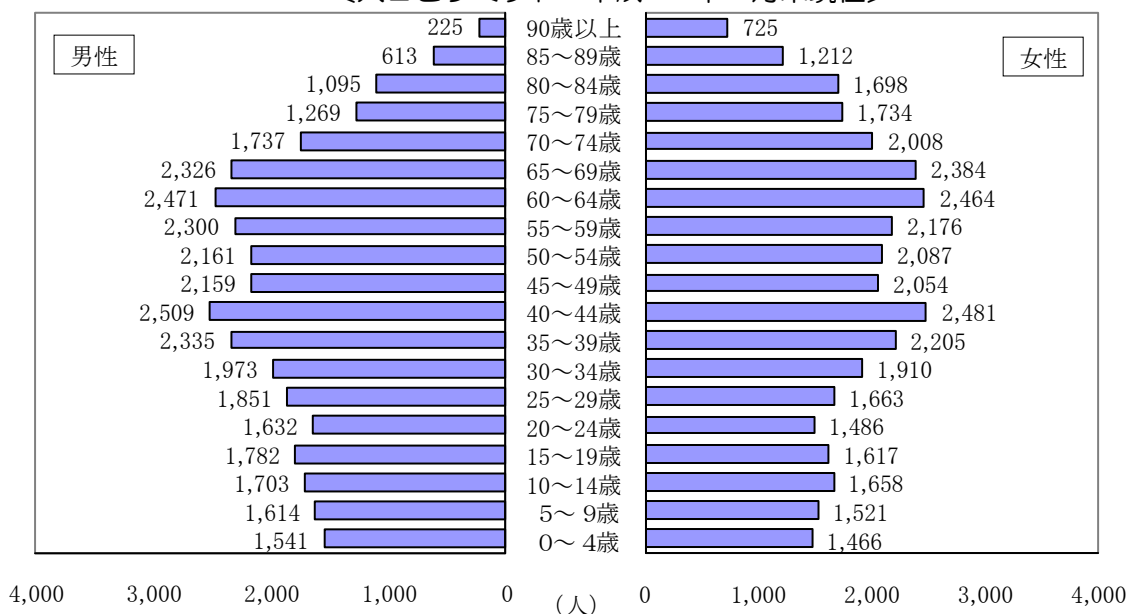
### ① 進む少子高齢化

平成 26 年 9 月末現在の市の総人口は、67,845 人となっています。

年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態で見ると、中年期の人口が多く、男女ともに 60～64 歳を中心に大きくふくらみ、35～44 歳でもややふくらみがみられます。しかし、35 歳未満の人口が少ないためピラミッドのすそが狭まる“つぼ型”に近い形となっています。

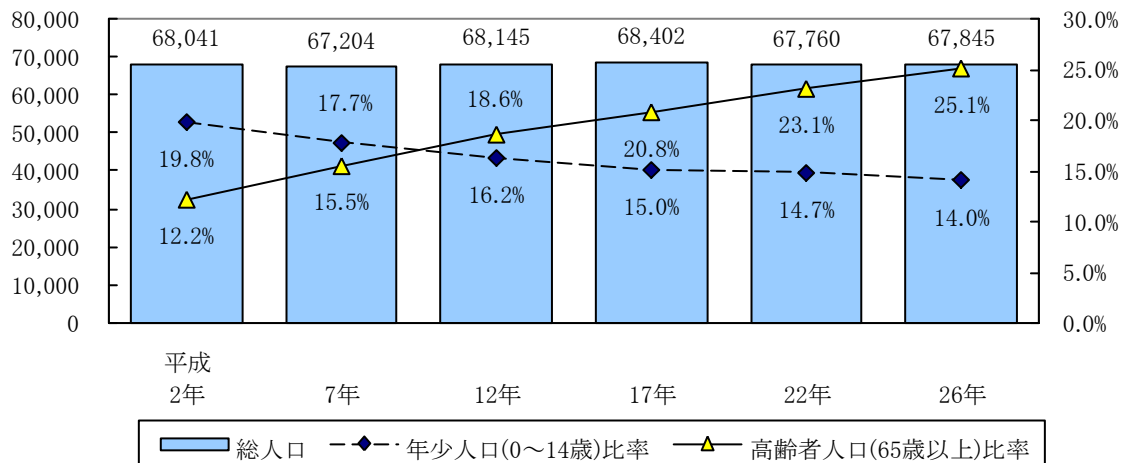
また、人口推移については比較的安定した状態が続いているものの、年少人口比率の低下や高齢者人口比率の上昇等、人口構成に変化がみられます。

〔人口ピラミッドー平成 26 年 9 月末現在〕



(人)

〔人口及び年少人口比率・高齢者人口比率の推移〕



(平成 2～22 年:国勢調査, 平成 26 年 9 月末:市調べ)

② 転入数に減少傾向がみられる人口動態

近年の人口動態をみると、社会動態は平成 22 年及び平成 23 年を除くと転出数が転入数を上回る社会減が続き、平成 24 年はマイナス 350 人、平成 25 年はマイナス 392 人となっています。自然動態は、平成 21 年までは、出生数が死亡数を上回る自然増が続いていましたが、平成 22 年以降は減少に転じ、特に平成 24 年ではマイナス 88 人となっています。これらの理由により、平成 18～21 年及び 24 年、25 年の差引増減はマイナスとなっており、特に転出数が大きかった平成 24 年及び平成 25 年は差引増減がマイナス 450 人近くにのぼっています。

〔人口動態（各年 12 月末現在）〕

(人)

	社会動態			自然動態			差引増減
	転入数	転出数	社会増減数	出生数	死亡数	自然増減数	
平成 16 年	2,509	2,548	△39	663	565	98	59
17 年	2,505	2,538	△33	601	568	33	0
18 年	2,337	2,558	△221	678	570	108	△113
19 年	2,243	2,380	△137	672	623	49	△88
20 年	2,126	2,205	△79	664	638	26	△53
21 年	2,132	2,303	△171	645	617	28	△143
22 年	2,158	1,963	195	618	662	△44	151
23 年	2,060	1,960	100	638	646	△8	92
24 年	1,888	2,238	△350	603	691	△88	△438
25 年	1,777	2,169	△392	644	694	△50	△442

(市調べ)

③ 6 割近くを占める核家族世帯

平成 22 年の一般世帯の家族類型では、市は核家族世帯が占める比率が福井県及び全国の数値よりも高く、59.0%となっています。また、1 世帯当たりの人員は 2.52 人とどまり、核家族化が進んでいる状況がうかがえます。

〔世帯の家族類型及び 1 世帯当たりの人員（平成 22 年）〕

(世帯,人)

	一般世帯	親族世帯			非親族世帯	単独世帯	1 世帯当たりの人員
		親族世帯	核家族世帯	その他の親族世帯			
敦賀市	26,409	18,622	15,571	3,051	169	7,548	2.52
	100.0%	70.5%	59.0%	11.6%	0.6%	28.6%	
福井県	100.0%	74.8%	52.1%	22.8%	0.5%	24.5%	2.86
全国	100.0%	66.6%	56.3%	10.2%	0.9%	32.4%	2.42

(国勢調査)



## (2) 市民の地域福祉施策に対する意向

市内には、各種地域福祉活動等を展開する福祉総合センター、市民の健康保持・増進を支援する健康管理センター等が設置されています。

市民への専門的・総合的なサービス提供を図るためにも、各センター間の連絡調整を充実させ、医療機関等も含めたネットワーク化を進めていく必要があります。

行政と地域の連携についての考えについてのアンケート調査は、今回調査の住民調査※1では、「国や県、市が福祉サービスを充実させるべき」が70%（第1期：61%、第2期：76%）と多く、次いで「市と社会福祉協議会、地域が協力して取り組むべき」が48%（第1期：なし、第2期：50%）、「誰もが利用可能なまちづくりを進めるべき」が30%（第1期：なし、第2期：なし）となっています。

今回調査の関係者調査※2では、「市と社会福祉協議会、地域が協力して取り組むべき」が68%（第1期：なし、第2期：62%）と多く、次いで「国や県、市が福祉サービスを充実させるべき」が66%（第1期：53%、第2期：66%）、「誰もが利用可能なまちづくりを進めるべき」が41%（第1期：なし、第2期：なし）となっています。

福祉活動についてのアンケート調査は、今回調査では、「必要だと思う」が83%（第1期：77%、第2期：84%）と、地域での支え合いの必要性を多くの市民が感じており、国や市に対して福祉制度・サービスの充実を求めるとともに、市民自身の参加も大切であると考えている様子が見え、市民と公的機関との連携・協働の仕組みづくりが必要となっています。

※1 住民調査：第1期調査は一般調査、第2期調査は市民調査、今回調査は、住民調査となっており、便宜上、以降「住民調査」に統一します。

※2 関係者調査：第1期調査は社会福祉従事者調査、第2期調査は福祉関係者調査、今回調査は、社会福祉関係者調査となっており、便宜上、以降「関係者調査」に統一します。

### 〔市内の主な福祉・保健・医療の拠点〕

名称	事業内容
二州健康福祉センター	保健・医療と福祉サービスを一体的に提供する地域の総合的機関として、また、保健・福祉分野の主たる実施主体である市町に対し支援を行います。
児童相談所	18歳未満の子どもに関する各種相談を実施し、子どもが地域の中で健やかに成長していくよう支援します。
福祉総合センター	地域において生活支援を必要とする障がい者及びその家族を含めた児童から高齢者まで、市民誰もがふれあいながら福祉活動を行う拠点として、また、各種の地域福祉活動やボランティア活動、在宅サービス事業を展開しています。
健康管理センター	各種健康診断、訪問指導、健康相談などの保健事業を総合的に実施し、市民の健康保持・増進を支援しています。また、子どもの心を育てる環境づくりや地域社会での健康づくり活動のサポートを積極的に推進しています。

〔行政と地域の連携についての考え〕

		行政と地域の連携についての考え					
		全 体	国や県、市が福祉サービスを充実させるべき	社会福祉協議会が福祉サービスを充実させるべき	住民が地域福祉サービスの担い手となるべき	市と社会福祉協議会、地域が協力して取り組むべき	
第1期調査	住民調査	966 100.0	586 60.7	342 35.4	449 46.5	第1期 なし	
	関係者調査	122 100.0	65 53.3	37 30.3	85 69.7		
第2期調査	住民調査	818 100.0	621 75.9	132 16.1	197 24.1	409 50.0	
	関係者調査	142 100.0	93 65.5	24 16.9	58 40.8	88 62.0	
今回調査	住民調査	665 100.0	462 69.5	108 16.2	143 21.5	321 48.3	
	関係者調査	151 100.0	100 66.2	26 17.2	60 39.7	102 67.5	
		参加しやすいボランティア団体づくりを進めるべき	誰もが利用可能なまちづくりを進めるべき	福祉は必要な人だけの問題なので、自分には関係ない	その他	無回答	
第1期調査	住民調査	432 44.7	第1期 なし	13 1.3	17 1.8	51 5.3	
	関係者調査	69 56.6		- -	2 1.6	6 4.9	
第2期調査	住民調査	242 29.6	第2期 なし	4 0.5	14 1.7	18 2.2	
	関係者調査	55 38.7		- -	3 2.1	2 1.4	
今回調査	住民調査	151 22.7	201 30.2	2 0.3	12 1.8	19 2.9	
	関係者調査	40 26.5	62 41.1	1 0.7	2 1.3	- -	

(平成16年 地域福祉アンケート調査:住民、関係者、  
平成21年 地域福祉アンケート調査:住民、関係者、  
平成26年 地域福祉アンケート調査:住民、関係者)

〔福祉活動に地域での支え合いが必要だと思うか〕

	福祉活動に地域での支え合いが必要だと思うか				
	全 体	必要だと思う	必要ではない	分からない	無回答
第1期調査	966 100.0	742 76.8	7 0.7	76 7.9	141 14.6
第2期調査	818 100.0	685 83.7	12 1.5	103 12.6	18 2.2
今回調査	665 100.0	551 82.9	9 1.4	82 12.3	23 3.5

(平成16年 地域福祉アンケート調査:住民、平成21年 地域福祉アンケート調査:住民、  
平成26年 地域福祉アンケート調査:住民)

### (3) 適切なサービスが選択可能な情報提供・情報開示体制

福祉や保健、医療に関する情報は、広報つるがやホームページ、市社会福祉協議会広報誌等を通じて発信しています。

福祉に関する情報や知識を得る方法についてのアンケート調査は、今回調査では、「市の広報誌から」が61%（第1期：64%、第2期：61%）と多く、次いで「新聞や雑誌から」が36%（第1期：47%、第2期：39%）、「社会福祉協議会の広報誌から」が30%（第1期：49%、第2期：45%）となっています。

核家族化や都市化が進む中、子育てや介護をはじめ多様な情報が求められており、市民に正確で分かりやすい情報が提供できるように、そして、各種事業との関連性も分かるような福祉・保健・医療サービスの総合的な情報の提供を図っていく必要があります。

また、高齢者や障がい者等の情報収集やコミュニケーションを支援するため、点訳・朗読、要約筆記等の充実を図っていくことも大切です。

〔福祉に関する情報や知識を得る方法〕

	福祉に関する情報や知識を得る方法							
	全 体	家族から	近所の人 や知り合 いから	所属して いるサー クルや団 体から	民生委員 児童委員 や福祉委 員から	市の広報 誌から	社会福祉 協議会の 広報誌か ら	ラジオや テレビ(R CN含む) から
第1期 調査	966 100.0	190 19.7	240 24.8	75 7.8	49 5.1	619 64.1	475 49.2	395 40.9
第2期 調査	818 100.0	152 18.6	177 21.6	53 6.5	33 4.0	502 61.4	367 44.9	245 30.0
今回 調査	665 100.0	108 16.2	148 22.3	39 5.9	24 3.6	406 61.1	202 30.4	138 20.8
	新聞や雑 誌から	市役所か ら	社会福祉 協議会か ら	保育園・児 童館・子育 て支援セ ンターか ら	福祉関係 事業所か ら	その他	無回答	
第1期 調査	452 46.8	140 14.5	134 13.9	26 2.7	第1期 なし	42 4.3	18 1.9	
第2期 調査	322 39.4	93 11.4	81 9.9	37 4.5	第2期 なし	42 5.1	12 1.5	
今回 調査	236 35.5	86 12.9	58 8.7	70 10.5	41 6.2	22 3.3	24 3.6	

(平成16年 地域福祉アンケート調査:住民、平成21年 地域福祉アンケート調査:住民、平成26年 地域福祉アンケート調査:住民)

#### (4) 地域コミュニティや市民の地域福祉活動への参加意向

地域福祉活動を展開する上で、地域住民の連携は重要な要素となりますが、核家族化が進む本市では、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。

近所の交流頻度についてのアンケート調査は、今回調査では、「あいさつ程度」が38%（第1期：30%、第2期：36%）と多く、次いで「ある程度している」が36%（第1期：43%、第2期：44%）、「よくしている」が11%（第1期：18%、第2期：10%）となっています。

福祉への関心についてのアンケート調査は、今回調査では、「関心がある」が65%（第1期：73%、第2期：66%）と多く、「あまり関心がない」が24%（第1期：19%、第2期：26%）、「わからない」が6%（第1期：6%、第2期：5%）となっています。

ボランティア活動への参加についてのアンケート調査は、今回調査では、「ない」が52%（第1期：56%、第2期：54%）と多く、「ある」が45%（第1期：39%、第2期：43%）となっています。

参加したボランティア活動についてのアンケート調査は、今回調査では、「募金・寄附活動関係」が57%（第2期：51%）と多く、「環境関係」が48%（第2期：42%）、「収集活動関係」が42%（第2期：42%）となっています。

地域の支え合いにできる・役立つことへの参加意向についてのアンケート調査は、今回調査では、「できる・役立つことを可能なところからしていきたい」が35%（第1期：28%、第2期：33%）と多く、次いで「時間ができたらしていきたい」が29%（第1期：25%、第2期：35%）、「分からない」が13%（第1期：11%、第2期：12%）となっています。

できる・役立つことをしたい分野についてのアンケート調査は、今回調査では、「環境関係」が42%（第2期：43%）と多く、「福祉関係」が37%（第2期：37%）、「募金・寄附活動関係」36%（第2期：27%）となっています。

今後ボランティア活動を推進していくために、市民の参加意識の一層の醸成を図るとともに、参加のきっかけづくりや、市民自身でできること・役に立てること等のネットワーク情報の提供・発信等、参加しやすくなるように検討していくことが大切です。

〔近所との交流頻度〕

	近所との交流頻度						
	全体	よくしている	ある程度している	あいさつ程度	ほとんどつきあいはない	その他	無回答
第1期調査	966 100.0	169 17.5	412 42.7	294 30.4	39 4.0	-	52 5.4
第2期調査	818 100.0	85 10.4	361 44.1	290 35.5	43 5.3	第2期 なし	39 4.8
今回調査	665 100.0	72 10.8	239 35.9	252 37.9	43 6.5	第3期 なし	59 8.9

（平成16年 地域福祉アンケート調査：住民、平成21年 地域福祉アンケート調査：住民、平成26年 地域福祉アンケート調査：住民）

〔福祉に関心があるか〕

	福祉に関心があるか					
	全 体	関心がある	あまり関心がない	全く関心がない	わからない	無回答
第1期調査	966 100.0	702 72.7	182 18.8	8 0.8	58 6.0	16 1.7
第2期調査	818 100.0	536 65.5	211 25.8	8 1.0	44 5.4	19 2.3
今回調査	665 100.0	431 64.8	161 24.2	6 0.9	38 5.7	29 4.4

(平成16年 地域福祉アンケート調査:住民、平成21年 地域福祉アンケート調査:住民、平成26年 地域福祉アンケート調査:住民)

〔ボランティア活動に参加したことがあるか〕

	ボランティア活動に参加したことがあるか			
	全 体	ある	ない	無回答
第1期調査	966 100.0	372 38.5	540 55.9	54 5.6
第2期調査	818 100.0	349 42.7	438 53.5	31 3.8
今回調査	665 100.0	300 45.1	345 51.9	20 3.0

(平成16年 地域福祉アンケート調査:住民、平成21年 地域福祉アンケート調査:住民、平成26年 地域福祉アンケート調査:住民)

〔参加したボランティア活動〕

	参加したボランティア活動							
	全 体	福祉関係	医療・保健関係	国際協力関係	環境関係	教育関係	消費生活関係	芸術・文化関係
第2期調査	349 100.0	110 31.5	94 26.9	17 4.9	148 42.4	68 19.5	19 5.4	17 4.9
今回調査	300 100.0	99 33.0	71 23.7	12 4.0	145 48.3	59 19.7	9 3.0	8 2.7
	スポーツ関係	災害支援関係	まちづくり関係	人権関係	収集活動関係	募金・寄附活動関係	その他	無回答
第2期調査	39 11.2	66 18.9	64 18.3	21 6.0	146 41.8	177 50.7	11 3.2	5 1.4
今回調査	44 14.7	58 19.3	52 17.3	12 4.0	127 42.3	171 57.0	6 2.0	2 0.7

(平成21年 地域福祉アンケート調査:住民、平成26年 地域福祉アンケート調査:住民)

※ 第1期調査は、選択肢項目が大幅に異なるため、記載していません。

〔地域の支え合いにできる・役立つことへの参加意向〕

	地域の支え合いにできる・役立つことへの参加意向							
	全 体	できる・役 立つこと を可能な ところか らしてい きたい	友人が一 緒ならで きる・役立 つことを してい きたい	時間がで きたらし ていき たい	できない	したくない	分からない	無回答
第1期 調査	966 100.0	273 28.3	70 7.2	241 24.9	145 15.0	22 2.3	101 10.5	114 11.8
第2期 調査	818 100.0	272 33.3	43 5.3	288 35.2	65 7.9	14 1.7	94 11.5	42 5.1
今回 調査	665 100.0	235 35.3	38 5.7	193 29.0	54 8.1	10 1.5	87 13.1	48 7.2

(平成16年 地域福祉アンケート調査:住民、平成21年 地域福祉アンケート調査:住民、  
平成26年 地域福祉アンケート調査:住民)

〔できる・役立つことをしたい分野〕

	できる・役立つことをしたい分野							
	全 体	福祉関係	医療・保健 関係	国際協力 関係	環境関係	教育関係	消費生活 関係	芸術・文化 関係
第2期 調査	603 100.0	220 36.5	158 26.2	36 6.0	262 43.4	115 19.1	74 12.3	56 9.3
今回 調査	466 100.0	170 36.5	122 26.2	35 7.5	195 41.8	117 25.1	34 7.3	35 7.5
	スポーツ 関係	災害支援 関係	まちづく り関係	人権関係	収集活動 関係	募金・寄附 活動関係	その他	無回答
第2期 調査	77 12.8	89 14.8	117 19.4	40 6.6	222 36.8	162 26.9	11 1.8	9 1.5
今回 調査	70 15.0	92 19.7	107 23.0	37 7.9	157 33.7	169 36.3	5 1.1	2 0.4

(平成21年 地域福祉アンケート調査:住民、平成26年 地域福祉アンケート調査:住民)

※ 第1期調査は、選択肢項目が大幅に異なるため、記載していません。

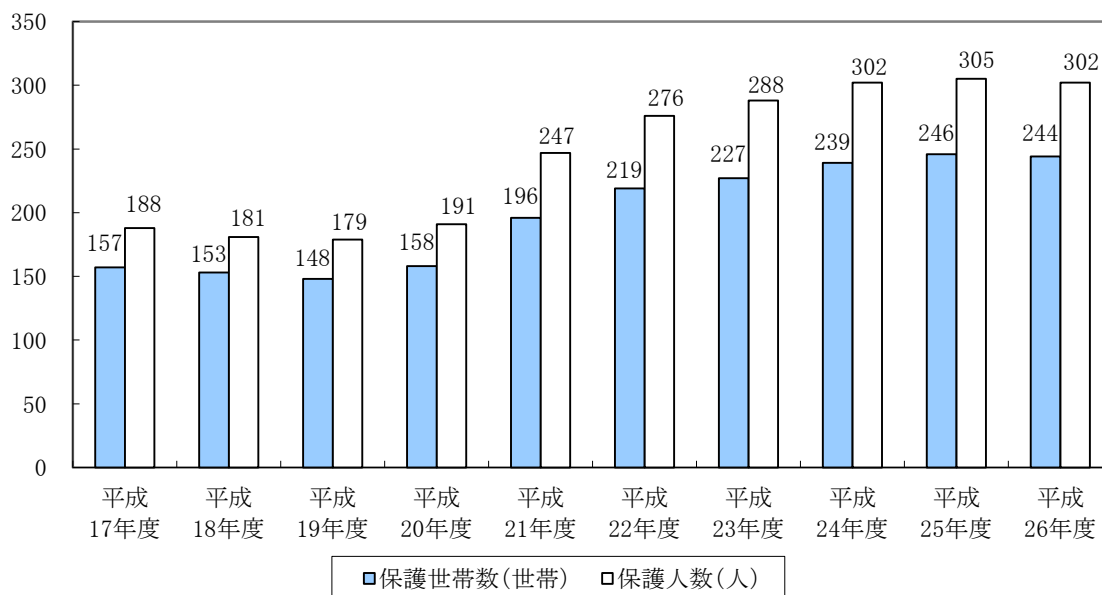
## (5) 生活保護者、生活困窮者を取り巻く状況

全国の福祉事務所来訪者のうち、生活保護を新規に開始した人数は約 38 万人(平成 23 年度)となっており、そのうち、稼働可能で就労支援が必要な方は約 8.3 万人(平成 23 年度推計値)とされています。

本市においても、生活保護世帯、生活保護人数ともに増加傾向で推移しており、平成 26 年 9 月末現在では生活保護世帯が 244 世帯、生活保護人数が 302 人となっています。

また、現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性が高い方が稼働年齢層において多数存在しており、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に至らないよう、生活保護制度の見直しに併せて、生活困窮者対策を行っていくことが急務となっています。これらの生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うため、「生活困窮者自立支援法」が平成 27 年 4 月 1 日より施行となります。

〔生活保護数の推移〕



※各年度平均値、平成 26 年は 9 月末現在 (市調べ)

## 2 各分野における現状と課題

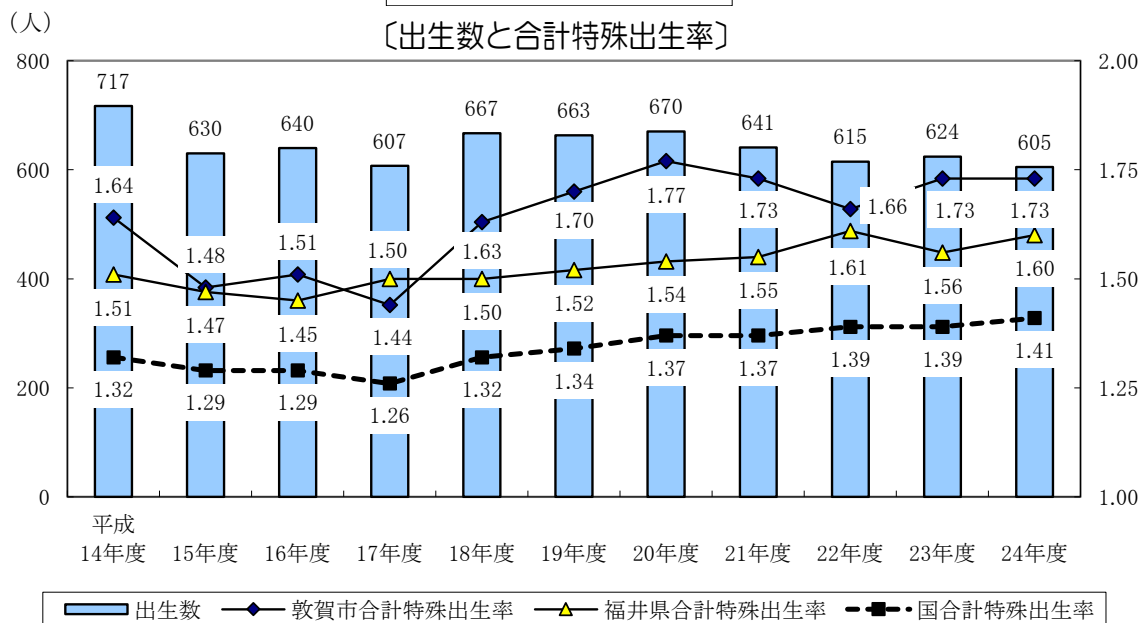
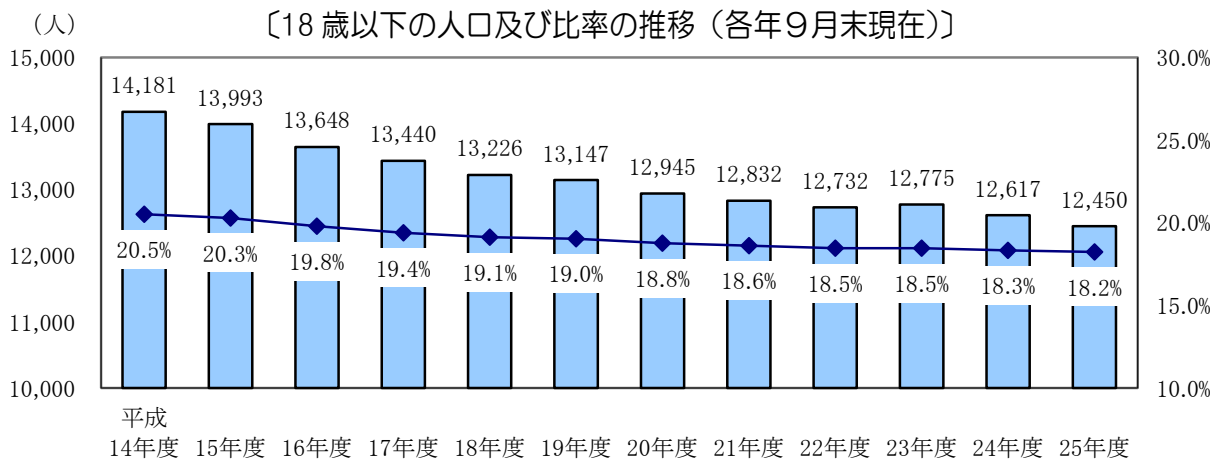
### (1) 子ども・子育て育成分野の現状と課題

#### ① 減少する18歳以下の人口

0歳～18歳までの近年の人口は減少傾向が続いており、平成25年は12,450人、総人口に占める比率は18.2%と5人に1人程度となっています。

出生数については、平成14年度の717人から増減を繰り返し、平成20年度に670人まで増加したものの、おおむね減少傾向で推移しています。平成24年度は605人と近年で最も低い出生数となっています。

女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率※については、平成24年度は県全体の1.60を上回り、1.73にまで回復しています。



(市、県、厚生労働省調べ)

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性が一生に産む子どもの数である。



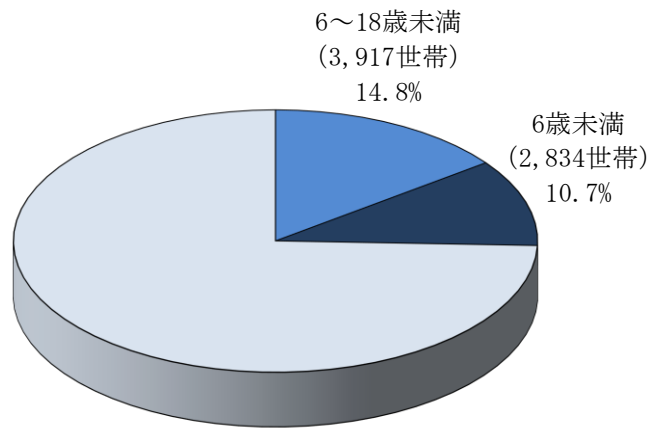
② 18歳未満の子どものいる世帯のうち約8割は核家族世帯

平成22年は、18歳未満の子どものいる世帯（6歳未満10.7%、6～18歳未満14.8%）は25.5%となっています。また、子どものいる世帯の家族類型をみると核家族世帯が多く、6歳未満の親族のいる世帯では核家族世帯が84.0%を占めています。

なお、平成22年のひとり親世帯は640世帯にのぼり、その多くが母子世帯となっています。

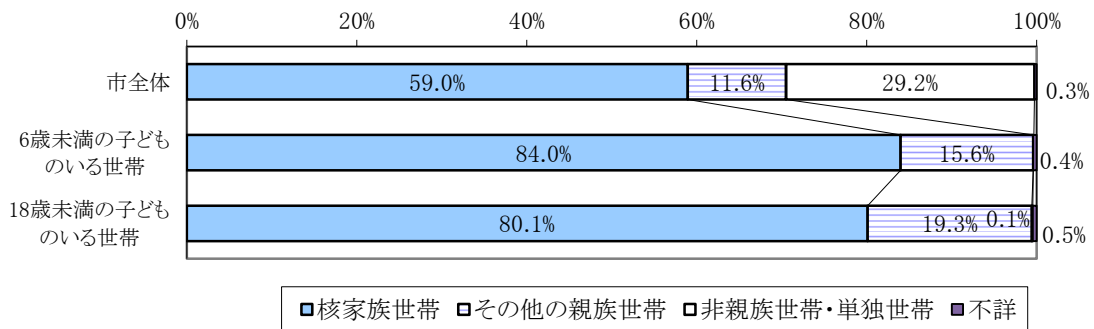
子どものいる世帯の核家族化やひとり親世帯の増加が進む中、育児に対する不安や支援サービスへのニーズは更に高まると考えられます。

〔一般世帯総数に占める子どものいる世帯（平成22年）〕



(国勢調査)

〔子どものいる世帯の家族類型（平成22年）〕



(国勢調査)

〔ひとり親世帯の状況（平成22年）〕

(世帯)

	母子世帯	父子世帯	計
6歳未満の子どものいる世帯	131	14	145
6～18歳未満の子どものいる世帯	424	71	495
合計	555	85	640

(国勢調査)

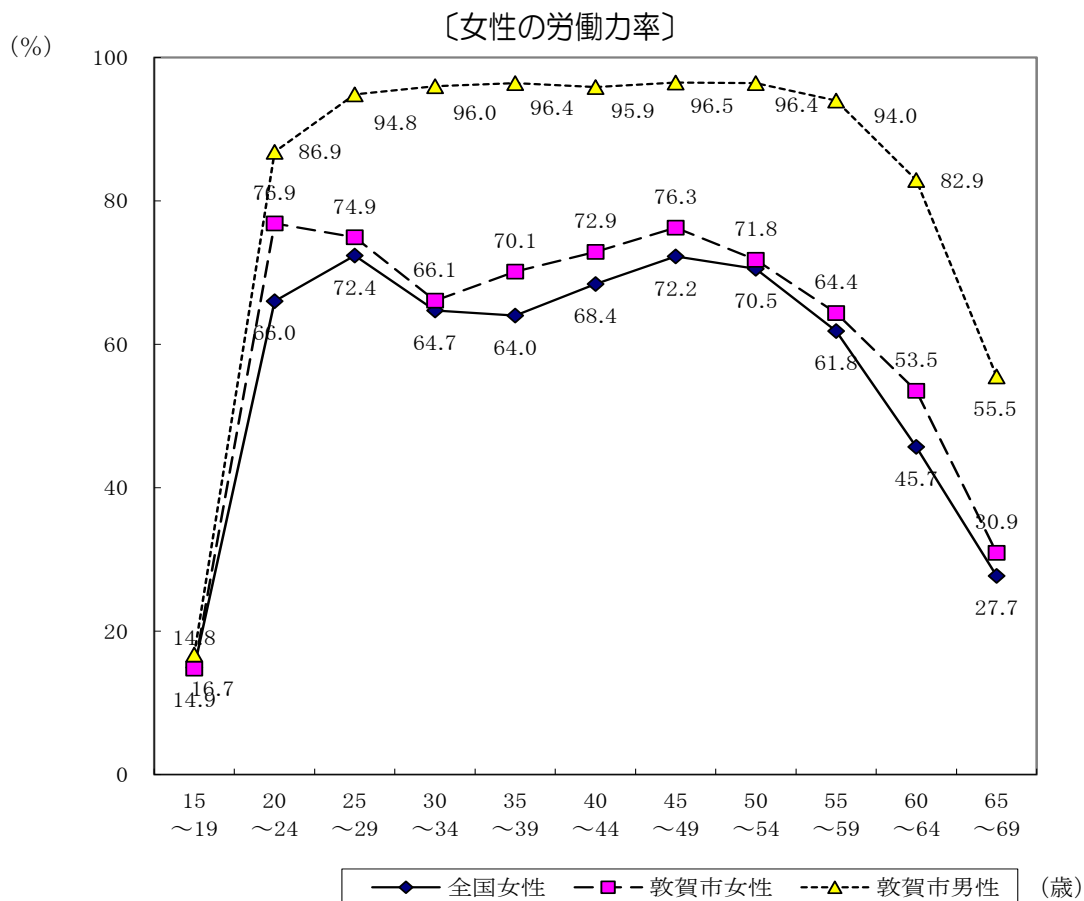
(注) 母子世帯、父子世帯には、他の世帯員がいる世帯を含む。

### ③ M字型の女性の労働力率

市の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を年齢別で見ると、男性は25～59歳の各年齢でいずれも95%程度の台形型となっています。一方、女性は20歳代前半の76.9%と、40歳代後半の76.3%をピークとし、子育て期となる30歳代前半の66.1%を最低とするM字型となっています。

女性労働者の年齢階層別の労働力率をグラフに表すと、出産等の影響により30歳代を底とするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線と言われています。M字型曲線は1960年代後半からみられるようになり、「中断再就職型」のライフスタイルをとる女性が多いことを示しています。

女性の労働力率を全国と比べると、市では20歳代前半と45～59歳といった壮年期の労働力率が高いこともあり、全国よりもM字型曲線のカーブが大きくなっています。これら女性の就業率が高く、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）」の観点においても、男性の育児への関わりが今後も重要となっており、女性だけではなく男性の子育てへの環境整備も求められています。



(国勢調査)

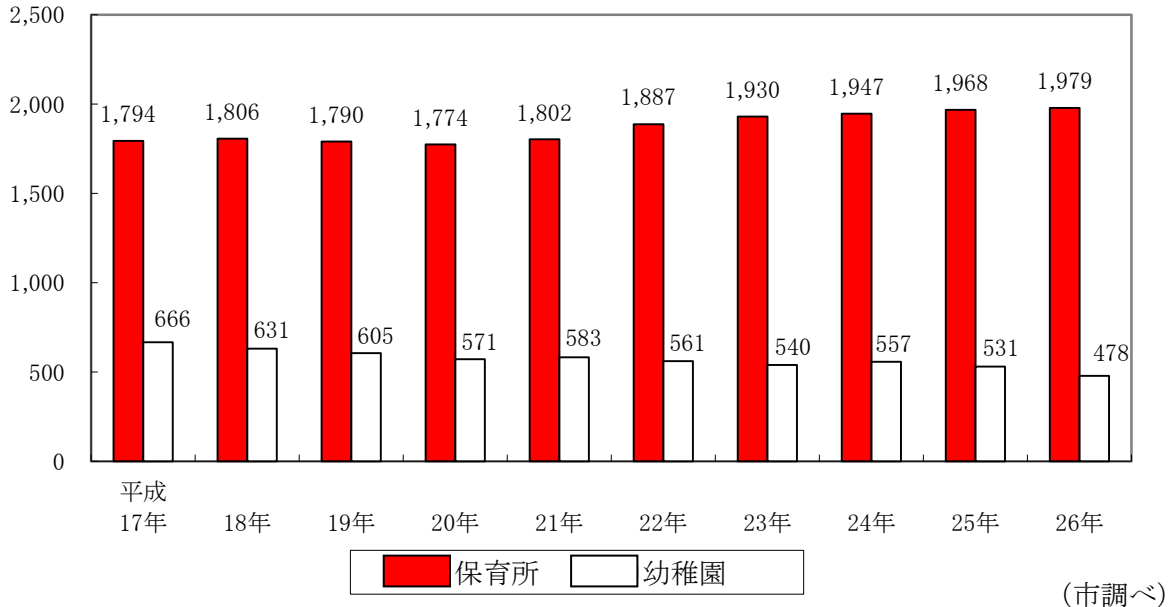
※ワーク・  
ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを目指すものである。

#### ④ 増加する保育所の利用

近年の子ども人口はやや減少していますが、女性の就労者の増加等により、保育所利用者数は増加傾向にあり、平成26年は2,000人近くにのぼります。一方、ここ数年の幼稚園利用者数は減少傾向にあり、平成26年は478人となっています。

〔保育所・幼稚園の利用状況（保育所各年4月1日現在、幼稚園各年5月1日現在）〕



#### ⑤ 減少する児童生徒数

市には、小学校が15校、中学校が5校あります。平成26年5月1日現在の小学校の児童数は3,828人で、平成17年よりも345人減少しています。中学校の生徒数も平成26年5月1日現在は1,935人と平成17年よりも106人少なくなっています。

今後も少子化により、児童生徒数は減少傾向の継続が予測されますが、青少年の育成は市の発展を図る上でも重要な課題のため、教育環境の整備・充実に取り組んでいく必要があります。

(人) 〔児童生徒数の推移（各年5月1日現在）〕



〔小学校の状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）〕

	敦賀西	敦賀南	敦賀北	松原	中央	沓見	常宮	西浦	東浦	赤崎	威新	中郷	栗野	栗野南	黒河
児童数	260	407	210	463	550	90	12	9	24	13	97	439	567	542	145

〔中学校の状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）〕

	気比	角鹿	松陵	東浦	栗野
生徒数	425	189	580	11	730

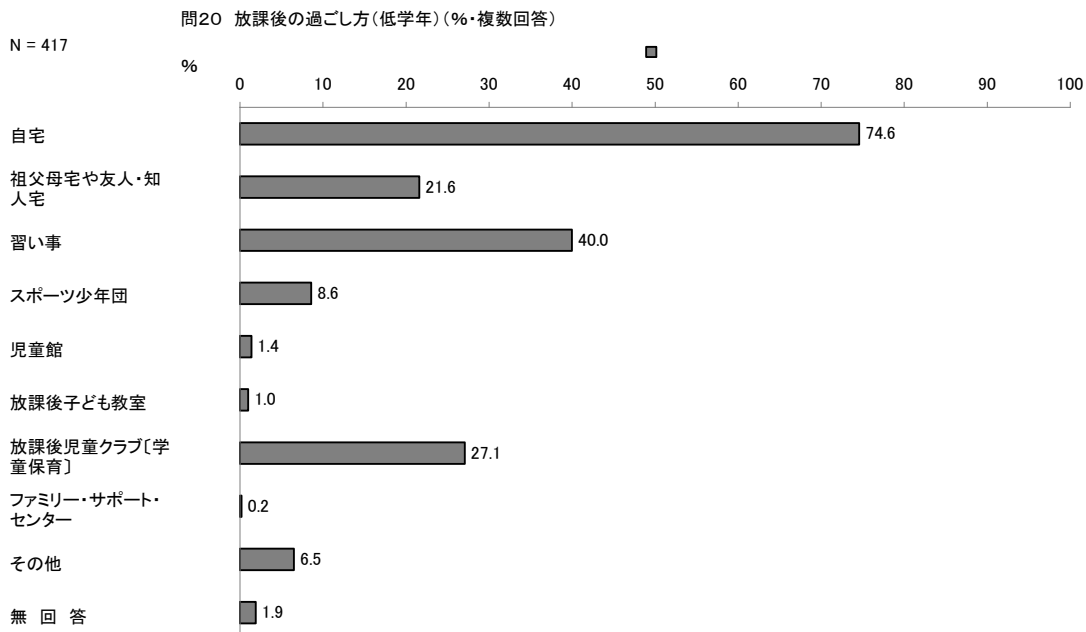
（市調べ）

⑥ 児童クラブ登録人数は 600 人を超える

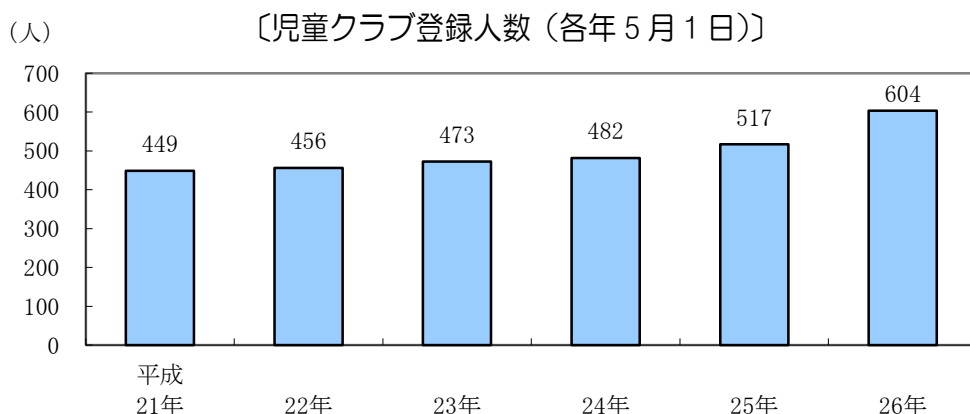
小学校低学年の児童は、平日の放課後の過ごし方として「自宅」が 75%と多く、次いで「習い事」が 40%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が 27%となっています。

また、保護者が昼間働いていて家にいない小学校低学年の児童を対象とした放課後児童クラブ〔学童保育〕の利用は増加傾向で推移し、平成 26 年は 604 人にのびります。

〔放課後の過ごし方（低学年）〕



（平成 26 年 子ども・子育て支援ニーズ調査）



(市調べ)

⑦ 子ども・子育て分野のアンケート意向

子育てを支援していく上で必要なことについてのアンケート調査は、今回調査では、「出会った時に気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわる」が42%（第1期：55%、第2期：44%）と多く、次いで「危険な時の手助けや登下校時の見守り活動をする」が41%（第1期：64%、第2期：39%）、「子どもが良くないことをしているのを見たら注意する」が38%（第1期：58%、第2期：51%）となっています。

〔子育てを支援していく上で必要なこと〕

	子育てを支援していく上で必要なこと							
	全 体	出会った時に気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわる	「いまどきの親」など一方的な考え方を考える	地域の行事などで子どもと他世代が交流する	子どもが良くないことをしているのを見たら注意する	子どもを対象とした遊びや活動に積極的にかかわる	育児などで困った場合には相談にのる	
第1期調査	966 100.0	529 54.8	243 25.2	第1期 なし	562 58.2	228 23.6	357 37.0	
第2期調査	818 100.0	359 43.9	68 8.3	245 30.0	415 50.7	69 8.4	153 18.7	
今回調査	665 100.0	282 42.4	59 8.9	167 25.1	254 38.2	59 8.9	103 15.5	
		危険な時の手助けや登下校時の見守り活動をする	急な用事の際に子どもをみる等子育て家庭を支援する	交通機関などで子ども連れが困っていたら手助けする	仕事と子育てを両立できるように企業が協力する	その他	特になし	無回答
第1期調査	619 64.1	288 29.8	352 36.4	第1期 なし	17 1.8	11 1.1	78 8.1	
第2期調査	321 39.2	155 18.9	85 10.4	312 38.1	19 2.3	第2期 なし	14 1.7	
今回調査	271 40.8	122 18.3	114 17.1	226 34.0	17 2.6	第3期 なし	37 5.6	

(平成16年 地域福祉アンケート調査:住民、平成21年 地域福祉アンケート調査:住民、平成26年 地域福祉アンケート調査:住民)

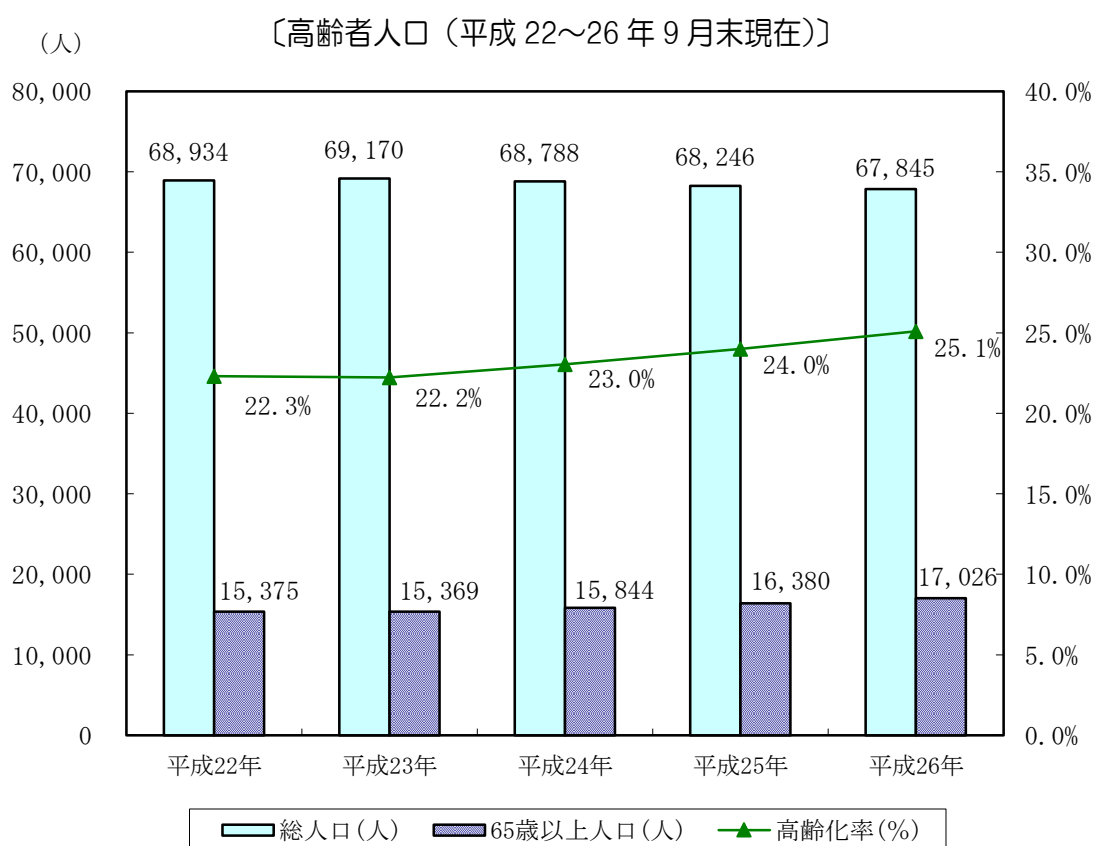
## (2) 高齢者福祉分野の現状と課題

### ① 高齢者人口等の推移

市の総人口は、平成26年9月末では67,845人で、平成22年の68,934人と比較すると、この4年間で1,089人減少しています。

また、65歳以上の高齢者人口は、平成22年の15,375人に対し平成26年では17,026人となり、1,651人（10.7%）増加しており、増加傾向にあります。

高齢化率においては、平成22年の22.3%から、平成26年では25.1%と、4年間で2.8ポイントの増加となっています。



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	68,934	69,170	68,788	68,246	67,845
65歳以上人口	15,375	15,369	15,844	16,380	17,026
高齢化率(%)	22.3%	22.2%	23.0%	24.0%	25.1%

(市調べ)

② 高齢者のいる世帯は一般世帯総数の3分の1以上

国勢調査における平成22年の高齢者のいる世帯は10,091世帯で、一般世帯総数の38.2%と3分の1以上を占めています。また、高齢者のいる世帯のうち、高齢者単身世帯は23.0%、高齢者夫婦世帯は23.9%にのぼり、いずれも福井県の数値を上回っています。

今後も高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯は増加することが考えられるため、日常生活等を支援していけるように、地域住民による支援体制の整備を図る必要があります。

〔高齢者のいる世帯（平成22年）〕

（世帯）

	一般世帯 総数 (A)	高齢者のいる 世帯数(B)		高齢者単身 世帯 (C)		高齢者夫婦 世帯 (D)	
		(B) / (A)	(C) / (B)	(D) / (B)			
敦賀市	26,409	10,091	38.2%	2,321	23.0%	2,409	23.9%
福井県	274,818	128,521	46.8%	21,356	16.6%	22,444	17.5%

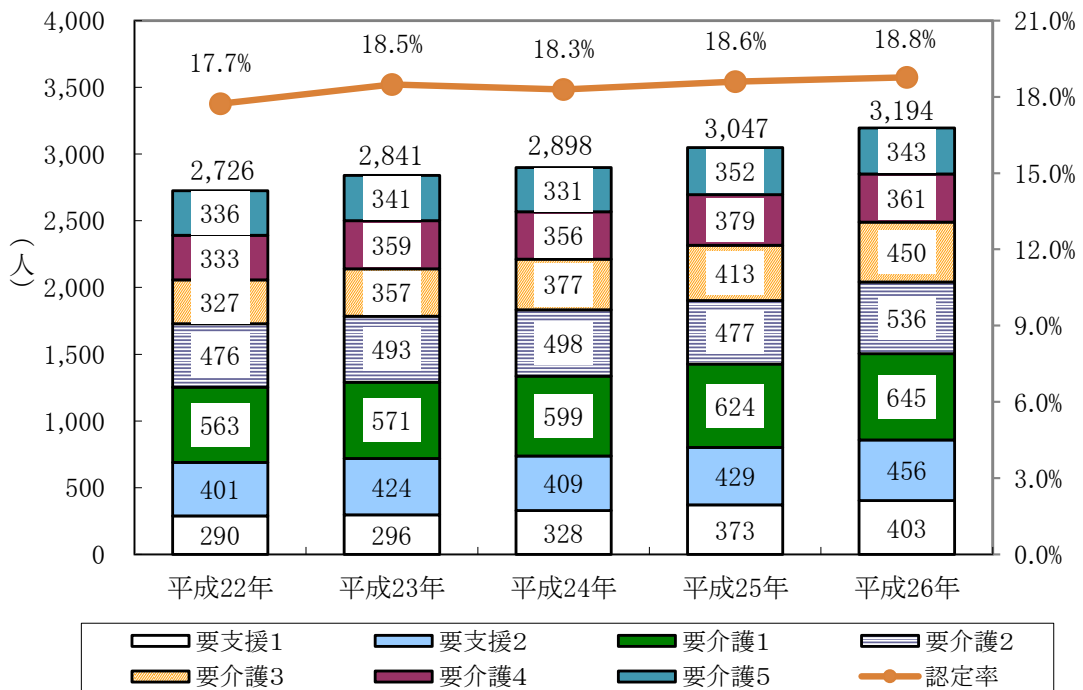
（国勢調査）

③ 要支援・要介護認定者の推移

市の要支援・要介護認定者数は、平成26年では3,194人となっており、平成22年の2,726人に対し、468人（17.2%）増加しています。

認定率（要支援・要介護認定者の高齢者数に対する割合）は、平成26年が18.8%で平成22年の17.7%から1.1ポイント上昇しています。

〔認定者の推移（各年9月末現在）〕



（市調べ）

(人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
認定率	17.7%	18.5%	18.3%	18.6%	18.8%
高齢者人口	15,375	15,369	15,844	16,380	17,026
認定者数	2,726	2,841	2,898	3,047	3,194
要支援 1	290	296	328	373	403
要支援 2	401	424	409	429	456
要介護 1	563	571	599	624	645
要介護 2	476	493	498	477	536
要介護 3	327	357	377	413	450
要介護 4	333	359	356	379	361
要介護 5	336	341	331	352	343

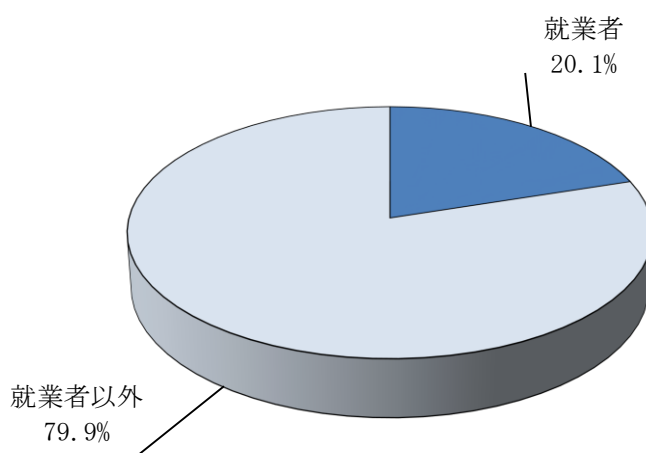
(市調べ)

#### ④ 就労している高齢者は 2 割以上

平成 22 年の 65 歳以上の就労者は 3,109 人で、高齢者人口の 20.1%にあたり、その多くが卸売業・小売業・飲食業、サービス業等の第 3 次産業に従事しており、農業の従事者も多くいます。

高齢者が就労や社会で活躍していくことは、生きがいづくりにもつながるため、就労の機会の拡充を図るとともに、育児や介護の支援、若い世代への知識や技術の伝承等、高齢者の能力を生かせるような場・機会の拡充が期待されます。

〔高齢者総数に占める就労者の比率（平成 22 年）〕



(国勢調査)



### ⑤ 高齢者福祉分野のアンケート意向

必要性を感じた福祉の分野のサービスについてのアンケート調査は、今回調査では、「高齢者福祉について」が77%（第1期：85%、第2期：84%）と多く、次いで「障がい者福祉について」が29%（第1期：31%、第2期：36%）、「児童福祉について」が28%（第1期：21%、第2期：37%）となっています。

高齢者福祉施策で力を入れるべき分野についてのアンケート調査は、今回調査の住民調査では、「介護保険施設の整備・充実」が50%（第1期：47%、第2期：43%）と多く、次いで「自宅で介護をしている人への配慮」が43%（第1期：40%、第2期：53%）、「在宅での生活を支えるサービスの整備・充実」が36%（第1期：なし、第2期：54%）となっています。

今回調査の関係者調査では、「住民の支え合い活動の育成や支援」が53%（第1期：33%、第2期：37%）と多く、次いで「ひとり暮らしや支援の必要な高齢者のためのサービス」が45%（第1期：57%、第2期：51%）、「介護保険施設の整備・充実」が42%（第1期：41%、第2期：44%）となっています。

高齢者福祉は、市民が最も身近に福祉サービスの必要性を感じる分野でもあるため、高齢期を安心して過ごせるように制度・サービスの検討や、地域で支え合う支援体制を確立していく必要があります。

〔必要性を感じた福祉の分野のサービス〕

	必要性を感じた福祉の分野のサービス							
	全 体	高齢者福祉について	障がい者福祉について	児童福祉について	ひとり親家庭支援・寡婦福祉について	生活困窮者支援について	その他	無回答
第1期調査	530 100.0	448 84.5	164 30.9	112 21.1	53 10.0	第1期 なし	3 0.6	8 1.5
第2期調査	536 100.0	449 83.8	195 36.4	196 36.6	112 20.9	第2期 なし	6 1.1	3 0.6
今回調査	343 100.0	263 76.7	101 29.4	96 28.0	55 16.0	57 16.6	4 1.2	- -

（平成16年 地域福祉アンケート調査：住民、平成21年 地域福祉アンケート調査：住民、平成26年 地域福祉アンケート調査：住民）

〔高齢者福祉施策で力を入れるべき分野〕

		高齢者福祉施策で力を入れるべき分野（上位 5 位）				
		全 体	住民の支え合い活動の育成や支援	介護保険施設の整備・充実	病院など医療施設の整備・充実	在宅での生活を支えるサービスの整備・充実
第 1 期調査	住民調査	966 100.0	162 16.8	452 46.8	309 32.0	第 1 期 なし
	関係者調査	122 100.0	40 32.8	50 41.0	32 26.2	第 1 期 なし
第 2 期調査	住民調査	818 100.0	133 16.3	350 42.8	311 38.0	441 53.9
	関係者調査	142 100.0	52 36.6	63 44.4	41 28.9	61 43.0
今回調査	住民調査	665 100.0	208 31.3	334 50.2	229 34.4	240 36.1
	関係者調査	151 100.0	80 53.0	64 42.4	30 19.9	61 40.4
		自宅で介護をしている人への配慮	ひとり暮らしや支援の必要な高齢者のためのサービス	年金制度の充実	介護サービスの整備・充実	快適な生活を過ごせるような住環境の整備やまちづくりの充実
第 1 期調査	住民調査	382 39.5	422 43.7	620 64.2	383 39.6	242 25.1
	関係者調査	50 41.0	69 56.6	62 50.8	46 37.7	47 38.5
第 2 期調査	住民調査	432 52.8	369 45.1	427 52.2	第 2 期 なし	第 2 期 なし
	関係者調査	93 65.5	72 50.7	61 43.0	第 2 期 なし	第 2 期 なし
今回調査	住民調査	283 42.6	217 32.6	227 34.1	第 3 期 なし	第 3 期 なし
	関係者調査	61 40.4	68 45.0	41 27.2	第 3 期 なし	第 3 期 なし

（平成 16 年 地域福祉アンケート調査：住民、関係者、  
平成 21 年 地域福祉アンケート調査：住民、関係者、  
平成 26 年 地域福祉アンケート調査：住民、関係者）

（3）障がい者（児）福祉分野の現状と課題

① 人口・手帳等所持者数

平成 25 年度末時点における市の人口は、67,911 人となっています。

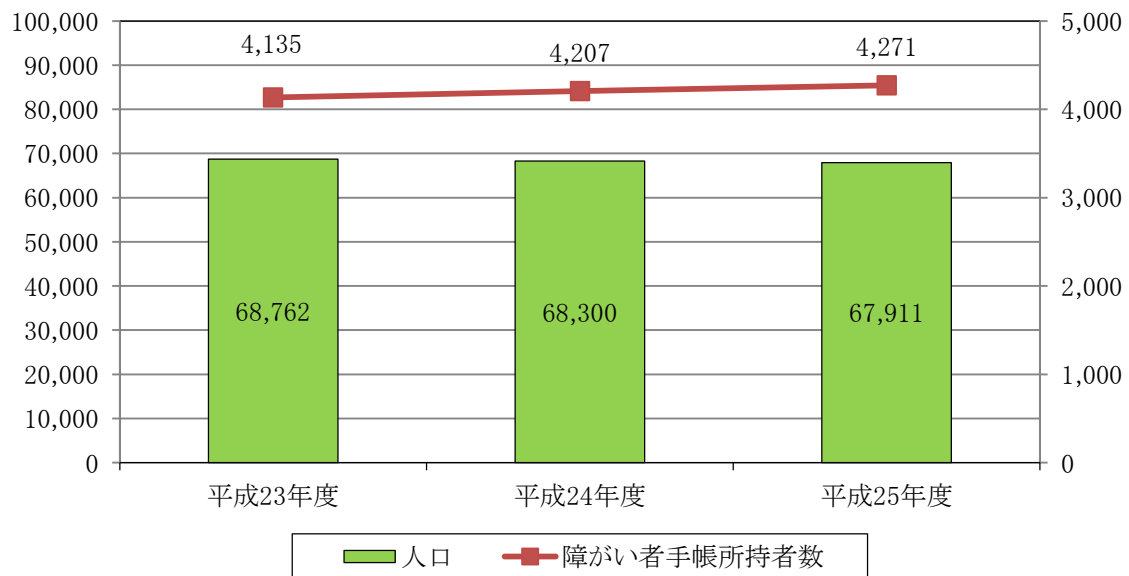
そのうち、障がい者手帳等の所持者数は、4,271 人で、人口に占める手帳等の所持者の割合は、6.3%を占めています。

人口については、減少傾向で推移しており、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて 851 人（1.2%）減少しています。一方、障がい者手帳等の所持者数は、年々増加傾向にあり、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて 136 人（3.3%）が増加しています。このように、総人口に占める障がい者手帳等の所持者の割合も年々高まっています。

〔人口・障がい者手帳等所持者数（各年度末現在、単位：人）〕

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人口 (A)	68,762	68,300	67,911
障がい者手帳所持者数 (B)	4,135	4,207	4,271
B/A	6.0%	6.2%	6.3%

〔人口及び障がい者手帳所持者数の推移（各年度末現在、単位：人）〕

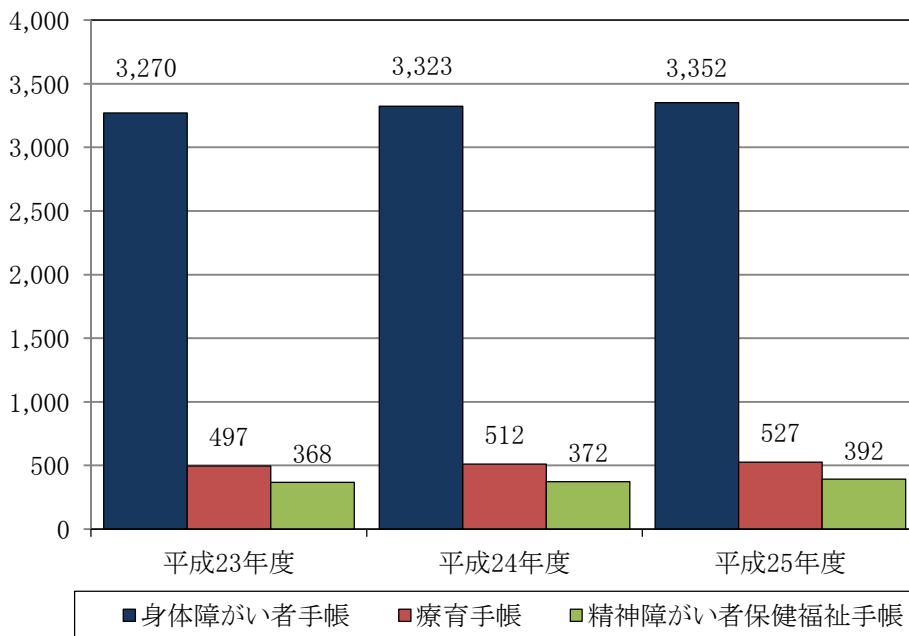


## ② 人口・手帳等所持者数

平成 25 年度末時点の市の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付人数は、身体障がい者数 3,352 人（身体障がい者手帳交付者数）、知的障がい者数 527 人（療育手帳交付者数）、精神障がい者数 392 人（精神障がい者保健福祉手帳交付者数）で、手帳交付所持者合計で 4,271 人となっています。

障がい別では、各手帳所持者ともに、増加傾向で推移し、平成 23 年度から 25 年度にかけて身体障がい者手帳所持者は 82 人（2.5%）、療育手帳所持者は 30 人（6.0%）、精神障がい者保健福祉手帳所持者は 24 人（6.5%）増加し、全体では 136 人（3.3%）増加しています。

〔障がい者手帳交付状況（各年度末現在、単位：人）〕



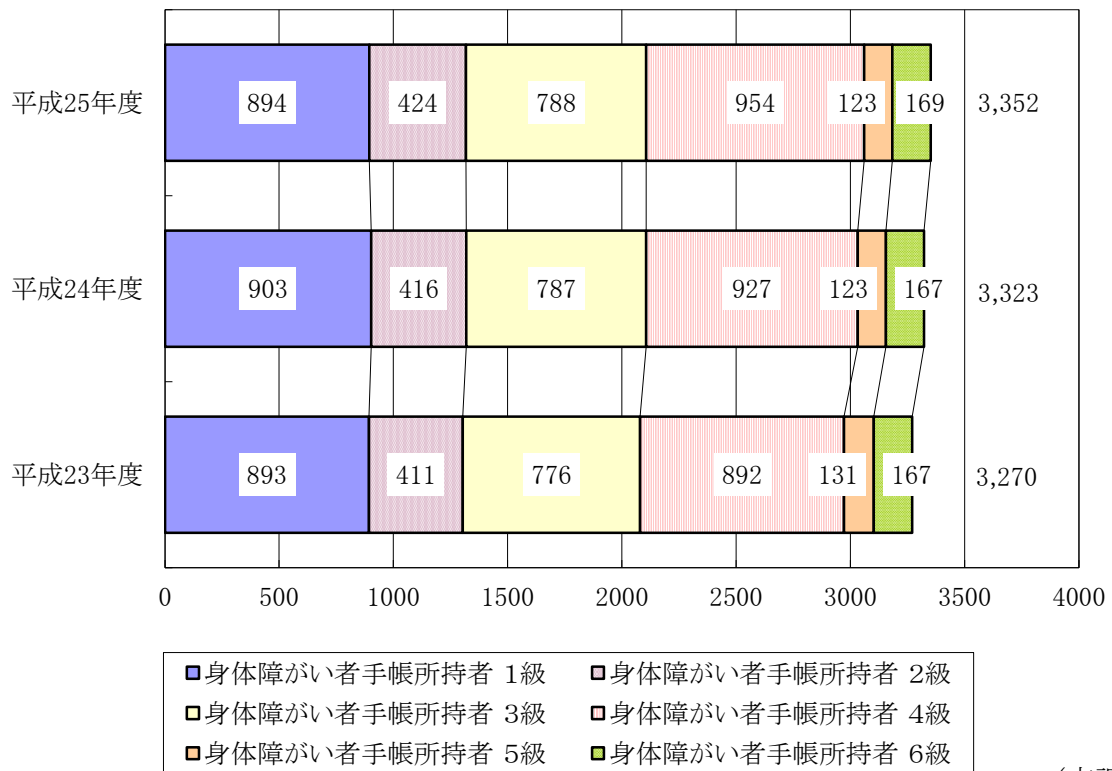
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
身体障がい者手帳	3,270 人	3,323 人	3,352 人
療育手帳	497 人	512 人	527 人
精神障がい者保健福祉手帳	368 人	372 人	392 人
合 計	4,135 人	4,207 人	4,271 人

（市調べ）

### ③ 身体障がい者手帳交付状況

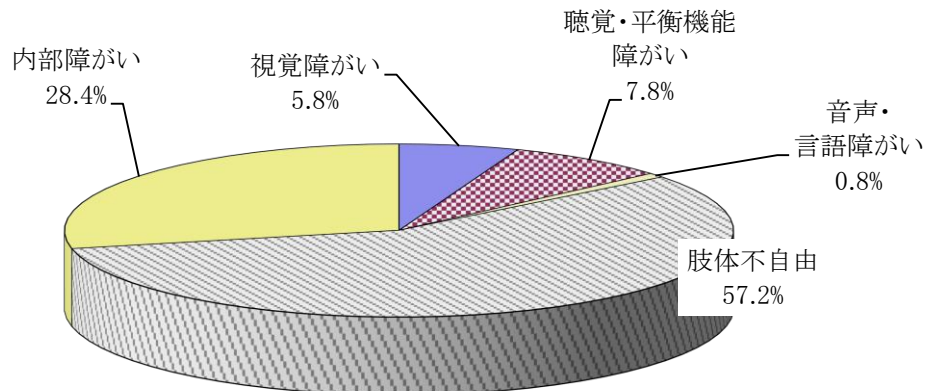
平成 25 年度末時点の身体障がい者手帳所持者数は、3,352 人（1 級：894 人、2 級：424 人、3 級：788 人、4 級：954 人、5 級：123 人、6 級：169 人）となっています。等級別の交付では、この 2 年間で、4 級の方が 62 人と比較的增加しています。障がい種類別の交付状況は、平成 25 年度末では肢体不自由が 57.2%と半数を超え、次いで内部障がいが 28.4%、聴覚・平衡機能障がいが 7.8%となっています。

〔身体障がい者手帳級別交付状況（各年度末現在、単位：人）〕



(市調べ)

〔障がい種類別交付状況（平成 25 年度末現在、単位：%）〕



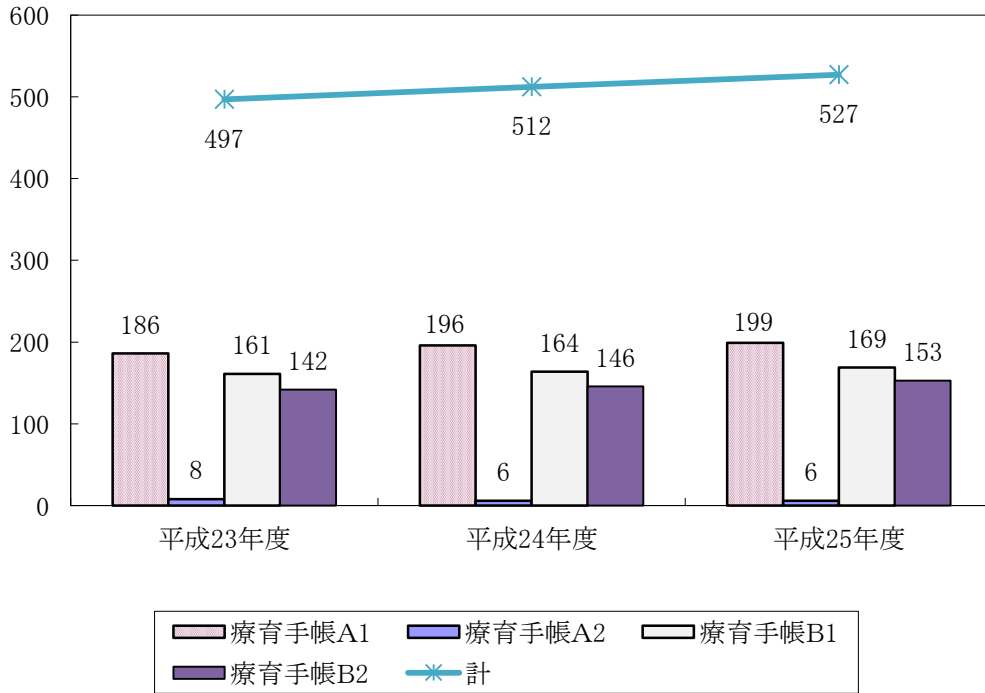
(市調べ)

※障がい種類別交付状況は統計等級に基づく。

#### ④ 療育手帳交付状況

療育手帳交付人数は、平成 25 年度末時点で 527 人(療育手帳 A1 が 199 人、療育手帳 A2 が 6 人、療育手帳 B1 が 169 人、療育手帳 B2 が 153 人) となっています。平成 23 年度からの推移では、2 年間で 30 人増加しています。

〔療育手帳交付状況（各年度末現在、単位：人）〕

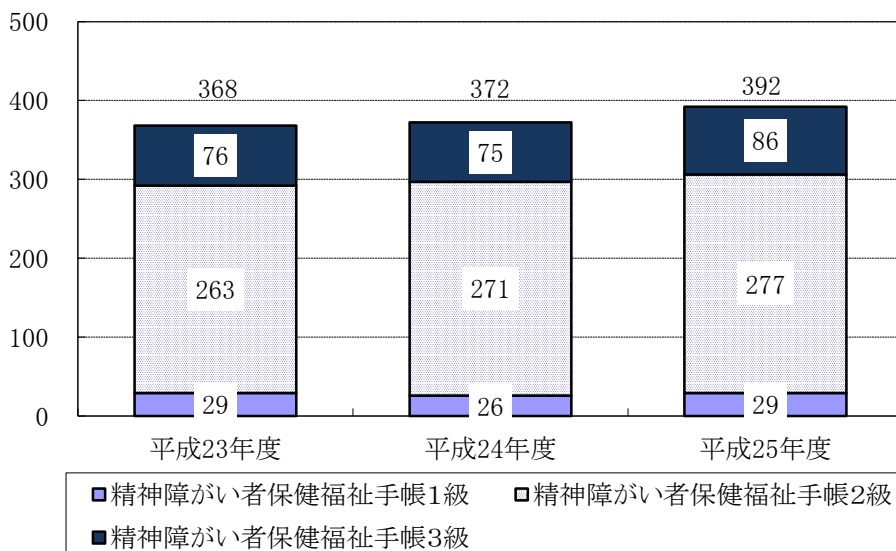


(市調べ)

#### ⑤ 精神障がいのある方の状況

精神障がい者保健福祉手帳交付数は、平成 25 年度末時点で 392 人（精神障がい者保健福祉手帳 1 級が 29 人、精神障がい者保健福祉手帳 2 級が 277 人、精神障がい者保健福祉手帳 3 級が 86 人）となっています。平成 23 年度からの推移では、2 年間で 24 人増加しています。

〔精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況（各年度末現在、単位：人）〕

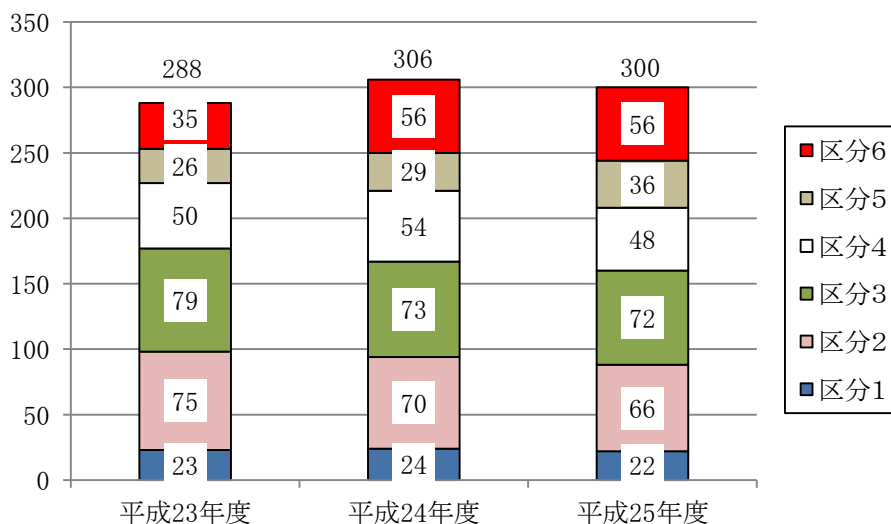


(市調べ)

### ⑥ 障がい程度区分（障がい支援区分※）認定

平成 25 年度末時点の障がい程度区分認定者でかつ支給決定者は 300 人（区分 1 が 22 人、区分 2 が 66 人、区分 3 が 72 人、区分 4 が 48 人、区分 5 が 36 人、区分 6 が 56 人）にのぼり、「区分 3」が多く、「区分 2」が続いています。（※平成 26 年 4 月から、「障がい程度区分」は「障がい支援区分」に名称変更されました。）

〔障がい程度区分（障がい支援区分）認定の状況（各年度末現在、単位：人）〕



### ⑦ 障がい児の状況

障がい児の状況は、平成 25 年度末時点で身体障がい者手帳所持者が 53 人、療育手帳所持者が 118 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が 2 人となっています。平成 24 年度と比較すると、身体障がい者手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳所持者の増減はありませんが、療育手帳所持者が 12 人増加しています。

また、身体障がい者手帳所持者の中での障がいの種類は、平成 25 年度末時点で「肢体不自由」が 28 人ともっとも多く、ついで「内部障がい」が 16 人、「聴覚・平衡機能障がい」が 7 人となっています。

〔(手帳種別)障がい児数の推移（各年度末現在）〕

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
身体障がい者手帳所持者（人）	1 級	30	32	30
	2 級	3	3	4
	3 級	6	6	7
	4 級	8	7	7
	5 級	1	1	1
	6 級	5	4	4
	合計	53	53	53

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
療育手帳所持者（人）	A 1	31	32	35
	A 2	1	0	1
	B 1	30	37	38
	B 2	31	37	44
	合計	93	106	118
精神障がい者保健福祉手帳 所持者（人）	1 級	0	0	0
	2 級	0	1	1
	3 級	1	1	1
	合計	1	2	2

〔(身体障がい種別) 障がい児数の推移 (各年度末現在)〕

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
身体障 がい者 手帳所 持者 (人)	視覚障がい	2	2	2	
	聴覚・平衡機能障がい	8	7	7	
	音声・言語障がい・そしゃく	1	0	0	
	肢体不自由	肢体不自由	22	22	21
		運動機能障がい	3	3	3
		脳原性機能障がい	3	4	4
		上肢機能障がい	0	0	0
		下肢機能障がい	0	0	0
		上下肢機能障がい	0	0	0
		小計	28	29	28
	内部障がい	心臓	12	13	13
		じん臓	0	0	0
		呼吸器	0	0	0
		ぼうこう・直腸	1	1	2
		小腸・免疫	0	0	0
肝臓		1	1	1	
小計		14	15	16	
合計	53	53	53		



## ⑧ 障がい者福祉に関する支援事業

アンケート調査では、市民のノーマライゼーション※に対する理解は低く、「障がいに対する正しい知識を啓発する」ことが大切です。また、障がい者が住みやすく社会参加しやすい社会づくりとして、住民、関係者ともに「仕事に対する支援の充実」や「入所施設、住まいの整備・充実」が多くみられます。障がい者が生活面で自立し、安心・安定した生活を送れるように、地域住民の理解と協力に基づく支援が必要となっています。また、災害時にそなえて、ボランティアの登録や研修等を図っていくことも重要です。

## ⑨ 障がい者福祉分野のアンケート意向

ノーマライゼーションの認知状況についてのアンケート調査は、今回調査では、「知らない」が57%（第1期：55%、第2期：58%）と多く、次いで「聞いたことはある」が26%（第1期：30%、第2期：26%）、「内容を知っている」が13%（第1期：10%、第2期：14%）となっています。

障がい者（児）への差別等をなくす方法についてのアンケート調査は、今回調査の住民調査では、「障がいに対する正しい知識を啓発する」が65%（第1期：51%、第2期：69%）と多く、次いで「障がいのある人の社会参加を促進する」が37%（第1期：なし、第2期：47%）、「幼いころから障がいのある人とふれあえるようにする」が34%（第1期：32%、第2期：33%）となっています。

今回調査の関係者調査では、「障がいに対する正しい知識を啓発する」が74%（第1期：73%、第2期：78%）と多く、次いで「障がいのある人の社会参加を促進する」が68%（第1期：なし、第2期：59%）、「障がいのある人と接する場・機会を拡充する」が50%（第1期：51%、第2期：55%）となっています。

障がい者（児）の社会参加のための施策についてのアンケート調査は、今回調査の住民調査では、「仕事に対する支援の充実」が51%（第1期：41%、第2期：51%）と多く、次いで「本人の障がいや個性に配慮した療育・教育内容の充実」が35%（第1期：39%、第2期：38%）、「入所施設、住まいの整備・充実」が34%（第1期：なし、第2期：28%）となっています。

今回調査の関係者調査では、「仕事に対する支援の充実」が56%（第1期：39%、第2期：61%）と多く、次いで「入所施設、住まいの整備・充実」が43%（第1期：なし、第2期：29%）、「本人の障がいや個性に配慮した療育・教育内容の充実」が42%（第1期：34%、第2期：42%）となっています。

※ノーマライゼーション 障がい者などが、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方である。

〔ノーマライゼーションを知っているか〕

	ノーマライゼーションを知っているか				
	全 体	内容を知 っている	聞いたこ とはある	知らない	無回答
第1期 調査	966 100.0	95 9.8	293 30.3	535 55.4	43 4.5
第2期 調査	818 100.0	116 14.2	214 26.2	476 58.2	12 1.5
今回 調査	665 100.0	89 13.4	172 25.9	381 57.3	23 3.5

(平成16年 地域福祉に関するアンケート調査:住民、平成21年 地域福祉アンケート調査:住民、  
平成26年 地域福祉アンケート調査:住民)

〔障がい者（児）への差別等をなくす方法〕

		障がい者（児）への差別等をなくす方法				
		全 体	差別や偏見は 感じられない	障がいに対す る正しい知識 を啓発する	幼いころから 障がいのある 人とふれあえ るようにする	障がいのある 人と接する 場・機会を拡充 する
第1期 調査	住民 調査	966 100.0	149 15.4	496 51.3	309 32.0	271 28.1
	関係者 調査	122 100.0	7 5.7	89 73.0	55 45.1	62 50.8
第2期 調査	住民 調査	818 100.0	94 11.5	566 69.2	269 32.9	324 39.6
	関係者 調査	142 100.0	4 2.8	111 78.2	64 45.1	78 54.9
今回 調査	住民 調査	665 100.0	69 10.4	432 65.0	229 34.4	214 32.2
	関係者 調査	151 100.0	6 4.0	112 74.2	66 43.7	75 49.7
		障がい者に配 慮した施設を 充実させる	障がいのある 人の社会参加 を促進する	障がい者擁護 の精神を社会 全体で育んで いく	その他	無回答
第1期 調査	住民 調査	261 27.0	第1期 なし	319 33.0	18 1.9	90 9.3
	関係者 調査	26 21.3		44 36.1	4 3.3	7 5.7
第2期 調査	住民 調査	334 40.8	383 46.8	第2期 なし	11 1.3	10 1.2
	関係者 調査	41 28.9	83 58.5		5 3.5	1 0.7
今回 調査	住民 調査	226 34.0	245 36.8	第3期 なし	19 2.9	30 4.5
	関係者 調査	36 23.8	102 67.5		1 0.7	2 1.3

(平成16年 地域福祉に関するアンケート調査:住民、関係者、  
平成21年 地域福祉アンケート調査:住民、関係者、  
平成26年 地域福祉アンケート調査:住民、関係者)

〔障がい者（児）の社会参加のための施策〕

		障がい者（児）の社会参加のための施策（上位5位）				
		全 体	在宅での生活を支えるサービスの整備・充実	仕事に対する支援の充実	障害者年金や手当の充実など経済的負担の軽減	ボランティアの育成や活動支援
第1期調査	住民調査	966 100.0	264 27.3	393 40.7	329 34.1	120 12.4
	関係者調査	122 100.0	63 51.6	47 38.5	32 26.2	17 13.9
第2期調査	住民調査	818 100.0	245 30.0	415 50.7	363 44.4	107 13.1
	関係者調査	142 100.0	45 31.7	87 61.3	45 31.7	27 19.0
今回調査	住民調査	665 100.0	164 24.7	338 50.8	175 26.3	142 21.4
	関係者調査	151 100.0	49 32.5	85 56.3	38 25.2	45 29.8
		日中に活動する場（障がい者さわやかカフェ等）の充実	入所施設、住まいの整備・充実	障がい者に対応した公共施設の充実	障がいに対する理解を深めるための啓発	障がいの早期発見・治療のための保健・医療の充実
第1期調査	住民調査	289 29.9	第1期 なし	165 17.1	295 30.5	370 38.3
	関係者調査	44 36.1		26 21.3	38 31.1	32 26.2
第2期調査	住民調査	131 16.0	232 28.4	206 25.2	311 38.0	238 29.1
	関係者調査	34 23.9	41 28.9	29 20.4	60 42.3	45 31.7
今回調査	住民調査	143 21.5	227 34.1	204 30.7	203 30.5	200 30.1
	関係者調査	42 27.8	65 43.0	45 29.8	62 41.1	36 23.8
		本人の障がいや個性に配慮した療育・教育内容の充実	交通手段の確保と外出支援の充実	就学するための条件整備や障がい児保育・教育の充実		
第1期調査	住民調査	376 38.9	254 26.3	208 21.5		
	関係者調査	41 33.6	42 34.4	29 23.8		
第2期調査	住民調査	312 38.1	158 19.3	264 32.3		
	関係者調査	59 41.5	37 26.1	50 35.2		
今回調査	住民調査	232 34.9	第3期 なし	第3期 なし		
	関係者調査	64 42.4				

(平成16年 地域福祉アンケート調査:住民、関係者、  
平成21年 地域福祉アンケート調査:住民、関係者、  
平成26年 地域福祉アンケート調査:住民、関係者)

## (4) 保健・健康づくり分野の現状と課題

### ① 人口動態

敦賀市でも死亡数が出生数を上回る自然減少が平成 22 年からみられます。出生等の状況では、低出生体重児（出生時体重が 2.5 kg 未満の児）が、平成 23 年には 55 人でしたが平成 25 年は 43 人と減少しています。

妊娠中の異常の早期発見や喫煙率の減少、乳幼児期の事故防止など、健康な子どもを産み育てるための支援とともに、親の育児力が高まるような働きかけも重要な課題です。

〔人口動態〕

(単位：人)

	人口	出生数	死亡数	低出生 体重児数	乳児死亡	新生児 死亡(再)
平成 23 年	67,289	624	637	55	0	0
平成 24 年	66,976	605	683	54	0	0
平成 25 年	66,504	645	685	43	1	1

	周産期 死亡数※	死産数	婚姻	離婚
平成 23 年	5	14	366	124
平成 24 年	1	16	380	119
平成 25 年	2	14	363	150

(福井県衛生統計年報人口動態統計)

※周産期死亡：満 22 週以後の死産及び生後 1 週未満の死亡を合わせたものである。

## ② 出生時体重の状況

出生数に占める低出生体重児の割合は、平成23年8.8%が平成25年は6.7%と減少していますが、1.5 kg未満の低出生体重児は年間3人という状況が続いています。

〔出生時体重別出生数〕

(単位：人)

	出生数	出生時体重別内訳				
		1 kg未満	1～1.5 kg 未満	1.5～2 kg 未満	2～2.5 kg 未満	2.5 kg 以上
平成23年	624	1	2	8	44	569
平成24年	605	1	2	6	45	551
平成25年	645	1	2	0	40	602

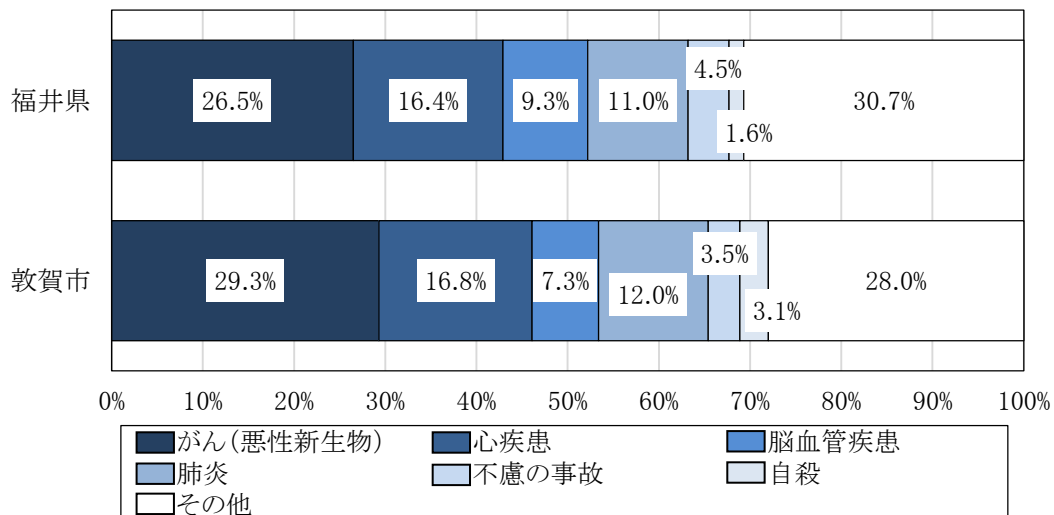
(福井県衛生統計年報人口動態統計)

## ③ 主要な死因別死亡者数

平成25年において本市の死亡者数685人の死因別死亡割合は、がん(悪性新生物)29.3%、心疾患16.8%、脳血管疾患7.3%で全体の5割以上を占めています。また、肺炎が12.0%と死因の第3位となっています。

死因の大半を占める生活習慣病の発症や重症化の予防、高齢者の肺炎の予防など、健康寿命の延伸に向けた取組が重要です。

〔平成25年 死亡原因別死亡割合〕



(平成25年福井県衛生統計年報人口動態統計)

#### ④ がん（悪性新生物）の部位別死亡数

死亡総数の約3割に当たる「がん」を部位別死亡数で見ると、肺がん・大腸がん・胃がんで約半分を占めています。近年、増加している大腸がんは、定期的に検診を受け早期発見早期治療により、完治する確率が高いがんです。定期的に検診を受けることが習慣化するような啓発が必要です。

〔がんの部位別死亡状況の推移〕

（単位：人）

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
がん（悪性新生物）の死亡総数		181（100%）	199（100%）	201（100%）
内 訳	胃	34（18.8%）	26（13.1%）	22（10.9%）
	肺・気管支	31（17.1%）	46（23.1%）	45（22.4%）
	大腸（直腸・結腸）	25（13.8%）	29（14.6%）	32（15.9%）
	膵臓	11（6.1%）	23（11.5%）	17（8.5%）
	肝臓・肝内胆管	10（5.5%）	14（7.0%）	12（6.0%）
	その他の部位	44（24.3%）	39（19.6%）	46（22.9%）
	その他のがん（悪性リンパ腫・白血病等含）	26（14.4%）	22（11.1%）	27（13.4%）

（福井県衛生統計年報人口動態統計）

#### ⑤ 自殺者の状況

敦賀市における自殺による死亡者は、以下のとおりである。働き盛りの年代層の割合が多く、男性は女性の約3～4倍となっています。

〔敦賀市の年代別自殺の推移〕

（単位：人）

	合計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
平成 23 年	11	0	1	3	2	2	2	1
平成 24 年	16	0	2	3	2	1	3	5
平成 25 年	26	1	1	2	4	10	3	5

（内閣府 地域における自殺の基礎資料）

## ⑥ 乳幼児健康診査の受診状況

1 か月児健康診査は、里帰り出産等県外の医療機関で受診される場合もあり、受診率はやや低くなっています。

1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査の受診率は、97～99%で推移しています。

未受診者については訪問等により、状態（状況）を確実に把握するよう努めます。

### 〔乳幼児健診受診率の推移〕

	1 か月児 健康診査	4 か月児 健康診査	9～10 か月児 健康診査	1 歳 6 か月児 健康診査	3 歳児 健康診査
平成 23 年度	94.2%	100%	93.0%	97.0%	97.8%
平成 24 年度	96.3%	98.1%	93.2%	98.9%	96.4%
平成 25 年度	95.1%	96.0%	93.0%	99.0%	97.5%

## ⑦ すこやか育児サポート事業

発達の段階や年齢に応じた時期に必要な健康診査やセミナー等を実施するとともに、必要なケースには家庭訪問等により継続的な支援を行います。7 か月児すくすく相談は約 8 割の親子が受講しており、発達や歯の手入れ、離乳食、乳児期におこりやすい事故について情報提供する良い機会となっています。

### 〔すこやか育児サポート事業の実施状況〕

	ママパパセミナー		離乳食セミナー		7 か月児すくすく相談	
	回数	受講者（人）	回数	受講者（組）	回数	受講者（組）
平成 23 年度	12	144	6	171	24	517
平成 24 年度	12	96	6	182	24	496
平成 25 年度	12	99	6	184	24	453

	小児整形外科相談		発達相談	親子のびのび教室	
	回数	相談延数（件）	相談延数（件）	回数	参加延数（組）
平成 23 年度	4	25	22	20	125
平成 24 年度	4	32	29	20	120
平成 25 年度	4	25	29	20	94

## 〔家庭訪問による相談指導件数〕

(単位：人)

		訪問対象者内訳						合計
		妊婦	産婦	新生児	乳児	幼児	その他	
平成 23 年度	実人数	2	507	182	341	58	58	1,148
	延人数	2	636	211	445	70	93	1,457
平成 24 年度	実人数	2	529	161	401	55	65	1,213
	延人数	2	645	176	497	93	101	1,514
平成 25 年度	実人数	3	539	190	413	35	54	1,234
	延人数	8	637	220	482	60	71	1,478

※産婦、新生児及び乳児には助産師による訪問含む

## ⑧ 予防接種

予防接種法に基づき実施する定期の予防接種にはA類疾病 12 種類（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・H i b 感染症・小児の肺炎球菌感染症・ヒトパピローマウイルス感染症・水痘）、B類疾病 2 種類（季節性インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症）があります。

特にA類疾病の予防接種については、積極的な接種勧奨を行い高い接種率を維持するよう努めています。

## 〔平成 25 年度の定期予防接種の接種率〕

ワクチン	接種率	備考
四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）	0 歳児 72.3%	初回接種 1 回目の接種率 (1 歳児の接種率は 99.3%)
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	87.2%	
麻しん風しん (MR)	1 期 98.6% 2 期 95.3%	
日本脳炎	3 歳児 58.1%	1 期初回 1 回目の接種率 (4 歳児の接種率は 81.4%)
B C G	91.1%	
ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん予防ワクチン)	—	平成 25 年 6 月以降積極的勧奨を中止
H i b	0 歳児 80.6%	1 回目の接種率 (1 歳児の接種率は 98.8%)
小児用肺炎球菌	0 歳児 80.6%	1 回目の接種率 (1 歳児の接種率は 98.6%)
水痘	1 歳児 82.2%	平成 26 年 10 月から定期接種化 (敦賀市は平成 23 年 8 月から全額公費負担で実施)
季節性インフルエンザ	55.1%	高齢者のみ
高齢者肺炎球菌ワクチン	—	平成 26 年 10 月から定期接種化

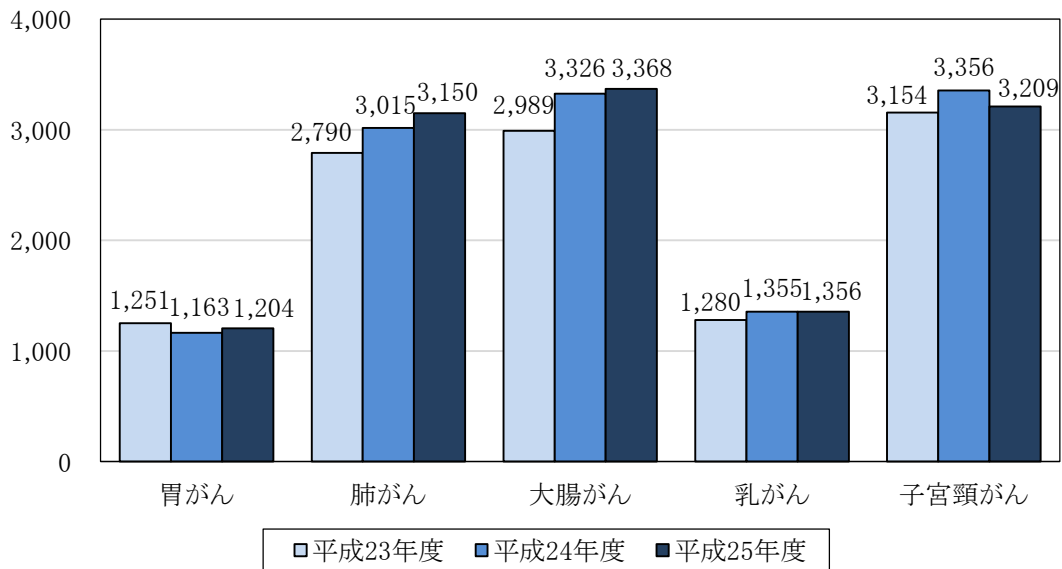


⑨ がん検診受診状況

胃がん検診・乳がん検診については、横ばい状態ですが、受診勧奨を積極的に推進している大腸がん検診については少しずつ受診者数が増加しています。

〔各がん健診の受診者数及び接種率の推移〕

		胃がん	肺がん	大腸がん	乳がん	子宮頸がん
平成 23 年度	受診者数(人) (受診率)	1,251 (7.1%)	2,790 (15.8%)	2,989 (17.0%)	1,280 (22.7%)	3,154 (34.7%)
平成 24 年度	受診者数(人) (受診率)	1,163 (6.3%)	3,015 (16.3%)	3,326 (17.9%)	1,355 (21.2%)	3,356 (35.5%)
平成 25 年度	受診者数(人) (受診率)	1,204 (6.5%)	3,150 (17.0%)	3,368 (18.2%)	1,356 (21.7%)	3,209 (35.6%)



⑩ 特定健康診査の受診状況

事業開始の平成 20 年度の受診者数は 1,365 人（受診率 12.0%）でしたが、未受診者に対する積極的な受診勧奨等により、平成 25 年度は 2,430 人（受診率 22.0%）となり、受診者数は年々増加しています。受診者のうち、内臓脂肪症候群の該当者及び予備群該当者は全体の約 3 割という状況です。

健診結果に応じて必要な方に適切な支援を行い、生活習慣の改善につながるような働きかけが必要です。

〔特定健診の受診者の推移及び内臓脂肪症候群該当者等の状況〕

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率	内臓脂肪症候群		
				該当者数 (人)	予備群該当 者数 (人)	率
平成23年度	11,146	1,965	17.6%	310	188	25.3%
平成24年度	11,076	2,157	19.5%	400	232	29.3%
平成25年度	11,028	2,430	22.0%	421	286	29.1%

(特定健康診査法定報告)

⑪ その他の健康診査

後期高齢者や医療保険を有していない方（一般健康診査）を対象とした健康診査についても、特定健康診査の検査項目と同等の内容で健診を実施しています。後期高齢者健康診査の受診率は毎年ほぼ一定していますが、一般健康診査の受診者は非常に少ない状況です。

〔後期高齢者及び一般健康診査の受診状況〕

	後期高齢者健康診査			一般健康診査		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率
平成23年度	8,402	1,382	16.4%	208	8	3.8%
平成24年度	8,561	1,399	16.3%	218	9	4.1%
平成25年度	8,005	1,419	17.7%	224	11	4.9%

# III 基本構想



# 1 基本理念

## (1) 基本的視点

### ① 地域福祉推進のための基本的視点

高齢者や子育て家庭、障がいのある人や生活困窮者等の市民が抱える生活課題に対応していくためには、行政による支援やサービス事業者等の対応に加え、市民や地域が取組の一部を分担したり、連携しあって課題解決に取り組んでいくことが不可欠となっています。

行政の支援のみならず、市民の自助努力と、住民同士・地域での共助・支え合いを基本として、市社会福祉協議会をはじめとする団体や事業所等の様々な主体による協働・連携の仕組みづくりが求められています。

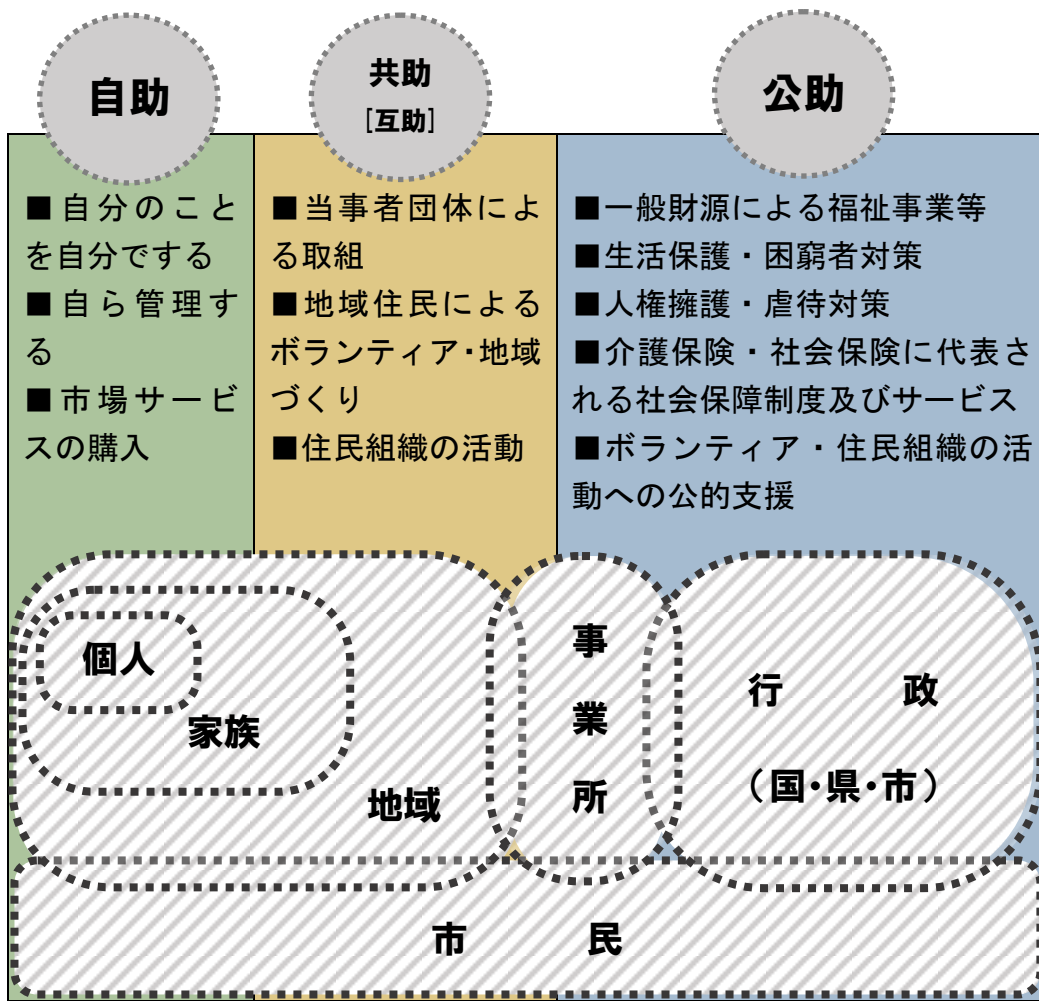
このような自助・共助の重要性は、平成 20 年の厚生労働省研究会報告「これからの地域福祉のあり方に関する研究会の報告」にも示されています。

#### 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」（厚生労働省）

地域には、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題があり、これらに対応する考え方として、地域福祉をこれからの福祉施策に位置づける必要がある。これらの生活課題は、誰もがいつかは遭遇する課題であり、その意味では、これらの課題を自らの問題であると認識し、住民間でそれを共有して解決に向かうような仕組みを作っていくことは、我々皆のこれからの安心のための準備として必要なことである。そして、このような仕組みをつくっていくことは、住民の自己実現意欲を生かすことにもなる。

地域福祉の推進にあたっては、個人の考えや行動、家族の支え合いによって主体的に解決を図る「自助」、ご近所同士や地域で活動する団体同士の支え合い・助け合いで地域の課題の解決を図る「共助」、行政が提供するサービスや行政がなすべき支援による「公助」の、それぞれの役割分担と相互連携によって取り組んでいくことを基本とします。

② 「自助」「共助」「公助」の役割分担



第6次敦賀市総合計画基本計画第1章「第1節 地域福祉の充実」から [抜粋]

(2) 福祉政策の実を上げるための共助の推進

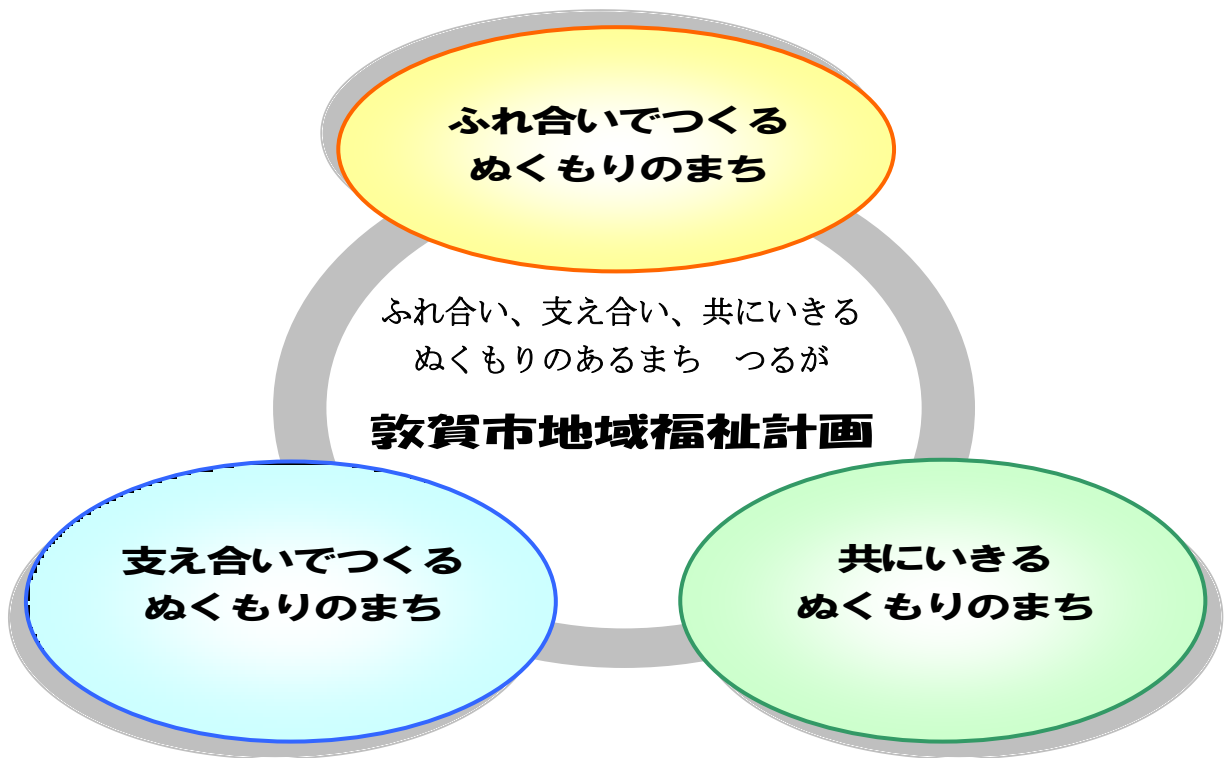
福祉の基本は、地域の人々が主体となった支え合いであると言えます。そこで、福祉政策の実を上げるために、これまでの地域の人々による相互扶助に留まらず、地域の社会貢献活動を行う団体や民間企業そして本市の各福祉施設等が連携して行うことができる体制の構築、充実強化を図ることで、共助による取組を一層推進していきます。

第6次敦賀市総合計画基本計画の視点から [抜粋]

福祉分野において、これまでのように公助を中心とした取組に加えて、高齢者や障がい者の積極的な社会参画や地域ぐるみでの支え合いの促進といった、いわゆる自助や共助による取組が一層重視されています。このことから、自助・共助・公助が一体となった支援策を行うことによって、子どもからお年寄りまでのあらゆる世代や立場の人々が安心して暮らすことができ、日々の暮らしの中でぬくもりを実感することができる地域社会を築いていくことが求められています。

これらの考え方を踏まえ、敦賀市地域福祉計画の「地域における支え合い・助け合い」の基本的考え方については、第6次敦賀市総合計画基本計画の視点等に基づき、また、「自助・共助（互助）・公助」の費用負担区分や地域性による違いも考慮し、「公助（税負担による行政が行うサービスや支援・社会保険のような制度化された相互扶助）」とともに、自らのことを自ら行う「自助」と、近隣の助け合いやボランティア等「共助」による取組によって敦賀市地域福祉計画が推進できると確信します。

### ③ めざす方向



#### ④ 地域のとらえ方

生活圏としての地域、ボランティアやサービス提供事業者等の活動を中心とした福祉活動の地域等、住民の暮らしや様々な活動が行われる範囲は、それぞれが重なりあいながら、地域住民相互のつながりや交流、助けあい等が必要になります。

アンケート調査において、安心して手助けが受けられる、手助けできる範囲については、今回調査の住民調査では、「隣近所」が32%（第2期：33%）、「回覧が回る地区の範囲」が26%（第2期：21%）、町内会が22%（第2期：26%）回答されています。

今回調査の関係者調査では、「回覧が回る地区の範囲」が31%（第2期：18%）、「隣近所」が25%（第2期：23%）、町内会が17%（第2期：30%）回答されており、身近な所が支え合いの地域ととらえている傾向がみられます。この範囲を「地域」ととらえることもできますし、市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は市全体ととらえることができ、また、地区単位で地域ととらえることもできます。

このように、地域とは一定の範囲に限定できるものではなく、この計画では柔軟にとらえるものとします。

〔互助、共助ができると考える地域の範囲〕

		互助、共助ができると考える地域の範囲				
		全 体	隣近所	回覧が回 る地区の 範囲	町内会	小学校区
第2期 調査	住民 調査	818 100.0	266 32.5	169 20.7	209 25.6	44 5.4
	関係者 調査	142 100.0	33 23.2	26 18.3	42 29.6	10 7.0
今回 調査	住民 調査	665 100.0	212 31.9	171 25.7	146 22.0	34 5.1
	関係者 調査	151 100.0	37 24.5	47 31.1	25 16.6	12 7.9
		中学校区	市全体	市域を越 えた広い 範囲	無回答	
第2期 調査	住民 調査	7 0.9	81 9.9	16 2.0	26 3.2	
	関係者 調査	1 0.7	17 12.0	4 2.8	9 6.3	
今回 調査	住民 調査	2 0.3	48 7.2	24 3.6	28 4.2	
	関係者 調査	4 2.6	20 13.2	1 0.7	5 3.3	

平成21年 地域福祉アンケート調査：住民、関係者、

平成26年 地域福祉アンケート調査：住民、関係者)

※ 第1期アンケート調査では設問がないため、記載していません。



## (2) 基本理念

市では、「世界をつなぐ港まち みんなで拓く交流拠点都市 敦賀」をめざすべき将来都市像として、平成 24 年 3 月に策定された「第 6 次 敦賀市総合計画」に基づき、各種施策・事業を総合的に推進しています。

前期基本計画では、基本構想の一つの柱である「ぬくもりと豊かさに満ちた住みよいまち」の実現を目指し、福祉分野の基本目標である「ぬくもりに満ちたまちづくり」における、地域福祉の基本的な方向性として、

- 地域の実情に合った福祉政策の推進
- 福祉政策の実を上げるための共助の推進
- 福祉のまちづくりの推進

の 3 点を掲げています。

本計画においても、第 6 次 敦賀市総合計画における地域福祉の基本方向を踏まえ、前計画である「第 2 期敦賀市地域福祉計画」の基本的考え方や目的等を今後も引き継ぎ、「第 3 期敦賀市地域福祉計画」の基本理念を「ふれ合い、支え合い、共にいきる ぬくもりのあるまち つるが」とします。

「公助」のみならず、市民、地域、事業所、団体等の様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進し、市全体で地域福祉についての理解を深め、市民、地域、市が一体となって地域福祉活動を展開する環境づくりを推進します。

### 基本理念

ふれ合い、支え合い、共にいきる ぬくもりのあるまち つるが

### (3) 基本目標

「ふれ合い、支え合い、共にいきる めくもりのあるまち つるが」の実現に向け、以下の3つの目標を設定し、敦賀市の地域福祉施策を展開します。

---

#### 目標1 ふれ合いでつくる めくもりのまち

---

地域全体で支え育てる福祉社会を実現するには、性や年齢、障がいの有無等の差異や多様性を認め合い、住民一人ひとりの個性や意向を尊重するとともに、権利の保護を図る必要があります。また、福祉・保健・医療、その他生活関連分野にまたがる複数のサービスや人材、施設を総合的に活用できるような体制を整えるとともに、市民、市社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、民間事業所等、多様なサービス供給主体の連携を強化し、敦賀市の地域力の向上を図ります。

---

#### 目標2 支え合いでつくる めくもりのまち

---

地域福祉の推進を担うのは市民であり、地域が抱える多種多様な課題に対応していくには、地域住民や当事者の積極的な参画と協働が不可欠です。また、施設や設備、人材、組織、情報等地域の様々な資源を有効に活用し、そのネットワーク化や相互交流を図っていく必要があります。

---

#### 目標3 共にいきる めくもりのまち

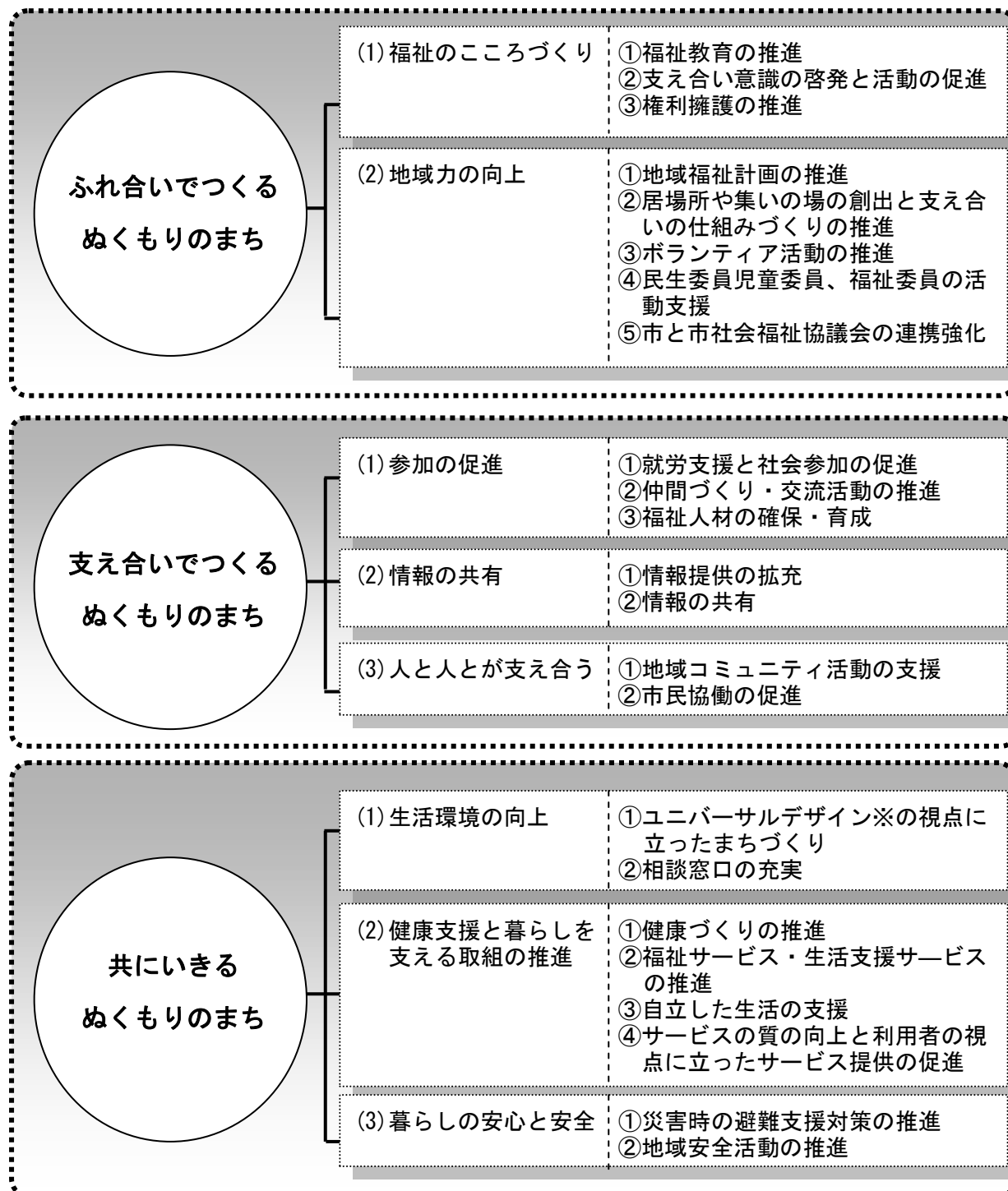
---

共にいきる、安心して暮らせる敦賀市となるように、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりの推進、健康福祉に関するサービスの充実、「安心」を感じられる暮らしづくりを支援します。また、社会的弱者の支援策としては、対象者別計画には含まれない生活困窮者等に対するサポート体制を構築し支援していくものとします。一方、近年の自然災害を踏まえ、地域を中心として、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人の安否確認や避難等について事前の心構えや準備を行うとともに、避難所においても安心して過ごせる体制を整備していく必要があります。敦賀市避難行動要支援者名簿への登録を進めるとともに、福祉避難所への避難誘導支援や避難所運営体制の整備を図っていきます。

#### (4) 敦賀市地域福祉計画の体系図

##### ◆地域福祉の基本理念◆

ふれ合い、支え合い、共に生きる ぬくもりのあるまち つるが

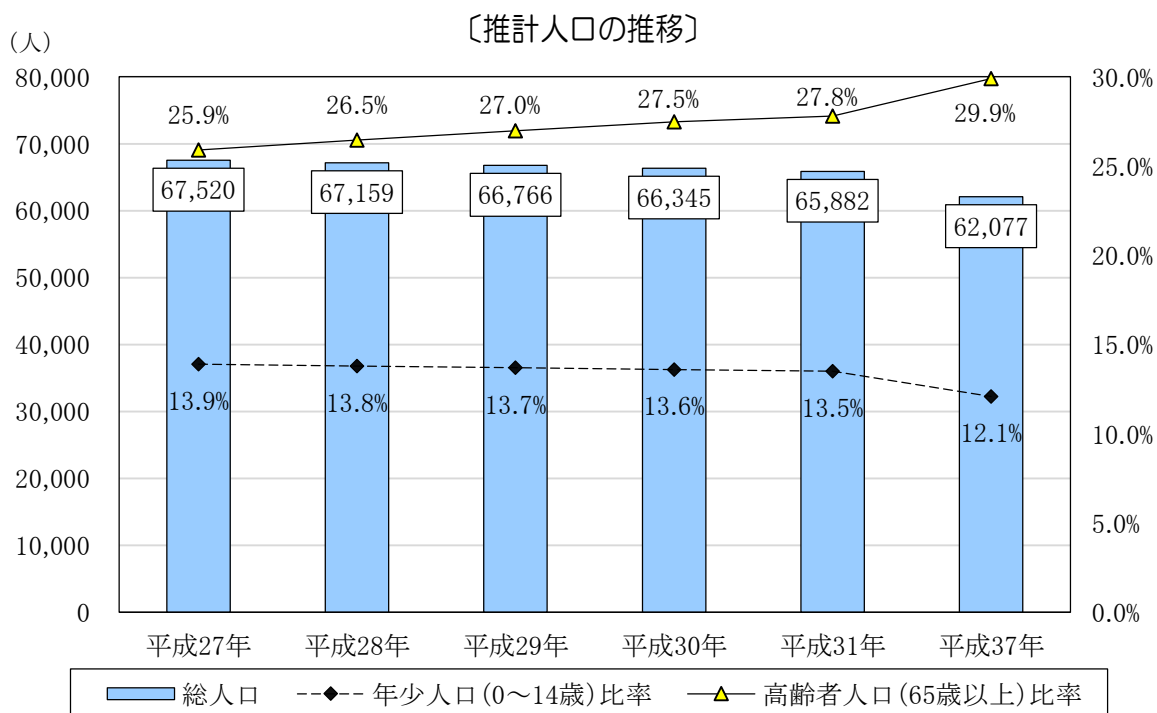


※ユニバーサルデザイン 健全者・障がい者を問わず、すべての人にやさしいデザインであるという考え方で、バリアフリーのさらに進化した概念である。

## 2 人口推計

平成 27 年からの人口を推計すると、総人口は徐々に減少し、平成 31 年は 65,882 人になると推計されます。

また、人口構成比にもやや変化がみられ、15 歳未満の年少人口比率は微減し、平成 31 年は 13.5%に、65 歳以上の高齢者人口比率は微増して 27.8%となることが推計され、少子高齢化の傾向が続くものと考えられます。



(人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 37 年
総人口	67,520	67,159	66,766	66,345	65,882	62,077
0~14 歳	9,403	9,254	9,156	9,013	8,865	7,515
年少人口比率	13.9%	13.8%	13.7%	13.6%	13.5%	12.1%
15~64 歳	40,632	40,134	39,598	39,095	38,699	36,015
生産年齢人口比率	60.2%	59.8%	59.3%	58.9%	58.7%	58.0%
65 歳以上	17,485	17,771	18,012	18,237	18,318	18,547
高齢者人口比率	25.9%	26.5%	27.0%	27.5%	27.8%	29.9%
人口問題研究所をベースとした推計総人口※	67,200	—	—	—	(H32 年) 66,300	—

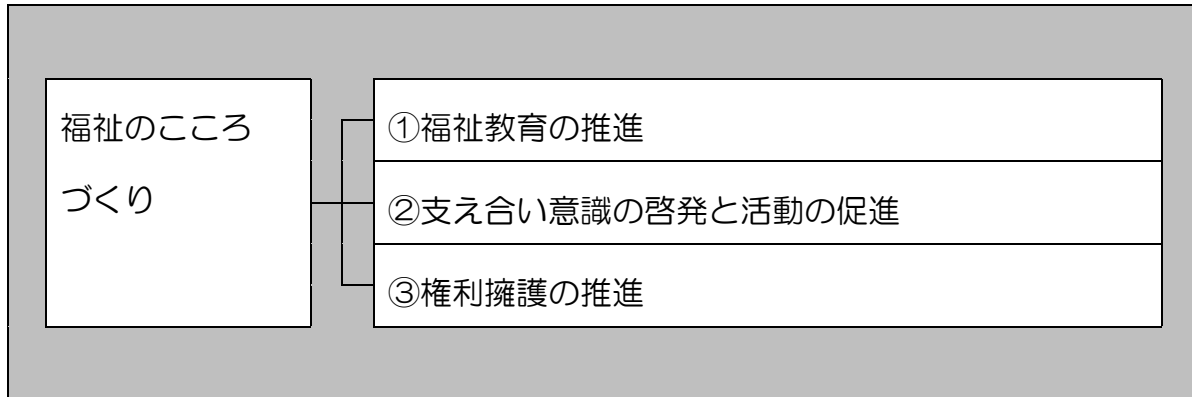
※参考値として、国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口を基に再推計した推計人口

## **IV 地域課題への取組〔基本計画〕**



# 1 ふれ合いでつくるぬくもりのまち

## (1) 福祉のこころづくり



### 基本的な方向

地域福祉活動への市民の自主的・自発的な活動を促進していくには、福祉に対する市民の正しい知識と理解が必要です。

市では、市民が福祉に対して関心を持ち、福祉活動に積極的に参加できるよう、福祉施策や学校教育、社会教育、行事等を通じて福祉教育や啓発活動等を推進しています。

市民が、障がい者や高齢者、子育て家庭等、様々な立場・状況にある方々について理解を深めていくとともに、身近な地域に内在する課題に目を向け、考え、問題解決に向けて自ら行動を起こしていけるように、市民、地域、学校、事業所、家庭等、あらゆる場面・機会を通じて福祉意識の醸成を図っていきます。

### 1 福祉教育の推進

#### 1) 学校教育における人権・福祉教育の推進

- 小・中学生を対象とした、高齢者や障がい者施設におけるボランティア活動や車いす等の疑似体験学習等の福祉教育を推進します。
- 小・中学校においては、学習指導要領に基づくとともに、総合的な学習の時間の活用等により、人権に関する教育と福祉教育を推進します。

主な事業：

- ・地域教育コミュニティ推進事業
- ・ボランティア推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

## 2) 家庭・地域での福祉教育の推進

---

- 人権意識の高揚の実現に向けた講演会や、いきいき生涯大学で高齢者の健康長寿に関する講座等の開催を通じて、今後も関係機関と連携して生涯学習活動や地域活動、家庭教育等のなかで、人権や福祉に関して考える場・機会の確保に努めます。
- 市内各地区に敦賀市男女共同参画推進員を委嘱し、推進員を対象とした研修会等を通じ、地域における男女共同参画推進の啓発活動を進めます。
- 地区コミュニティにおける役員等への女性や子育て世代の登用を図ります。

主な事業：

- ・生涯大学運営事業
- ・生涯大学院運営事業
- ・生涯学習推進

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

## 3) 市職員の福祉教育の推進

---

- 市職員の福祉問題への対応力向上を図るため、福祉教育をテーマとした研修会の開催や関係機関における研修会への参加を促進します。

---

## 4) 障がいのある人及び障がいに関する理解の浸透

---

- 相談支援事業所職員の関係機関等への周知活動や障がい者虐待防止についての広報つるが等での啓発を通じて、引き続き障がいに関する理解やノーマライゼーションの考え方の浸透を図ってまいります。

主な事業：

- ・社会参加促進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

## 2 支え合い意識の啓発と活動の促進

---

### 1) 行事や講演会等の開催

---

- 地域の支え合いを考える地域リーダー育成研修や講演会等を開催し、市民の参加促進を図ります。



主な事業：

- ・地域福祉活動支援事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

## 2) きっかけづくりと参加の促進

---

- 老人クラブによる高齢者と園児の交流（春・秋のさつまいもの苗植と収穫）や各種スポーツ大会、また、伝統的遊びや芸能伝承事業等を通じて、障がいのある人や高齢者、子ども等、様々な市民同士の交流の機会や場の充実を図るとともに、市内の福祉施設やサービス事業所の見学会等の開催により、福祉に対する理解を深めていきます。

主な事業：

- ・保育所地域活動事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

## 3) 子育てに関する意識の啓発

---

- 子育て支援センターは、地域子育て支援拠点として毎月子育て支援講座を開催し、子育てに必要な情報や知識について利用者のニーズの把握に努め講座内容に反映出来るよう様々な「親支援」を通じて、引き続き参加者が施設利用や互いの交流の場として活用できるよう、親子が安心して集うことが出来る拠点としての役割を担っていきます。
- 中学生社会体験活動や、家庭科保育領域の一環として参観学習を通じて、子どもたちへの理解を深めており、引き続き若い人達が生きていく上で子育てに関する認識を深め、子育ての喜びや楽しみを共感することができるよう、関連機関等が連携して子育てに関する学習や子育て交流事業を推進します。

主な事業：

- ・親支援事業
- ・つどいの広場事業
- ・子育て支援事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

## 4) 地域での支え合い意識の啓発

---

- 避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援制度については、区長、民生委員児童委員等を通じ制度の啓発を行っています。災害時の避難支援を含め、今後も多くの地域住民が、身近な地域の問題に気づき、解決に向けて活動するきっかけとなるように、広報つるがやイベント等を通じて、啓発活動を展開します。

主な事業：

- ・避難行動要支援者避難支援事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

### 3 権利擁護の推進

#### 1) 「子どもの権利」の周知

- 「子どもの権利」の周知や学習機会を提供し、子ども一人ひとりの成長と自立を支援します。

#### 2) 人権に関する学習・啓発の推進及び人権侵害への対応

- 県主催の人権教育指導者研修会への参加や人権教育講演会の開催を通じて、引き続き人権に関する正しい認識と意識が高まるように、学校・地域等で、人権学習や啓発活動を推進します。
- 社会教育活動の推進のため社会教育指導員の増員を検討します。
- 「県人権センター」や民間の人権擁護関係機関との連携を深め、人権侵害への対応の強化を図ります。
- 福井地方法務局敦賀支局及び市社会福祉協議会等とともに人権相談の窓口機能の向上を図ります。

#### 3) 市職員の人権教育の推進

- 市職員の人権侵害や人権擁護への対応力向上を図るため、人権をテーマとした研修会の開催や関係機関における研修会への参加を促進します。

#### 4) 虐待等についての啓発と相談等の体制の確保

- 厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけており、児童相談所が行う一時保護・措置・通所指導と併せ、(家庭)訪問指導等による親子の関係調整や、児童の情緒安定等自立を図るリハビリテーション並びに社会復帰への援助を関係機関と連携し行います。引き続き関係機関等との連絡・調整を密にして、児童や高齢者、障がいのある人等の虐待、DV等で被害を受けた人の一時保護等の対応を行います。
- 高齢者に対する虐待に関する相談は、地域包括支援センターが相談窓口となり、関係機関と連携を図り対応を行い、引き続き地域包括支援センターと関係機関が連携し、虐待の予防、早期発見、早期対応に努めます。
- 高齢者や障がいのある人への虐待防止や権利擁護のため、敦賀市高齢者権利擁護連絡協議会、敦賀市地域自立支援協議会内の障がい者権利擁護・虐待防止部会においてケース検討や情報共有等を行い、引き続き各協議会において協議を行い、関係機関の連携強化を図ります。

- 平成 24 年 10 月の「障害者虐待防止法」の施行を受け、虐待防止対策として地域福祉課に市障がい者虐待防止センターを設置（平成 24 年 10 月）しており、引き続き虐待防止対策に取り組むとともに必要時には迅速な対応を図ります。
- 基幹障害者相談支援センター運営事業により、成年後見制度利用支援事業や、障がい者等に対する虐待防止に取り組めます。
- 女性相談事業として、通常相談、夜間相談、福井地方法務局敦賀支局との合同相談を実施しており、また、周知のため、窓口広報リーフレット・相談カードの配布等を行っています。今後も、複雑多様化している相談内容に適切に対応するため、関係機関相互の連携強化を図ります。
- 相談業務関係者等を対象にしたDV被害者支援講座や、若年層を対象にしたデートDV防止講座を開催します。
- 児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止についてのチラシ作製、虐待に関する情報連携のための「虐待通報シート」の作成、広報つるがでの広報・啓発、各種団体の研修会等での啓発等を通じ、引き続きパンフレット、広報つるが、行政チャンネル、ホームページ等を活用して、児童や高齢者、障がいのある人等に対する虐待に関して、地域で見守ることの重要性を啓発します。

主な事業：

- ・相談事業
- ・家庭児童相談室運営
- ・権利擁護事業
- ・総合相談事業（高齢者）
- ・相談支援事業（障がい者）

（詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照）

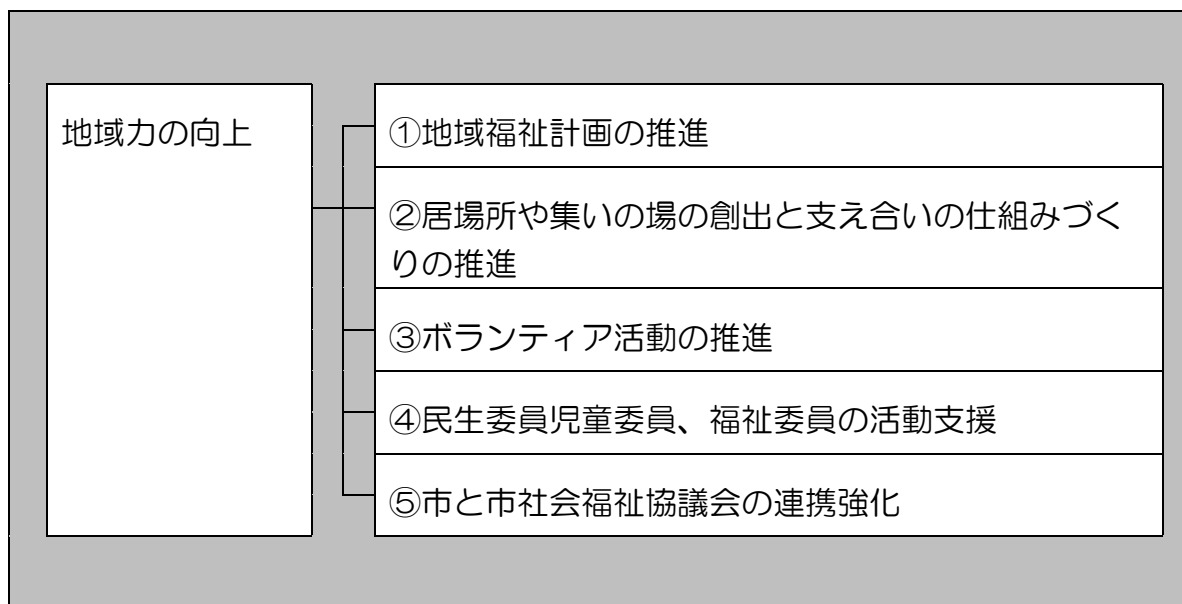
---

## 5) 成年後見制度と日常生活自立支援事業の推進

---

- 認知症や知的・精神障がい等により、判断能力が十分でない方が、本人の権利を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知及び利用を促進します。
- 基幹障害者相談支援センターや地域包括支援センターによる成年後見制度及び日常生活自立支援事業等に関する研修会の開催を通じて、今後も成年後見制度、日常生活自立支援事業について普及啓発に努め、必要な方の相談・利用の促進を図ります。
- 成年後見制度の利用が必要な方で、裁判所への手続きを行う親族がいない場合の申立等の支援を行います。

## (2) 地域力の向上



### 基本的な方向

市では、市民のニーズに対応できるように、地域住民からの福祉・介護サービス、障がい福祉サービスや子育て等に関する相談に応じたり、助言・指導を行っています。また、民生委員児童委員は、生活上の心配ごとの相談や福祉サービスを利用するための手伝い等、安心して暮らしやすい地域社会をつくるために活動しています。

地域課題に気づき、市と地域が協働で解決に取り組んでいく活動の展開に向けて知識・技術の習得や資質の向上に努めるとともに、民生委員児童委員やボランティア等多様な地域活動の担い手の活動を支援し、地域力の向上とふれ合いときっかけづくり、支え合いの仕組みづくりを進めます。

### 1 地域福祉計画の推進

#### 1) 地域福祉計画の体制づくりの推進

- 地域福祉計画については、市のホームページ、広報つるがに掲載等、様々な機会をとらえて周知を図ります。
- 計画の推進体制として、地域課題への取組についての協議や意見交換をする場を確保するとともに、具体的な推進を図るため、定期的に計画の進捗状況を点検・把握していきます。

---

## 2) 新しい支え合いの研究

---

- 地域福祉に関する取組について市社会福祉協議会と協議を重ねながら、引き続き市民相互の支え合い活動、地域の課題を地域で解決する取組や共助の在り方の検討等、市社会福祉協議会との協働のための研究と話し合いの場づくりを進めていきます。

## 2 居場所や集いの場の創出と支え合いの仕組みづくりの推進

---

### 1) 地域課題の把握と組織づくりの推進

---

- 地域の課題については、地域の問題・課題を洗い出すため、調査・点検するとともに、各地区民生委員児童委員協議会等に参加する等、近所づきあいの希薄化、高齢者の社会参加等、その都度関係機関と連携をとりながら地域の中で解決する支援を通じて、地域の課題の解決に向けた自主的な活動を推進します。
- 市内で活動する NPO 等の団体が、地域課題の解決や、より良い市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業を支援するとともに、地域環境の向上や、地域の雇用創出へとつながるコミュニティビジネス発展への芽を育みます。
- 既存のネットワークや地域住民、事業者を含めた支え合い、見守り体制を通じて、生活不安を抱える高齢者や、子ども、障がい者虐待を早期に発見し、適切な関係機関につなげる、自助、共助、公助を包含したネットワークを構築します。

---

### 2) 地域リーダーの育成

---

- 地域リーダーの育成や連携について取組を行い、今後も地域活動やまちづくりの推進役を担っている地区社会福祉協議会や民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、婦人会等の役員等を対象に、地域福祉活動の推進に係る研修を行う等、地域リーダーの育成を図ります。

主な事業：

- ・ 地域福祉活動支援事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

### 3) 見守り活動・助け合い活動の推進

---

- 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、婦人会等と連携し、日頃からの近所づきあい、地域でのあいさつ運動や声かけ運動、世代間交流等を推進し、見守り活動・助け合い活動につなげていきます。

主な事業：

- ・地域福祉活動支援事業
- ・小さな親切運動の推進

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

#### 4) 企業等に対する意識啓発と活動支援

---

- 市内事業所に敦賀市男女共同参画推進員を委嘱し、推進員を対象とした研修会等を通じて各事業所における男女共同参画推進の啓発活動を進めています。また、多様な就労形態を尊重する仕組みの整備や従業員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の向上を図ります。
- ボランティア活動を支援するため、関係機関とも連携して、市内事業所に社会貢献活動の重要性を啓発していきます。

主な事業：

- ・ボランティア推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

### 3 ボランティア活動の推進

---

#### 1) ボランティア活動推進体制の整備

---

- 市ボランティアセンターを中心として、ボランティア活動に関する普及啓発、人材の養成、情報の提供等を行うとともに、広報つるがを活用し周知を図ります。
- ボランティア団体同士の交流の機会を設ける等、ボランティア団体間の連携を促し、ボランティア活動の効率化を図ります。

主な事業：

- ・ボランティア推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

#### 2) 専門的な知識のあるボランティアの育成

---

- 住民参加によるボランティア活動を活発に展開していくためのリーダー育成等を目的とし、市ボランティアセンター等が実施する研修会等の充実を図ります。
- 定年退職者や子育て経験者等、経験や知識・技術のある人材が、地域で活躍できるように努めます。

主な事業：

- ・ボランティア推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

### 3) 多様な福祉人材の確保

---

- 市福祉総合センターで随時ボランティア登録を行っており、男性や若い世代のボランティア活動への参加を積極的に呼びかけ、多くの市民のボランティア活動への参加を促進します。

主な事業：

- ・ボランティア推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

### 4) ボランティアの活躍の場の拡充

---

- ボランティアコーディネーターが、ボランティアの相談窓口となったり、ボランティアとして活動をしたい人とボランティアを求めている人をつなぎ、活動しやすい環境を整える等のボランティア活動の発信・受け入れ・調整を行い、ボランティア活動が円滑に展開されるように努めます。

主な事業：

- ・ボランティア推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

### 5) ボランティア活動保険の加入促進

---

- ボランティアが安心して活動に取り組めるように、市社会福祉協議会と協力してボランティア活動保険の加入を促進します。

主な事業：

- ・ボランティア推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

## 4 民生委員児童委員、福祉委員の活動支援

---

### 1) 民生委員児童委員、福祉委員の連携強化と支援

---

- 地域福祉セミナーによる研修や、国や県の研修会への出席等による委員活動の基盤強化を通じて、引き続き民生委員児童委員や福祉委員の研修の場を設けながら、委員活動の基盤となる地区民生委員児童委員協議会、地区福祉委員協議会等の活発化を図ります。

- 民生委員児童委員が地域で活動しやすくなるように、年6回各地区民生委員児童委員協議会を開催し、必要な情報提供を行い連携強化を図ります。

主な事業：

- ・ 民生委員児童委員活動助成事業
- ・ 地域福祉活動支援事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

## 5 市と市社会福祉協議会の連携強化

### 1) 双方の連携強化と支援

- より実効性のある施策や事業とするため、地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案、実施にあたり市社会福祉協議会と連携を図るとともに、情報提供についても双方で連携して市民に提供できるように取り組みます。

主な事業：

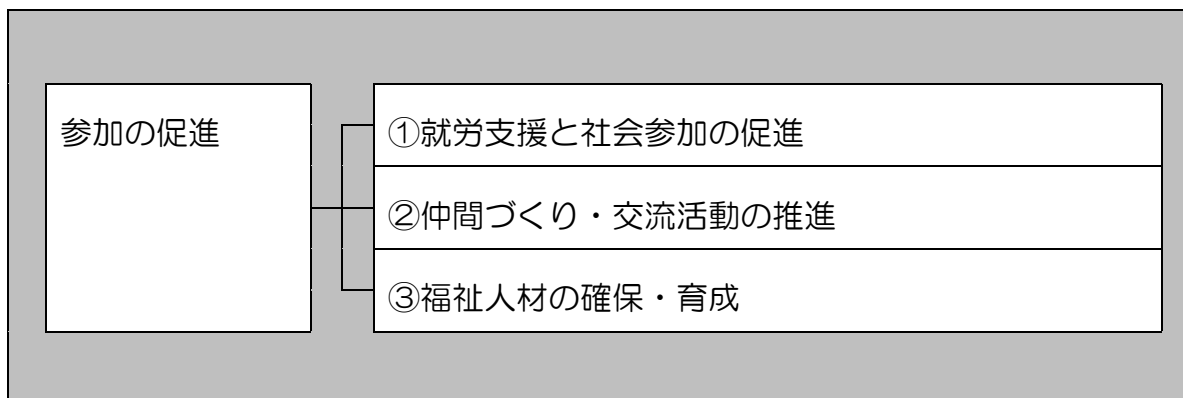
- ・ 地域福祉活動支援事業
- ・ ボランティア推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)



## 2 支え合いでつくるぬくもりのまち

### (1) 参加の促進



#### 基本的な方向

地域福祉活動に関する情報提供の充実を図るとともに、地域福祉活動へのきっかけとして、交流の「場」への参加を促進します。地域福祉活動を推進するため、市社会福祉協議会や民生委員児童委員、福祉委員、自治会、NPO 等、既存の地域資源との連携の強化を図るとともに、福祉人材の育成を行います。

#### 1 就労支援と社会参加の促進

##### 1) 障がいのある人の就労支援

- 地域自立支援協議会就労支援部会（月 1 回程度開催）を開催し、関係機関との情報共有を図るとともに、引き続き市内の障がい者支援施設の支援とともに、関係機関と連携して就労機会の確保に努めます。
- 障がいのある人の就労に関する相談・情報提供機能の強化を図るとともに、就労のための技術習得や能力開発等の訓練機会を充実させ、就労の促進を図ります。
- 平成 25 年 4 月から施行された障害者優先調達推進法に基づく敦賀市障がい者優先調達方針に基づき、市各課に優先的な調達について働きかけるとともに、物品の購入や役務の調達、作業の委託等を推進します。

主な事業：

- ・ 地域活動支援センター事業

（詳細は「V 基本計画に係る主な事業」を参照）

---

## 2) 高齢者や障がいのある人への外出支援

---

- 高齢者や障がいのある人の心身の状態に合わせ、社会参加を可能にするための外出に必要な様々なサービスの提供を推進します。

主な事業：

- ・ 移動支援事業
- ・ 社会参加促進事業
- ・ 障がい者福祉バス運行
- ・ 重度身体障がい者等タクシー利用助成
- ・ 高齢者外出支援事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

## 2 仲間づくり・交流活動の推進

---

### 1) 関係団体・グループの活動支援

---

- 子育てサークルとの協働による支援事業の計画づくりや、子育てサークルへの場の提供、取りまとめた子育てサークル情報のホームページ公開や障がい者の当事者団体への補助金交付等を通じ、引き続き子育てサークルや障がい者団体等の自主的な活動を支援していくため、活動の場の確保や情報提供及び相談等の支援を行います。
- 高齢者サロン、子育てサロンの開設を支援するとともに、障がい者を含めた対象者を限定しない交流や世代間交流の場として拡充できるよう支援します。
- サロンやサークル活動等を推進するため、その活動の場として公共施設や空き店舗等の活用可能なスペースの情報を提供します。
- 地域のためにボランティア活動を行いたい、また、自身の経験や特技等を活かし活動したい方に対し、必要な情報を提供するとともに、各地域で活動する方々が情報を共有できるよう支援します。

主な事業：

- ・ 子育て支援事業
- ・ 生涯学習推進
- ・ 老人クラブ育成事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

### 2) 参加交流活動の促進

---

- 高齢者のスポーツ大会である健康長寿祭の参加促進や、いきいき生涯大学・大学院を通じた高齢者間交流を図り、今後も福祉イベントやスポーツ・レクリエーション活動、学習講座等を通じて、社会参加と交流活動を促進します。

主な事業：

- ・生涯大学運営事業
- ・生涯大学院運営事業
- ・社会参加促進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

### 3) 青少年の体験活動の充実

---

- 情報誌「つるがっ子広場」の発行（年2回）や、イベント情報の発行、青少年育成団体へ事業補助を行い、今後も家庭・地域・学校の一層の連携により、地域住民による郷土の伝統文化の継承や自然体験学習、スポーツ少年団等の活動の振興を図ります。

主な事業：

- ・地域教育コミュニティ推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

### 4) 高齢者の生きがいつくりの推進

---

- 老人クラブ活動促進のための福祉バスの運行や、老人クラブ連合会及び地区単位老人クラブへ補助金の支出、いきいき生涯大学や大学院を通じた高齢者の生きがいつくり、健康づくりを行っており、引き続き高齢者の社会活動が活発に展開されるように、スポーツ活動や地域活動、指導者育成等を実施し、高齢者の社会参加や生きがい、健康づくりを推進します。
- 高齢者が培ってきた知識や技能・技術を活かした就労機会の確保を支援します。

主な事業：

- ・老人クラブ育成事業
- ・生涯大学運営事業
- ・生涯大学院運営事業
- ・シルバー人材センターの支援

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

## 5) 障がいのある人の生きがいくりの推進

---

- 県障がい者スポーツ大会へ参加促進や市障がい者スポーツ大会、市スポーツ教室の開催等を通じて、引き続き関係団体と連携して、スポーツ活動や文化・芸術活動への参加を促進します。

主な事業：

- ・ 障がい福祉サービス
- ・ 社会参加促進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

## 3 福祉人材の確保・育成

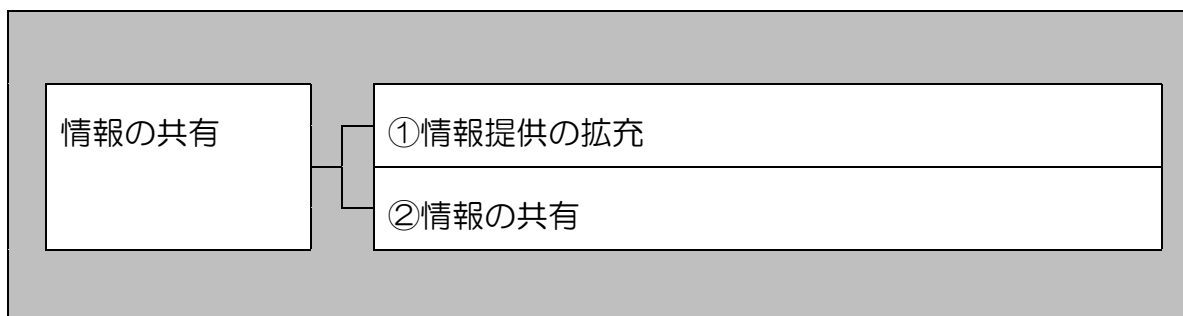
---

### 1) 専門職員の育成・充実

---

- 保育士、社会福祉士、医療技術職、保健師・助産師・看護師等の専門職を採用するとともに、これらの職員に対して所属課と連携し必要な研修を行っています。また、福祉・保健・医療関係研修に職員を参加させ、知識の向上を図っています。引き続き多様化・高度化する福祉ニーズに適切に対応するため、看護師等の専門職の確保・育成に努めるとともに、地域福祉を推進する上で広く住民を支援していく役割を担えるように、福祉・保健・医療関係専門職員の研修への参加を促進します。
- 「福井県社会福祉人材センター」、「嶺南福祉人材バンク無料職業紹介所」、「福井県ナースセンター」、「ハローワーク敦賀」等と密接に連携しながら、福祉人材の確保を図ります。

## (2) 情報の共有



### 基本的な方向

核家族化が進む中、子育てや介護をはじめ多様な情報が求められています。市民に正確で分かりやすい情報がいつでも提供できるように、そして、各機関、団体との連携により、行政以外の地域全体の情報も市民がいつでも得られるように、総合的な情報の提供を図っていきます。

また、障がい者の情報収集やコミュニケーションがより円滑になるように、手話通訳・点訳・音訳・要約筆記については、広域的な支援策を検討していきます。

#### 1 情報提供の拡充

##### 1) 福祉・保健・医療分野の連携強化

- 関係機関や関係団体との連携の強化や、庁内各課の福祉・保健・医療に係る協働と情報の共有化を図り、総合的な情報提供体制の構築に努めます。

##### 2) 福祉サービスに関する情報提供の推進

- 介護保険制度では、介護サービス情報公表制度が確立し、事業所の基本情報や運営状況等の公表が義務付けられ、「介護サービス情報公表システム」が稼動しています。介護サービス情報の提供を推進するため、このシステムの普及啓発を図ります。

##### 3) 情報のバリアフリー化の推進

- 市や市社会福祉協議会が行っている事業について、広報つるがやガイドブック、ホームページ、メール配信、出前講座等、あらゆる手段を活用し周知を行います。

- 基幹障害者相談支援センターでの障がい者のためのパソコン教室、障がい者パソコン相談事業を行っており、引き続き障がい者が情報を入手する手段の一つとしてパソコンを活用できるよう、パソコン相談やパソコン教室の開催をはじめ、パソコンボランティアの養成、障がい者向けIT機器等の情報提供を行う等、障がいのある人の情報のバリアフリー化を総合的に推進します。
- 手話奉仕員養成講座の開講や、手話通訳、音訳、点訳等の専門的技術と知識を要するボランティアの養成を図り、利用が促進されるよう情報提供に努めます。
- 福祉関係の最新情報を音訳や点訳、ホームページ等で提供していきます。
- 高齢者や障がい者、外国人等、全ての市民に対し、情報面でのバリアを除去するため、文字や配色に配慮するとともに、点字や音声、複数言語による情報提供に努めます。

主な事業：

- ・ボランティア推進事業
- ・コミュニケーション支援事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

#### 4) 多様な情報媒体を活用した福祉情報等の提供

---

- 広報つるがや行政チャンネル等の多様な情報媒体の活用を図りながら、福祉情報の提供を充実することで、市民が人権や福祉に対する認識と理解を深めていけるよう推進します。
- パソコン、スマートフォン等が普及している中、情報技術を利用する人とならない人との間で、情報提供に関する格差が生じないように、さまざまな機会や手段を通じた情報提供を行います。

## 2 情報の共有

---

### 1) 多様な媒体を活用した情報提供

---

- 各事業について情報提供の必要がある場合や情報提供を求められた場合においても、広報つるがや行政チャンネル、ホームページ等、多様な媒体を活用し、市民が必要な時にいつでも情報を入手できるように情報提供手段の充実に努めます。
- 広く市民に周知する方法として、商業施設の掲示板（毎月）に掲示し情報提供を図ります。
- 民生委員児童委員、福祉委員等の協力のもと、制度やサービスについて地域住民への浸透を図ります。

---

## 2) 多様な情報の提供

---

- 平成 22 年度より関係各機関の子育て情報を取りまとめた「子育てサポートブック」を作成し（毎年約 700 部）、母子手帳交付時を利用し配布するとともに、平成 23 年度からはサポートブックウェブ版（年 1 回更新）を作成しホームページで公開しています。また、介護保険制度のパンフレットや障がい者福祉の手引を作成し制度に関する周知を行っています。引き続きホームページやパンフレット等を通じて、市及び関係機関で実施している各種サービスや子育てグループの活動状況等の情報を提供します。
- 通知書等へのパンフレットの同封や、行政チャンネル、ホームページによる制度周知、広報つるがの活用等、介護保険サービスや障がい福祉サービス、子ども・子育てのサービス等について見やすさ、分かりやすさに留意しながら情報を発信しています。
- 市民のライフステージに合わせて、母子保健、成人保健、介護予防等の健康づくりに関する情報提供に努めます。
- 就労支援や住居に関する情報の提供については、関係機関と連携した取組方策を検討します。

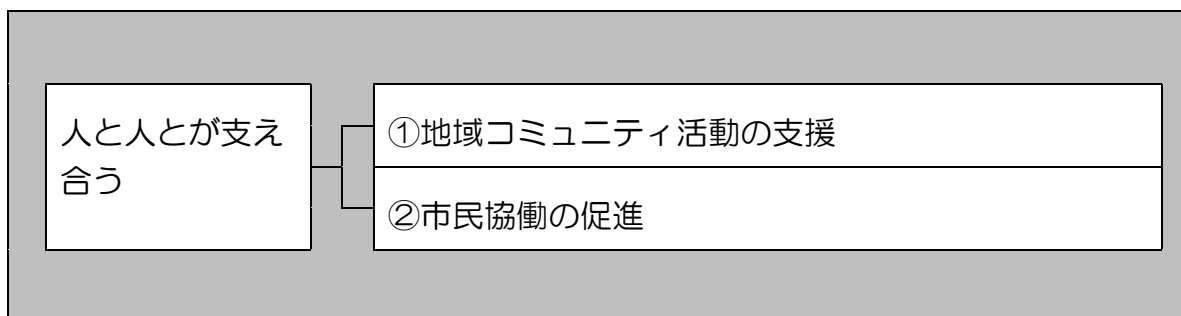
---

## 3) 制度やサービスの普及

---

- 平成 27 年度からの介護保険制度改正や、障害者総合支援法による障がい福祉サービス、子ども・子育て支援新制度等のサービスの周知と円滑な利用に向けて、正確な知識が得られるように、行政チャンネル、ホームページによる制度周知、広報つるがの活用等分かりやすい広報活動を継続的に推進します。

### (3) 人と人が支え合う



#### 基本的な方向

福祉ニーズは複雑・多様化しており、ボランティアや地域住民等による自主的な福祉活動やコミュニティ活動への期待はますます大きくなっています。

公的なサービスでは担えない地域社会における様々な生活課題に対して、地域住民が一体となって課題解決に向けて取り組んでいけるように、地域住民同士の交流を促進しながら、市民の主体的、積極的な地域福祉活動への参加を図っていきます。

#### 1 地域コミュニティ活動の支援

##### 1) 地域に開かれた福祉施設づくりと地域の連携

- 保健福祉関係施設等の地域への開放を促進します。また、市福祉総合センターの積極的な利用を促進し、今後も地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供や相談事業等の支援を行う等、地域との連携を促進します。
- 地域との交流を深めたり住民からの相談に応じる等、地域に開かれた場としての取組を促進するとともに、福祉施設と各種福祉団体との交流を図ります。

##### 2) 地域の活動拠点の拡充

- 世代間地域ふれあい交流の実施や、オープンスペース・図書コーナー等の設置等により地域住民が中心となった運営体制を充実させているとともに、公民館建設等施設整備にあたっては地区住民の意見を反映する取組を行っています。公共施設は地域活動を展開する上で大きな役割を果たすため、公民館、生涯学習センター等を、地域福祉活動を行う際の話し合いや活動の拠点となるよう今後も開放を進めるとともに、子どもや若者の利用促進を図ります。



---

### 3) 町内会活動への支援

---

- 地域住民が相互の連帯意識を深め、健康でより快適な生活環境の実現と住みよい地域社会の発展を図るため、引き続き、体育大会、夏祭り、環境美化運動等の各地区が実施する事業や町内会館の維持補修工事に係る経費に対して補助を行い、町内会活動において、地域住民が知り合う場となり、地域での活動を促進できるように活動を支援します。

主な事業：

- ・ 地域福祉活動支援事業
- ・ 区長連合会補助金

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

## 2 市民協働の促進

---

### 1) 市民活動団体への支援

---

- 市民活動団体意見交換会や広報つるが（市民活動及び市民活動支援室のお知らせ）等を通じ市民活動に関する理解を深めるとともに、市民講師によるワンコイン講座の開催等のまちづくりにつなげる支援をしています。今後も市民活動団体等の活動の活性化に向けて、情報提供をするとともに、運営面でのアドバイスや相談等により活動を支援します。
- 男女共同参画センター内に「交流サロン」を設け、市内で活動する市民活動団体が、簡単な打合せや団体同士の交流を図る場所として開放します。

主な事業：

- ・ N P O等活動支援事業
- ・ 市民協働推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

### 2) 市民活動団体との協働・連携の推進

---

- 市民協働のまちづくりを推進するため研修会や講座の開催、市民活動団体への支援等を行っています。引き続き市民参加によるまちづくり活動が展開できるよう、提案型のまちづくり事業を推進するとともに、協働で取り組む体制づくりに努めます。

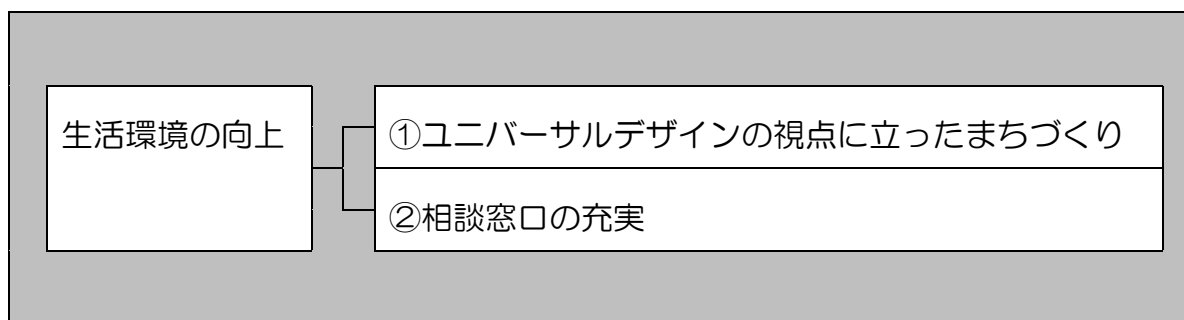
主な事業：

- ・ N P O等活動支援事業
- ・ 市民協働推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

### 3 共に生きるぬくもりのまち

#### (1) 生活環境の向上



#### 基本的な方向

高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が、地域で安全に暮らしていくためには、バリアフリーやユニバーサルデザインの生活空間づくりが欠かせません。高齢者や障がい者等を含む全ての市民が、快適で、安全に生活・交流できるように、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

また、市民の多種多様な相談・要望等に対して、迅速かつ適切に対応できるように、各相談窓口の充実に努めるとともに、相談支援機関相互の連携を図りながら総合的な相談支援体制の構築を図っていく必要があります。市の窓口をはじめとして各種相談窓口の対応力を高めるとともに、連携やネットワークの強化を図ります。

#### 1 ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

##### 1) バリアフリー化の推進

- 公営住宅や公共公益施設のバリアフリー化、点字ブロックの敷設や歩車道の段差の解消等による視覚障がい者や車いす利用者に配慮した道路の整備、ハートフルパーキングの整備導入支援等の環境整備に努めます。
- 児童文化センター、子ども発達支援センター等のエレベーターの設置や、小学校体育館等のスロープ設置、身体障がい者用トイレ設置を実施しており、引き続き高齢者や障がいのある人、子育てをする人等が社会参加や外出しやすい環境を整備するため、公共施設の建設、改修時におけるバリアフリー化に取り組みます。
- 敦賀市立看護大学、蓬萊遊園地便所等に、多目的トイレを設置しており、今後も公共施設の建設、改修時において、ベビーシート、おむつ交換台の設置に努めます。

- 白銀駐車場整備工事による身体障がい者用スペース（2台）の確保、市道松原呉羽線、市道中央杓見線における歩道バリアフリー化及び歩車道のエリア確保のための道路拡幅、道路改良等の整備を行っており、引き続き歩道の拡幅、段差の解消、反射板の設置等福祉的な配慮のある交通安全施設の設置、歩道の確保に努めます。
- ユニバーサルデザインの視点で、市民全体が共に利用する意識を啓発していきます。
- ハード面の整備や取組について、整備の趣旨や利用方法をさまざまな機会や場において説明し、適切に利用されるよう市民への周知、啓発を図ります。

主な事業：

- ・人にやさしい道づくり事業

（詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照）

---

## 2) 在宅ケアを可能にする住環境の整備

---

- 安全な居住環境を整備し、安心して在宅生活が継続できるよう、要介護（要支援）認定者に対して、福祉用具の貸与・購入、住宅改修に対する給付を行うとともに、要介護3以上又は車いすを使用し要介護1以上と認定された高齢者の自宅を暮らしやすい住空間にするため、洗面台の取替や昇降機の取り付け等による改修費用の一部を助成し在宅生活を支援しています。また、重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、住宅改修費を助成する日常生活用具給付等事業を実施しています。今後も高齢者や障がいのある人の安全で快適な在宅生活の維持向上と介護者の負担軽減を図るため、バリアフリー化等の住宅改修費に対する助成を行います。
- 在宅での自立生活を支える福祉用具や住宅改修に関して、適切な福祉用具の利用、住宅改修の実施となるよう、サービス事業者への指導等に努めます。
- 市営和久野住宅（4棟24戸）の全面改修工事等により室内バリアフリー化を実施しており、今後も市営住宅におけるバリアフリー化を行い、高齢者や障がいのある人に配慮した住環境の整備を推進します。

主な事業：

- ・重度身体障がい者住宅改造補助金
- ・住環境整備事業費補助金

（詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照）

## 2 相談窓口の充実

### 1) 相談機能の強化

- 高齢者の相談に対しては、平成 24 年度に地域包括支援センターを 1 箇所増設（計 3 箇所体制）し、各関係機関との連携のもと相談体制のネットワーク強化を図っています。市直営の地域包括支援センターは、市全体を把握し委託の地域包括支援センターの指導等を行うため、平成 26 年度に、「基幹型地域包括支援センター」に移行しました。
- 障がい者に関する相談事業を実施し、障がい者やその家族に対し、日常生活等に関する相談やサービス利用に関する情報の提供等を総合的に行っていきます。
- 子育ての相談については、平成 23 年度より子育てコーディネーター 2 名を子育て支援センターに、平成 24 年 11 月には 2 か所目の栗野子育て支援センターに、子育てコーディネーター 2 名を配置しており、引き続き子ども子育て支援新制度による「地域子育て支援拠点事業」として、子育て相談に対応していきます。
- 多様化する住民サービスへの的確な対応や今後の地域福祉推進のため、市の窓口、子育て支援センター、基幹障害者相談支援センター、子ども発達支援センター、障害者地域生活支援センター、地域活動支援センター、地域包括支援センター、健康管理センター、市社会福祉協議会等、各相談機関の相談員や専門員の配置と資質の向上等を図り、相談機能の充実に努めます。
- 低所得者や生活困窮者等の生活の状況に応じ、幅広い相談、助言を行うため、各種機関が実施する助成、支援情報の収集に努め、適切な福祉サービスの情報提供と相談体制の充実に努めます。
- 在宅医療・在宅介護に関する相談に対応するため、基幹型地域包括支援センター「長寿」に在宅医療・在宅介護連携コーディネーターを配置し、相談対応を充実していきます。

主な事業：

- ・親支援事業
- ・家庭児童相談室運営
- ・つどいの広場事業
- ・マイ保育園登録事業
- ・子育て支援事業
- ・地域包括支援センターの運営
- ・総合相談事業（高齢者）
- ・相談事業
- ・相談支援事業（障がい者）

（詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照）

---

## 2) 家庭内・男女間の暴力等の相談体制のネットワーク化

---

- 平成 24 年度から、相談業務関係窓口担当者連絡会を設置しており、引き続き女性相談をはじめとする相談窓口の担当部署が連携・協力する支援体制を構築していきます。
- 要保護児童対策地域協議会において、代表者会議や毎月の実務者会議、担当者レベルでの個別ケース検討会を適時行い、情報交換と早期対応を図ります。必要な支援内容や方向性を協議するとともに、チームで継続的な支援を行います。
- 高齢者虐待への対応としては、地域包括支援センターを中心として庁内関係課及び関係機関・関係職種相談のネットワーク体制を整備しており、引き続き高齢者権利擁護連絡協議会等においてその連携体制を強化していきます。
- いじめ、虐待、孤立、DV、消費者被害等の問題を解決するため、子ども、子育て家庭、高齢者、障がいのある人等の公的な相談窓口について周知するとともに、施設・機能の充実を図ります。
- 「障害者虐待防止法」の施行（平成 24 年 10 月）に伴い、障がい者の支援体制を強化します。

主な事業：

- ・相談事業
- ・相談支援事業（障がい者）

（詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照）

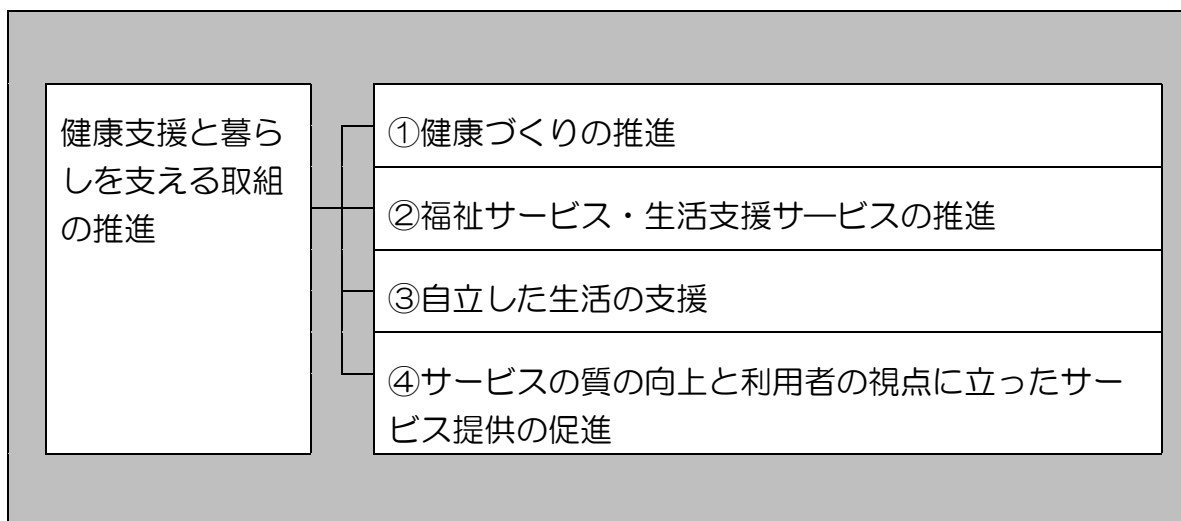
---

## 3) 生活課題に応じた各関係機関のネットワークの構築

---

- 生活課題は、複雑かつ多様化しており、子ども、子育て家庭、高齢者、障がいのある人等に関するさまざまな関係機関が連携しながら、情報共有できるしくみを構築します。

## (2) 健康支援と暮らしを支える取組の推進



### 基本的な方向

市では、誰もが健やかに安心して暮らせるように、各分野の具体的な計画に基づき福祉サービスの充実を図っています。また、サービス利用者の意思や希望に基づき適正なサービスが利用できるようにサービス提供基盤の充実に努めています。今後も、市民が必要なサービスを安心して利用できるように、サービス提供事業者と連携を図りながら福祉サービスの評価システムの検討や情報集積及び情報発信等に努めていきます。

### 1 健康づくりの推進

#### 1) ライフサイクルに応じた健康づくりの推進

- 敦賀市の健康づくり計画「健康つるが21計画（第2次）」に基づき、市民のライフステージにあわせた健康づくりを支援するとともに、今後も市民の健康づくりの拠点として、健康管理センターの機能の強化を図ります。
- 生活習慣病の発症及び重症化予防を推進するため、特定健診・がん検診の受診勧奨や未受診者対策に取り組むとともに、健診結果で支援が必要な方に対する保健指導を行います。
- ストレスやうつ病、ひきこもり、自殺対策について、県精神保健福祉センターや県二州健康福祉センターと連携・協力して取り組みます。
- 感染症の予防対策として、定期的予防接種を適切な時期に確実に接種していただけるよう努めます。

主な事業：

- ・がん検診
- ・特定健康診査事業
- ・後期高齢者保健事業
- ・歯の健康推進
- ・地域自殺対策事業
- ・妊婦健康診査
- ・健康教育等指導
- ・健康診査等事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

## 2) 子どもの成長に応じた保健活動と思春期保健の推進

---

- 乳幼児の健やかな成長発達を促すよう健診やセミナー等の機会や家庭訪問等で、保護者を支援していきます。
- 乳幼児期の発達段階において支援が必要な子どもを把握し、早期からの関わりに取り組み、的確な相談・指導に努めます。また、発達障がいについての理解が深まるよう啓発します。
- 児童・生徒の心と体の問題について、専門機関のアドバイスや支援を受けながら、子どもが直接相談できる場の確保やカウンセラーの配置等、適切な対応に向けた取組を進めるとともに、学校、家庭、地域の連携強化を図ります。
- 学校、家庭、地域が連携しながら、飲酒や喫煙、薬物等による健康被害の認識が浸透するよう取り組みます。

主な事業：

- ・すこやか育児サポート事業
- ・未熟児養育医療給付事業
- ・1歳6か月児健康診査
- ・3歳児健康診査
- ・乳児健康診査

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

## 3) 健康に関する知識の普及啓発

---

- 健康に関する意識の高揚を図り、「自分の健康は自分で守る」を実践できる市民が増えるよう取組を推進します。
- 感染症の流行について適切に情報提供するとともに、感染症の予防法についても普及啓発に努めます。
- 敦賀市食育推進計画に基づき、ライフサイクルに応じた食育活動の推進や食の大切さ・楽しさを啓発するとともに、地元の産物の紹介や地産地消等の食育活動を行います。

主な事業：

- ・健康教育等指導
- ・健康診査等事業
- ・市民健康食づくり事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

#### 4) 市ぐるみ健康づくり活動の推進

---

- 地域で活動している団体と協働し、市民が健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。
- 地域において食を通じて健康づくりをサポートする食生活改善推進員の養成や育成を行い、活動を支援します。
- 市医師会をはじめ地域の医療機関と福祉・保健分野との連携を強化するとともに、かかりつけ医の普及を促進します。

---

#### 5) 介護予防・認知症についての啓発

---

- 介護保険制度改正により第6期介護保険事業計画からは、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、「一般介護予防事業」として実施します。一般介護予防事業を「元気づくり事業～T3元気づくりプロジェクト!～」とし、その目標を、「①T つるがで 身近な地域で集える、活動できる場づくり」「②T つづける 運動や活動等を継続する高齢者の増加」「③T つながる 人・地域・関係機関がつながり取り組む元気づくり」として取り組みます。
- 生活機能チェックリスト及び認知症早期発見チェックリストにより、介護予防の普及啓発に努めるとともに、生活機能が低下している方、認知症が疑われる方を把握し、早期対応を図ります。
- 「認知症の方をほうっておかず、認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指し、「認知症ほっとけんまち敦賀」をスローガンに認知症対策を推進しています。今後も認知症に関する認識が深まるように、広報つるが、行政チャンネル、ホームページ等を活用するとともに、認知症サポーター養成講座や認知症予防の教室等を開催し、参加を促進します。
- 認知症の正しい理解と対応のための「認知症ケアパス」(認知症が発症したときからその進行状況・生活する上での支障に合わせて、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すもの)の周知を図ります。
- 平成25年度から、認知症の方やその家族に対して早期に集中的に支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を各地域包括支援センターに設置し、かかりつけ医等医療機関への受診勧奨、サービスの利用調整、介護



指導等を行っており、今後も、市民や関係機関に対して、認知症初期集中支援事業の内容の周知を図り、認知症の早期発見・早期対応に努めます。

主な事業：

- ・認知症高齢者見守り事業
- ・介護予防把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・一般介護予防事業

「元気づくり事業～T3 元気づくりプロジェクト！～」

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

## 2 福祉サービス・生活支援サービスの推進

### 1) 子ども・子育て支援、次世代育成支援の推進

- 「敦賀市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援新制度による保育・教育サービス、放課後児童クラブ、一時的な預かり、子どもの居場所づくり等の充実のほか、敦賀市次世代育成支援対策行動計画の継承による施策・事業の展開を図ります。
- 子ども・子育て支援新制度や次世代育成支援対策の周知を図ります。

主な事業：

- ・すみずみ子育てサポート事業
- ・不登校対策適応指導事業
- ・一時預かり等事業
- ・いじめ110番相談員配置事業
- ・保育サービス事業
- ・学校サポートチーム
- ・放課後児童健全育成事業
- ・放課後地域子ども教室推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

### 2) 高齢者の生活支援の促進

- つるが安心お達者プラン6（敦賀市高齢者健康福祉計画・第6期介護保険事業計画）に基づき、高齢者の生活支援サービス事業を推進します。
- ひとり暮らし高齢者への緊急通報装置や火災警報器の設置促進、寝具洗濯サービス事業の実施、民生委員児童委員によるひとり暮らし高齢者への定期的な見守り等の支援を行い、増加傾向にある高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が地域で自立した生活を送ることができるように、生活支援・福祉サービスを推進します。

- 地域包括ケア体制整備に向けた専門職によるネットワーク化を図るため、今後も地域包括ケア会議（個別支援会議）の開催等に取り組みます。また、地域包括支援センターを中心に、医療と介護に関する関係機関だけでなく、民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、ボランティア等地域の方々も含めて皆で高齢者に関わり支援する「地域包括ケア体制」の確立を目指します。
- 地域での見守り活動等を支援します。

主な事業：

- ・寝具洗濯サービス事業
- ・緊急通報システム整備事業

（詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照）

---

### 3) 障がいのある人の自立生活支援の促進

---

- 敦賀市障がい者福祉計画（敦賀市障がい者基本計画・第4期敦賀市障がい福祉計画）に基づき、障がいのある人の地域での自立した暮らしを支える取組と、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスを推進します。
- 障がいのある人が地域での生活を継続または地域での生活に移行できるように、居住の場の確保を支援するとともに、地域で見守り・協力体制づくりに努めます。

主な事業：

- ・補装具の助成
- ・訪問入浴サービス事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・日中一時支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・医療費助成事業

（詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照）

---

### 4) 在宅介護の促進

---

- 介護や支援が必要な方に対しては、介護支援専門員・相談支援専門員がアセスメントのもと介護サービス計画を作成し、適切な保健・福祉・介護サービスが総合的に利用できるよう支援しており、引き続き支援や介護を必要とする高齢者や障がいのある方及びその家族の日常生活や社会生活が向上するように、在宅サービスの充実を図ります。
- 在宅での介護福祉の促進や慰労のため、常時介護を必要とするねたきり及び重度の認知症高齢者の介護者に対し、ねたきり老人等介護福祉手当を支給し、介護家族を支援するサービスを推進します。
- 在宅介護に関する保健・福祉・介護サービスが総合的に提供できるように、地域における在宅介護支援機能の強化を図るとともに、在宅介護に関する実践的な研修や介護知識・技術の普及、情報提供や介護相談を行

う相談体制の強化を図ります。

- 在宅医療と在宅介護の連携を強化するため、多職種連携推進の研修会や在宅医療と介護の普及啓発のための研修会等を開催します。また、「敦賀市在宅医療在宅介護連携推進協議会」において協議検討を行います。
- 障がいのある人やその家族の地域における在宅生活を支援するため、敦賀市障がい者福祉計画（敦賀市障がい者基本計画・第4期敦賀市障がい福祉計画）に基づき、相談支援事業をはじめ、日中活動の場、居住の場を確保して生活を支援する障がい福祉サービスを推進します。

主な事業：

- ・ねたきり老人等介護福祉手当支給
- ・家族介護継続支援事業

（詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照）

### 3 自立した生活の支援

#### 1) 生活困窮者等への相談、サポート体制の構築

- 「生活困窮者自立支援法」の平成27年4月1日施行にあわせ、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の強化を図るため、ハローワーク敦賀や関係機関と連携し、生活困窮者に対するさまざまな制度を活用できるよう、相談・支援体制を充実します。
- 生活保護世帯に対し、その困窮の程度に応じて適正な保護を行うとともに、地域社会の一員として自立した生活を送ることができるよう支援します。
- ニートや引きこもり状態にある生活困窮者等に対し、関連団体と連携を密にし、円滑な社会生活を送ることができるよう支援します。

主な事業：

- ・生活困窮者自立支援事業

（詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照）

### 4 サービスの質の向上と利用者の視点に立ったサービス提供の促進

#### 1) 事業者との連携

- 敦賀市介護サービス事業者連絡協議会の研修会や会議において情報共有等を行い、市と事業者との連携を深めるとともに、事業者間の情報ネットワークの構築支援等を行い、介護サービスの安定提供、質の向上を図ります。
- 事業所への多様化する福祉サービスの制度や仕組み、また、法人・施設等の運営に際し遵守すべき規程、基準等について周知徹底を図るとともに、利用者に対する積極的な情報提供を促す等、一層適切なサービス提

供に向けた指導に努めます。

---

## 2) 苦情処理体制の確保

---

- 全ての事業者において、苦情解決の仕組みの整備が図られるように、あらゆる機会を通じて、苦情解決の仕組みの整備とサービス利用者等への周知について、指導・助言を行います。
- 事業者段階の苦情解決がより適切かつ円滑に行われるように、「福井県運営適正化委員会」が行う研修等への参加を呼びかけます。
- 福祉サービス及び介護保険サービスに関する苦情が、適切な機関に受け継がれ、迅速かつ円滑に解決されるように、関係機関との連携体制を整備します。

---

## 3) 地域包括ケア体制への取組推進と福祉サービスの質の向上

---

- 高齢者については地域包括支援センターを中心とした体制、障がい者は地域自立支援協議会、子育て家庭の支援は子育て総合支援センター等を中心としたサポート体制を確保しており、今後もより機能的に対応できるようにネットワーク化を図り、支援が必要な人にあったケアや関わりができるように取り組みます。
- 高齢者介護については、地域包括ケア体制の整備に向け、対応困難事例等について地域包括支援センターを中心として地域包括ケア会議（個別支援会議）を開催し、関係機関との連携のもと支援を行います。
- 在宅医療と在宅介護の連携を強化するため、多職種連携推進の研修会や在宅医療と介護の普及啓発のための研修会等を開催します。また、「敦賀市在宅医療在宅介護連携推進協議会」において協議検討を行います。
- 介護支援専門員の質の向上を目指し、アセスメント能力向上のための研修会等を開催しており、今後も高齢者等のニーズをきめ細かく把握し、ケアマネジメントを行う介護支援専門員等の養成及び質の向上を図ります。
- 地域密着型サービス事業所に対しては、集団指導や実施指導を通じて、介護の質の向上を目指した指導を行っており、今後も各事業所で各種福祉・介護サービスの質の向上を図る取組が進むように、指導及び情報提供に努めます。
- 子どもの発達時の支援については、親自身が子どもの特性を理解し対応の仕方を学習したり情報収集できる親の会の開催や、乳幼児の年齢に応じた健康相談事業及び発達支援教室「親子すてっぷ教室」の実施、発達支援等に関する理解促進のため保育士研修会の実施等の支援を行うとともに、地域自立支援協議会及び教育支援委員会でのケース検討や情報共有により、関係各機関等の連携、協力を図っていきます。

主な事業：

- ・介護相談員派遣事業
- ・介護費用適正化事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

#### **4) 保健・医療・福祉に携わる職員の資質の向上**

---

- 福祉分野の研修を通じて、各所属に配置されている専門職員や一般職員の資質向上をめざすとともに、職員同士の連携、情報の共有化を図ります。

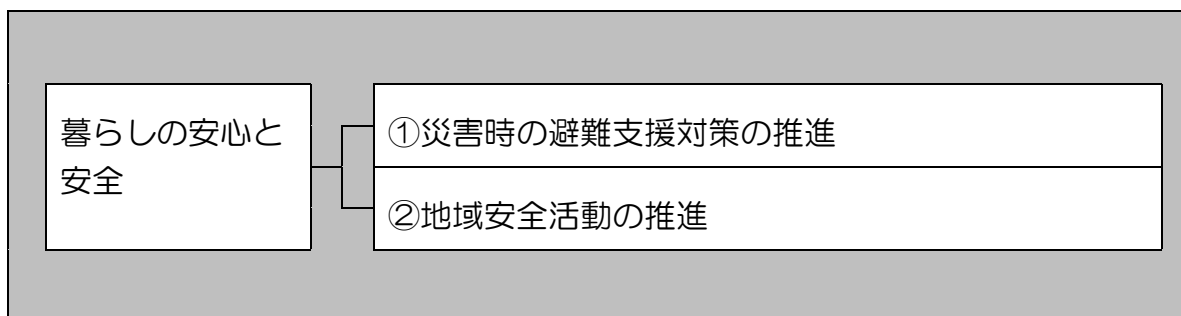
---

#### **5) 利用者の視点に立った事業サービス内容提供**

---

- 高齢者、障がい者・障がい児、子どもに関わる施設について、利用者が目的に合わせて選択できるよう事業者のサービス内容の公開・情報提供を積極的に行ってまいります。

### (3) 暮らしの安心と安全



#### 基本的な方向

大規模な地震・津波や、毎年のように発生する洪水・土砂災害等の風水害は、多くの尊い生命・財産を奪うとともに地域に甚大な被害をもたらしています。敦賀市においては、平成 25 年 9 月の台風 18 号通過時に、笙の川周辺への洪水の避難勧告に続き、市全域への土砂災害に対する避難勧告を発令しています。

ひとり暮らし高齢者や障がい者等の避難行動要支援者（災害時要援護者）の安否確認や避難支援等について事前の心構えや準備を行うとともに、避難所等においても避難行動要支援者（災害時要援護者）が安心して過ごせる体制を整備していく必要があります。また、敦賀市避難行動要支援者名簿への登録を進めるとともに、福祉避難所への避難誘導支援や避難所運営体制の整備を図っていきます。住み慣れた地域で、地域とのつながりをもちながら安心して暮らせるように、安心安全のまちづくりを推進します。

#### 1 災害時の避難支援対策の推進

##### 1) 避難行動要支援者（災害時要援護者）対策事業の推進

- 災害ボランティアについては、個人ボランティア、団体ボランティアの登録を推進するため、あらゆる機会を利用して市民に登録を呼びかけます。登録することで、地域の人と知り合い、地域がつながる機会となるように取り組みます。また、災害ボランティアに関する研修及び訓練を行うとともに、システムの見直しを行いながら、災害時に活用できるように事業を推進します。
- 市、民生委員児童委員、福祉委員、自主防災組織等が連携し、継続して避難行動要支援者（災害時要援護者）の把握・登録を推進し、地域における避難行動要支援者（災害時要援護者）の避難支援体制の整備を図ります。

主な事業：

- ・避難行動要支援者避難支援事業
- ・ボランティア推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

## 2) 災害時支援体制の整備

---

- 避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援制度の登録者については、年 2～3 回台帳の更新を行い、区長、民生委員児童委員、消防署等と情報共有を図っており、引き続き地域ごとの避難行動要支援者（災害時要援護者）の避難支援体制を充実していきます。
- 避難・救援活動や安全確認等では、地域、警察署、消防署、医療機関の連携体制を強化し、防災訓練においては、地域住民と高齢者や障がいのある人等の参加を促進するとともに、各福祉施設で定期的な実施を働きかけます。

主な事業：

- ・避難行動要支援者避難支援事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

## 3) 避難施設や備蓄体制の充実

---

- 敦賀市地域防災計画の備蓄目標に基づき、災害時における住民の救助及び避難生活に必要な物資を購入し備蓄します。また、災害用物資及び食料については、食物アレルギー対応食品等の選定等、要配慮者の利用にも配慮し、避難生活等における必要性を鑑み選定していきます。
- 避難所におけるバリアフリー調査を行い、避難所のバリアフリー化に努めます。

主な事業：

- ・防災資機材整備事業
- ・備蓄用品購入

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

## 4) 災害時の施設機能の充実

---

- 避難行動要支援者（災害時要援護者）の災害時における安全確保を図るため、平成 26 年 3 月に敦賀市介護サービス事業者連絡協議会と協定を締結し、協議会会員となっている施設（約 50 事業所）のうち、災害の種類・規模・発生時間により、安全な施設を福祉避難所として選択することができるようになっており、引き続き実際の運用について検討していきます。

---

## 5) ボランティアとの協力体制の確立

---

- 災害ボランティアの登録を行っており、引き続き、災害時に活動できる市民のボランティアの登録を促進します。
- 災害ボランティアセンター連絡会を年2回開催しており、今後も、災害時におけるボランティアの受け入れ体制等について協議する市災害ボランティアセンター連絡会の活動を推進します。

主な事業：

- ・ ボランティア推進事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

## 2 地域安全活動の推進

---

### 1) 青少年の問題行動への対応の充実

---

- 青少年の悩みや家庭教育に関する相談については、家庭教育相談員1名を配置し対応しており、今後も子どもの健全育成を支援するため、少年愛護センターの相談活動を行います。
- 青少年の問題行動への対応については、少年愛護センター相談員が、二州若狭地域生徒指導地域連携推進協議会、敦賀っ子健全育成推進協議会等に出席して情報提供・情報共有するとともに、スクールサポート員として小中学校教職員に助言しており、引き続き、市、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア、家庭等が連携した地域ぐるみの支援ネットワークの整備を図り、個別的・具体的な問題に対しては関係機関が連携して非行防止及び問題行動への対応を図ります。

主な事業：

- ・ 青少年補導活動
- ・ 青少年健全育成推進

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

### 2) 交通安全教育の継続実施

---

- 警察や交通指導員と協力し、保育園や小中学校、公民館等において、子どもや高齢者等、各年齢層に合わせた交通安全教室を実施します。
- 年4回の市内一斉街頭交通安全指導の実施や、各種団体との交通安全キャンペーンの実施、高齢ドライバーや自転車利用者のマナーと安全性を高めるための啓発活動を行っており、引き続き、交通安全に対する啓発活動を関係機関と協力して取り組みます。



主な事業：

- ・交通安全対策
- ・安全で安心なまちづくり事業

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

### 3) 子どもを地域で守る活動の推進

---

- 地域での見守り隊員の活動支援については、福井県と青少年健全育成敦賀市民会議の負担でのボランティア保険への加入等を行い、今後不審者情報の配信や登下校時の見守り等の活動を支援します。

主な事業：

- ・青少年健全育成推進

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

---

### 4) 消費生活対策の推進

---

- 消費生活におけるトラブル等を未然に防ぐため、広報つるがや市ホームページ、暮らしの市民教室、出前講座において情報提供を行います。
- 生活安全課において消費生活対策等の相談を受けるほか、各種相談窓口の案内を行います。

主な事業：

- ・安全で安心なまちづくり事業
- ・消費者行政推進

(詳細は「V基本計画に係る主な事業」を参照)

## 4 計画指標の設定

目標年度である平成 31 年度までに達成すべき目標値及び計画値を以下のとおり設定します。

施策・取組	目標値 (計画値) (平成 26 年度)	平成 25 (26) 年度 実績値	目標値 (計画値) (平成 31 年度)
<b>地域福祉活動全般</b>			
福祉に関心のある人の比率	78%	64.8%	70%
ボランティア活動参加者の比率	46%	45.1%	47%
市ボランティアセンター登録者 (H26 年 3 月末現在) 個人	800 人	801 人	850 人
団体	150 団体	125 団体	150 団体
災害ボランティア登録者 (H26 年 3 月末現在) 個人	350 人	326 人	350 人
団体	120 団体	97 団体	120 団体
避難行動要支援者登録割合	60%	50%	50%
<b>子ども・子育て分野</b>			
教育・保育の量 1号認定子どもの数	—	531 人	543 人
2号認定子どもの数	—	1,395 人	1,420 人
3号認定子どもの数	—	676 人	620 人
利用者支援に関する事業実施施設	—	0 か所	1 か所
時間外保育事業(延長保育) 実施施設、 実利用者	9 か所、定員125 人 —	9 か所、定員125 人 9 か所、111 人	— 21 か所、330 人
放課後児童クラブ実施施設、登録人数	12 か所、定員480 人 —	12 か所、定員505 人 12 か所、517 人	— 17 か所、851 人
子育て短期支援事業(ショートステイ) 年間延べ利用者	1 か所、定員3 人 —	1 か所、定員3 人 8 人日	— 20 人日
乳児家庭全戸訪問事業対象者	100.0% —	94.1% 608 人	— 553 人
養育支援訪問事業対象者	—	0 人	2 人
地域子育て支援拠点事業実施施設	3 か所	3 か所	3 か所
一時預かり事業(幼稚園における預かり 保育) 年間延べ利用者	3 か所 —	3 か所 18,051 人日	— 4,014 人日
一時預かり事業(幼稚園における預かり 保育以外) 年間延べ利用者	8 ヶ所 —	7 ヶ所 17,494 人日	— 15,323 人日

施策・取組		目標値 (計画値) (平成 26 年度)	平成 25 (26) 年度 実績値	目標値 (計画値) (平成 31 年度)
病児・病後児保育事業実施施設、年間 延べ利用者		3 か所	1 か所	—
		—	1 か所、4 人日	2 か所、480 人日
ファミリー・サポート・センター事業		1 か所	未実施	実施を検討
妊婦健康診査受診対象者		—	611 人	538 人
<b>高齢者分野</b>				
生活機能（基本）チェックリストの回 収率		—	17.7%	65%
認知症早期発見チェックリストの回 収率		—	—	65%
介護予防事業実施数		13 事業	11 事業	15 事業
要介護・要支援認定者数		—	3,194 人	3,950 人
地域密着型サービス事業所数		—	21 事業所	28 事業所
老人クラブ会員数割合		31%	31%	31%
<b>障がい者分野</b>				
ノーマライゼーションを理解してい る人の比率		19%	13.4%	14%
障害者就労支援施設		3 か所	3 か所	3 か所
地域活動支援センター		1 か所	1 か所	1 か所
グループホーム		3 か所	1 か所	2 か所
委託相談支援事業所		4 か所	4 か所	4 か所
<b>健康づくり分野</b>				
乳幼児健診の受診率（未受診者把握）				
1 歳 6 か月児健診		100%	99.0% (100%)	99% (100%)
3 歳児健診		100%	97.5% (100%)	98% (100%)
がん検診の受診率				
胃がん検診		50%	6.5%	50%
子宮頸がん検診		50%	35.6%	50%
肺がん検診		50%	17.0%	50%
乳がん検診		50%	21.7%	50%
大腸がん検診		50%	18.2%	50%



## **V 基本計画に係る主な事業**

※ 「IV 地域課題への取組〔基本計画〕」の施策に係る、主な事業を掲載しています。〔基本計画〕の記載内容によっては、予算を伴わない業務や予算事務事業に合致しない業務があることから、主な事業としての掲載を省略している箇所もあります。



# 1 ふれ合いでつくるぬくもりのまち

## (1) 福祉のこころづくり

### 1 福祉教育の推進

事業名	事業概要	担当課
地域教育コミュニティ推進事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 「敦賀スタンダード」の推進に向け、ふるさと意識の高揚を図るため、地域の教育力を学校に活かす事業を行いました。 (ゲストティーチャー等地域人材の活用、登山や自然観察等、地域を活用した体験等)</p> <p><b>【事業内容】</b> 学校が地域や家庭と連携し、一体となって教育力の向上を図る事業の推進、充実を図ります。</p>	教育政策課
ボランティア推進事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 平成 26 年度からは、ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティアの登録・養成講座等活動支援に努めました。</p> <p><b>【事業内容】</b> ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。</p>	地域福祉課
生涯大学運営事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> いきいき生涯大学のほかにも講座や学習の場が多くあり、入学者が減少している状況です。 月に 1～2 回開催（2 年制）、負担金無料（教材費実費自己負担有）[入学者数：平成 25 年度 60 人]</p> <p><b>【事業内容】</b> 65 歳以上の高齢者を対象に、学習を通じ積極的に社会に参加することにより、老後生活の充実、向上を図ります。 平成 27 年度から負担金 5,000 円が必要となります。</p>	地域福祉課
生涯大学院運営事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> いきいき生涯大学院のほかにも講座や学習の場が多くあり、入学者が減少している状況です。 月に 1 回程度開催、入学負担金：10,000 円 [入学者数：平成 25 年度 60 人]</p>	地域福祉課

事業名	事業概要	担当課
	<p><b>【事業内容】</b> 生涯大学卒業者を対象に、さらに教養を深め、老後生活の充実、向上を図ります。</p>	
生涯学習推進	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 各種講座や大会を開催するとともに、市民のニーズに合わせた見直しを行い、自主学習教室の育成と充実を図りました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 各公民館において家庭教育学級、地域ふれあい事業、各種教室及び講座を開催し、地域における生涯学習活動の推進を図ります。</p>	生涯学習課
社会参加促進事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 障がい者スポーツ大会（年1回）の開催、障がい者の自動車改造に対する助成、手話奉仕員養成講座の開講を行っています。</p> <p><b>【事業内容】</b> 障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会の開催、自動車改造助成事業、手話奉仕員養成研修会等を行います。</p>	地域福祉課

## 2 支え合い意識の啓発と活動の促進

事業名	事業概要	担当課
地域福祉活動支援事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 平成26年度からは、地域福祉活動支援事業として、地域リーダーの育成研修等の活動支援に努めました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う方々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。</p>	地域福祉課
保育所地域活動事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 小学生との交流、運動会、芋ほり等の活動を行うことによって保育内容の充実と福祉活動の推進を図りました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 今後も、公立・私立保育園を対象に、老人福祉施設訪問等を通じて地域、世代間の交流を深めます。</p>	児童家庭課
親支援事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師、助産師、保育士（子育てコーディネーター）などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行いました。</p>	児童家庭課



事業名	事業概要	担当課
	<p>[年間訪問件数：平成 25 年度 608 件]          [出生数に対する訪問率：平成 25 年度 94.1%]</p> <p><b>【事業内容】</b>          子育てに悩む保護者を適切なサービスに結びつけるため、4 か月未満児の戸別訪問を実施するとともに、あらゆる相談に対応できる環境を各保育園において整備することにより、保護者の子育てに対する不安の解消、育児力の向上を図ります。</p>	
つどいの広場事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>          子育て支援センター事業に加え、交流の場の提供と促進、相談や援助の実施、関連情報の提供及び講習会等の実施を行う場を設置することにより、親の子育てへの負担感の緩和や地域の子育て支援機能の充実を図りました。          [延利用者数：平成 25 年度 5,477 人 (1 日平均 22.2 人)]</p> <p><b>【事業内容】</b>          親子が気軽に集い、育児相談等を行う場を設置することにより、親の子育てへの負担感の緩和や安心して子育てができる地域の子育て支援機能の充実を行います。</p>	児童家庭課
子育て支援事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>          地域子育て支援拠点事業の促進として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を図りました。また、マイ保育園登録事業、ほっとタイム事業で保育園と連携した地域や家庭における子育て支援に取り組みました。</p> <p><b>【事業内容】</b>          子育てに対する不安についての相談、指導等を実施し、地域や家庭における子育て支援を図ります。子ども子育て支援新制度による地域子育て支援拠点事業として今後も継続して実施していきます。</p>	子育て総合支援センター
避難行動要支援者避難支援事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>          避難行動要支援者台帳の登録者については、年 2～3 回台帳の更新を行い、区長、民生委員児童委員、消防署と情報共有を図りました。また、災害ボランティア活動支援事業により、災害ボランティアの養成や災害ボランティアセンター運営訓練等を行いました。避難行動要支援者の避難支援制度については、災害対策基本法の一部改正に伴い、平成 26 年度に名称内容等見直しを行いました。          [登録者数：平成 25 年度末 1,899 名]</p> <p><b>【事業内容】</b>          災害対策基本法の改正に伴う、避難行動要支援者避難支援制度の周知、登録作業等を行い、地域での避難支援体制の推進を図ります。</p>	地域福祉課

### 3 権利擁護の促進

事業名	事業概要	担当課
相談事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 男女共同参画の様々な問題の相談に応じられる窓口の充実を図りました。また、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたりました。</p> <p>[相談員：平成 25 年度 2 名、相談窓口業務（通常相談、夜間相談、福井地方法務局敦賀支局との合同相談日）、窓口周知方法（窓口広報リーフレット・相談カードの配布等）]</p> <p><b>【事業内容】</b> 男女共同参画の様々な問題の相談に応じられる窓口を設置し、関係機関と連携して迅速かつ適切な処理に努めるなど、相談事業の充実を図ります。</p>	市民協働課
家庭児童相談室運営	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 家庭児童相談室に相談員・臨床心理士・保健師を配置し相談対応しています。</p> <p><b>【事業内容】</b> 家庭児童相談室において相談指導を行うことにより、家庭における適正な児童の養育と福祉の向上を図ります。</p>	児童家庭課
権利擁護事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 高齢者の実態把握や総合相談に努めました。権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、関係機関と連携を図り対処するとともに、高齢者の権利擁護に関する普及啓発や対応のネットワーク化を図るための「敦賀市高齢者権利擁護連絡協議会」を運営しました。（協議会、実務担当者会議等）</p> <p><b>【事業内容】</b> 高齢者の実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、関係機関と連携を図り対処するとともに引き続き推進、充実を図ります。</p>	介護保険課
総合相談事業（高齢者）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 高齢者の総合相談窓口として、初期段階での相談対応及び関係機関と連携を図り継続的・専門的な相談支援を行いました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 高齢者の総合相談窓口として、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行います。今後も市民に分かりやすい相談内容の具体的な提示など、地域包括支援センターの周知に努めます。</p>	介護保険課
相談支援事業（障がい者）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 障がい者やその家族に対し、日常生活等に関する相談やサービス利用に関する情報の提供等を総合的に行いました。</p> <p>[相談件数：平成 25 年度 10,650 件]</p>	地域福祉課

事業名	事業概要	担当課
	<p><b>【事業内容】</b> 障がい者やその家族に対し、日常生活等に関する相談やサービス利用に関する情報の提供等を総合的に行います。</p>	

## (2) 地域力の向上

### 1 地域福祉計画の推進

「IV 地域課題への取組〔基本計画〕」において、掲載のとおりです。

(62、63 頁)

### 2 居場所や集いの場の創出と支え合いの仕組みづくりの推進

事業名	事業概要	担当課
地域福祉活動支援事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 平成 26 年度からは、地域福祉活動支援事業として、地域リーダーの育成研修等の活動支援に努めました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う方々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。</p>	地域福祉課
小さな親切運動の推進	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 事業補助を行い、あいさつ運動やクリーン作戦をはじめ運営事務を行いました。</p> <p><b>【事業内容】</b> あいさつ運動の推進など、「小さな親切」運動の推進により、心豊かな「人づくり」「ふるさとづくり」を推進します。</p>	生涯学習課
ボランティア推進事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 平成 26 年度からは、ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティアの登録・養成講座等活動支援に努めました。</p> <p><b>【事業内容】</b> ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。</p>	地域福祉課

### 3 ボランティア活動の推進

事業名	事業概要	担当課
ボランティア推進事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 平成 26 年度からは、ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティアの登録・養成講座等活動支援に努めました。</p> <p><b>【事業内容】</b> ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。</p>	地域福祉課

### 4 民生委員児童委員、福祉委員の活動支援

事業名	事業概要	担当課
民生委員児童委員活動助成事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 敦賀市民生委員児童委員協議会連合会に対して民生委員児童委員活動助成費を支出し、活動を支援しました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 委員活動の強化のため敦賀市民生委員児童委員協議会連合会の支援を行います。</p>	地域福祉課
地域福祉活動支援事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 平成 26 年度からは、地域福祉活動支援事業として、地域リーダーの育成研修等の活動支援に努めました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う方々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。</p>	地域福祉課

### 5 市と市社会福祉協議会の連携強化

事業名	事業概要	担当課
地域福祉活動支援事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 平成 26 年度からは、地域福祉活動支援事業として、地域リーダーの育成研修等の活動支援に努めました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う方々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。</p>	地域福祉課

事業名	事業概要	担当課
ボランティア 推進事業（再 掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 平成 26 年度からは、ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティアの登録・養成講座等活動支援に努めました。</p> <p><b>【事業内容】</b> ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。</p> <p>住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。</p>	地域福祉課

## 2 支え合いでつくるぬくもりのまち

### (1) 参加の促進

#### 1 就労支援と社会参加の促進

事業名	事業概要	担当課
地域活動支援センター事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> [延利用者数：平成 25 年度 3,206 人]</p> <p><b>【事業内容】</b> 障がい者に創作的活動や生産活動の機会の提供を行う日中活動の場を提供し、地域生活への支援を行います。</p>	地域福祉課
移動支援事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> [延利用者数：平成 25 年度 1,056 人]</p> <p><b>【事業内容】</b> 屋外での移動が困難な障がい児者に対し、社会参加等のため、移動支援のためのヘルパーを派遣します。</p>	地域福祉課
社会参加促進事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 障がい者スポーツ大会（年 1 回）の開催、障がい者の自動車改造に対する助成、手話奉仕員養成講座の開講を行っています。</p> <p><b>【事業内容】</b> 障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会の開催、自動車改造助成事業、手話奉仕員養成研修会等を行います。</p>	地域福祉課
障がい者福祉バス運行	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 障がい者団体が実施する研修、行事の際に使用するバスの借上げ料を助成しました。 [利用回数 3 回/年（県内 2 回、市内 1 回）]</p> <p><b>【事業内容】</b> 障がい者団体が実施する研修、行事の際に使用するバス借上げ料を助成します。今後は、団体から県外の運行を希望する声もあり、運行内容を拡大の上、上限額を設定します。（平成 26 年 4 月 1 日～改正）</p>	地域福祉課
重度身体障がい者等タクシー利用助成	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 対象者：身体障害者手帳 1 級所持者、2 級（第 1 種に限る）のうち下肢、体幹、視覚障がい者、療育手帳 A 表示者（ただし施設入所者、自動車税減免を受けている者は除く） 助成：1 級 36 枚、2 級・A 表示 24 枚、助成額、乗車 1 回ごとに初乗り料金（リフトタクシーの場合は基本料金 30 分まで）</p>	地域福祉課

事業名	事業概要	担当課
	<p>[平成 25 年度申請者数：1 級 202 人、1 級リフト 82 人、2 級・A51 人、2 級・A リフト 33 人]</p> <p><b>【事業内容】</b>            重度障がい者に対し、タクシー（リフトタクシー含む）の基本料金を助成します。現在は精神障害者保健福祉手帳所持者を対象としていませんが、県内には実施している市町が多く、今後の助成を検討していきます。</p>	
高齢者外出支援事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            バス、タクシー、リラポート、市民福祉会館利用料又は入館料に使用可能な 100 円券を年 24 枚交付しました。            対象者：年度内に 75 歳以上に到達する高齢者（施設入所者、ねたきり手当、障がい者タクシー券利用者を除く）            [利用者数：平成 25 年度 4,908 人]</p> <p><b>【事業内容】</b>            高齢者が生きがいをもって活動的な生活環境を維持し、社会参加を図るためにバス・タクシー等の利用券を交付します。</p>	地域福祉課

## 2 仲間づくり・交流活動の推進

事業名	事業概要	担当課
子育て支援事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            地域子育て支援拠点事業の促進として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を図りました。また、マイ保育園登録事業、ほっとタイム事業で保育園と連携した地域や家庭における子育て支援に取り組みました。</p> <p><b>【事業内容】</b>            子育てに対する不安についての相談、指導等を実施し、地域や家庭における子育て支援を図ります。子ども子育て支援新制度による地域子育て支援拠点事業として今後も継続して実施していきます。</p>	子育て総合支援センター
生涯学習推進（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            各種講座や大会を開催するとともに、市民のニーズに合わせた見直しを行い、自主学習教室の育成と充実を図りました。</p> <p><b>【事業内容】</b>            各公民館において家庭教育学級、地域ふれあい事業、各種教室及び講座を開催し、地域における生涯学習活動の推進を図ります。</p>	生涯学習課

事業名	事業概要	担当課
老人クラブ育成事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 健康づくり、介護予防を目的とした大会やスポーツ推進、地域リーダー育成などを行っています。単位老人クラブ（45,000 円/クラブ）と市老人クラブ連合会（平成 25 年度 4,668,325 円）にそれぞれ補助金を支出し、活動を支援しました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の活動を促進し、在宅高齢者の福祉増進を図るため、老人クラブに対して補助をします。</p>	地域福祉課
生涯大学運営事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> いきいき生涯大学のほかにも講座や学習の場が多くあり、入学者が減少している状況です。 月に 1～2 回開催（2 年制）、負担金無料（教材費実費自己負担有）[入学者数：平成 25 年度 60 人]</p> <p><b>【事業内容】</b> 65 歳以上の高齢者を対象に、学習を通じ積極的に社会に参加することにより、老後生活の充実、向上を図ります。 平成 27 年度から負担金 5,000 円が必要となります。</p>	地域福祉課
生涯大学院運営事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> いきいき生涯大学院のほかにも講座や学習の場が多くあり、入学者が減少している状況です。 月に 1 回程度開催、入学負担金：10,000 円 [入学者数：平成 25 年度 60 人]</p> <p><b>【事業内容】</b> 生涯大学卒業者を対象に、さらに教養を深め、老後生活の充実、向上を図ります。</p>	地域福祉課
社会参加促進事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 障がい者スポーツ大会（年 1 回）の開催、障がい者の自動車改造に対する助成、手話奉仕員養成講座の開講を行っています。</p> <p><b>【事業内容】</b> 障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会の開催、自動車改造助成事業、手話奉仕員養成研修会等を行います。</p>	地域福祉課
地域教育コミュニティ推進事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 「敦賀スタンダード」の推進に向け、ふるさと意識の高揚を図るため、地域の教育力を学校に活かす事業を行いました。 (ゲストティーチャー等地域人材の活用、登山や自然観察等、地域を活用した体験等)</p>	教育政策課



事業名	事業概要	担当課
	<p><b>【事業内容】</b> 学校が地域や家庭と連携し、一体となって教育力の向上を図る事業の推進、充実を図ります。</p>	
シルバー人材センターの支援	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 高齢者の就業機会を確保する経費（平成 22 年度～平成 25 年度）、生活支援事業（家事などの生活支援サービス等）・次世代育成事業（育児支援等）（平成 22 年度～平成 23 年度）を実施する経費を補助しました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 高齢者の就業機会の確保、福祉・家事援助サービスについての技能講習及び研修会、育児支援をするための技能講習・研修などを実施する経費について補助します。</p>	商工政策課
障がい福祉サービス	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> [延利用者数：平成 25 年度 10,687 人]</p> <p><b>【事業内容】</b> 障がい児者に対して、自宅や施設に入所して介護等の支援を受けたり、障がい児者の自立を目指し、施設への通所等による生活能力、職業能力向上のための訓練等の支援を行います。</p>	地域福祉課

### 3 福祉人材の確保・育成

「IV 地域課題への取組〔基本計画〕」において、掲載のとおりです。

(70 頁)

## (2) 情報の共有

### 1 情報提供の拡充

事業名	事業概要	担当課
ボランティア推進事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 平成 26 年度からは、ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティアの登録・養成講座等活動支援に努めました。</p> <p><b>【事業内容】</b> ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。</p>	地域福祉課

事業名	事業概要	担当課
コミュニケーション支援事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>  聴覚障がい者に対して、手話通訳者（奉仕員）、要約筆記者（奉仕員）の派遣を行いました。  [派遣件数：平成 25 年度 164 件（手話通訳者 82 件、手話奉仕員 76 件、要約筆記奉仕員 6 件）]</p> <p><b>【事業内容】</b>  聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、必要に応じ手話通訳者等を派遣します。</p>	地域福祉課

## 2 情報の共有

「IV 地域課題への取組〔基本計画〕」において、掲載のとおりです。

(72、73 頁)

## (3) 人と人が支え合う

### 1 地域コミュニティ活動の支援

事業名	事業概要	担当課
地域福祉活動支援事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>  平成 26 年度からは、地域福祉活動支援事業として、地域リーダーの育成研修等の活動支援に努めました。</p> <p><b>【事業内容】</b>  地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う方々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。</p>	地域福祉課
区長連合会補助金	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>  区長連合会の各種活動に対して補助を行いました。（総会、講演会、市長と区長と語る会、副市長と語る会、先進地視察等）</p> <p><b>【事業内容】</b>  地域住民が相互の連帯意識を深め、健康で快適な生活環境の実現と住みよい地域社会の発展を図るため支援を行います。</p>	総務課

## 2 市民協働の促進

事業名	事業概要	担当課
NPO等活動支援事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b></p> <p>市民活動団体意見交換会及び広報つるがを通じ市民活動に関する理解を深めました。また、市民講師によるワンコイン講座を開催し、まちづくりにつなげる支援を行うとともに、男女共同参画センター内に「交流サロン」を設け、市内で活動する市民活動団体が、簡単な打合せや団体同士の交流を図る場所として開放しました。</p> <p>[広報つるが：特集 2 頁、ワンコイン講座（市民講師による講座）]</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>NPO法人や市民活動団体等の活動の把握と情報提供及び支援育成を図ります。また、団体間におけるさらなる連携の機会の提供を行います。</p>	市民協働課
市民協働推進事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b></p> <p>市民協働のまちづくりを推進するため、研修会及び講座を開催しました。また、市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助金を交付しました。</p> <p>[市民協働のまちづくり研修会：平成 25 年度 1 回、市職員、市民活動団体等対象]</p> <p>[敦まちづくりリーダー養成講座：平成 25 年度]</p> <p>[市民協働事業補助金：平成 25 年度（協働事業 2 団体、まちづくり提案事業 3 団体）]</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>市民・市民活動団体・事業者と行政がそれぞれの特長を活かして対等な立場で事業に取り組むことで両者の新しい関係づくりを図ります。また、行政と市民活動団体とのより一層の連携強化を図ります。</p>	市民協働課

### 3 共にいきるぬくもりのまち

#### (1) 生活環境の向上

##### 1 ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

事業名	事業概要	担当課
人にやさしい道づくり事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 市道気比余座線、市道木崎線、市道中央沓見線において、歩道バリアフリー化及び歩車道のエリアの明確化のため、歩道拡幅、歩道改良等の整備を行いました。なお、市道中央沓見線においては、現在も事業を継続しています。また、市道松原呉羽線が新たに追加されました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 高齢者や障がい者等を含む全ての市民が、快適で、安全に通行できるよう、車道と歩道の段差解消工事を進めます。</p>	道路河川課
重度身体障がい者住宅改造補助金	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 手すりの設置や床材の変更、スロープの設置等に関する改修費の一部を助成しました。 [助成件数：平成 25 年度 2 件]</p> <p><b>【事業内容】</b> 重度身体障がい者が、日常生活での障害を取り除くために自宅の改修を行った場合に、改造費用の一部を補助します。</p>	地域福祉課
住環境整備事業費補助金	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 要介護 3 以上又は、車いすを使用し要介護 1 以上と認定された高齢者の自宅を暮らしやすい住空間にするため、洗面台の取替や昇降機の取り付け等による改修費用の一部を助成し、在宅生活の支援を行いました。 [助成件数：平成 25 年度 1 件]</p> <p><b>【事業内容】</b> 在宅で生活する要介護高齢者等が行う介護保険給付対象外の住宅改修に対して助成することにより、高齢者の在宅生活の維持向上を図ります。</p>	地域福祉課

## 2 相談窓口の充実

事業名	事業概要	担当課
親支援事業 (再掲)	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師、助産師、保育士(子育てコーディネーター)などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行いました。            [年間訪問件数：平成25年度608件]            [出生数に対する訪問率：平成25年度94.1%]</p> <p><b>【事業内容】</b>            子育てに悩む保護者を適切なサービスに結びつけるため、4か月未満児の戸別訪問を実施するとともに、あらゆる相談に対応できる環境を各保育園において整備することにより、保護者の子育てに対する不安の解消、育児力の向上を図ります。</p>	児童家庭課
家庭児童相談室運営 (再掲)	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            家庭児童相談室に相談員・臨床心理士・保健師を配置し相談対応しています。</p> <p><b>【事業内容】</b>            家庭児童相談室において相談指導を行うことにより、家庭における適正な児童の養育と福祉の向上を図ります。</p>	児童家庭課
つどいの広場事業 (再掲)	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            子育て支援センター事業に加え、交流の場の提供と促進、相談や援助の実施、関連情報の提供及び講習会等の実施を行う場を設置することにより、親の子育てへの負担感の緩和や地域の子育て支援機能の充実を図りました。            [延利用者数：平成25年度5,477人(1日平均22.2人)]</p> <p><b>【事業内容】</b>            親子が気軽に集い、育児相談等を行う場を設置することにより、親の子育てへの負担感の緩和や安心して子育てができる地域の子育て支援機能の充実を行います。</p>	児童家庭課
マイ保育園登録事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            保護者の子育てに対する不安等を軽減するために、身近な保育園(公立)に登録し、出産前から就園までの間、保育士等により継続的に支援を行いました。</p> <p><b>【事業内容】</b>            妊婦や母親等の子育てに対する不安を軽減するために、身近な保育園に登録してもらい、出産前から未就園までの間、保育士等による継続的な支援を行います。</p>	子育て 総合支援 センター

事業名	事業概要	担当課
子育て支援事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>  地域子育て支援拠点事業の促進として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を図りました。また、マイ保育園登録事業、ほっとタイム事業で保育園と連携した地域や家庭における子育て支援に取り組みました。</p> <p><b>【事業内容】</b>  子育てに対する不安についての相談、指導等を実施し、地域や家庭における子育て支援を図ります。子ども子育て支援新制度による地域子育て支援拠点事業として今後も継続して実施していきます。</p>	子育て総合支援センター
地域包括支援センターの運営	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>  地域の高齢者の心身の健康保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置しています。また、増加する高齢者の相談に対応するため、平成 24 年度に地域包括支援センターを 1 箇所増設し 3 箇所体制としました。</p> <p>市直営の地域包括支援センターは、市全体を把握し委託の地域包括支援センターの指導等を行うため、平成 26 年度に基幹型地域包括支援センターに移行しました。</p> <p><b>【事業内容】</b>  地域の高齢者の心身の健康保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを運営します。</p>	介護保険課
総合相談事業（高齢者）（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>  高齢者の総合相談窓口として、初期段階での相談対応及び関係機関と連携を図り継続的・専門的な相談支援を行いました。</p> <p><b>【事業内容】</b>  高齢者の総合相談窓口として、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行います。今後も市民に分かりやすい相談内容の具体的な提示など、地域包括支援センターの周知に努めます。</p>	介護保険課
相談事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>  男女共同参画の様々な問題の相談に応じられる窓口の充実を図りました。また、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたりました。</p> <p>[相談員：平成 25 年度 2 名、相談窓口業務（通常相談、夜間相談、福井地方法務局敦賀支局との合同相談日）、窓口周知方法（窓口広報リーフレット・相談カードの配布等）]</p>	市民協働課

事業名	事業概要	担当課
	<p><b>【事業内容】</b> 男女共同参画の様々な問題の相談に応じられる窓口を設置し、関係機関と連携して迅速かつ適切な処理に努めるなど、相談事業の充実を図ります。</p>	
相談支援事業 (障がい者) (再掲)	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 障がい者やその家族に対し、日常生活等に関する相談やサービス利用に関する情報の提供等を総合的に行いました。 [相談件数：平成 25 年度 10,650 件]</p> <p><b>【事業内容】</b> 障がい者やその家族に対し、日常生活等に関する相談やサービス利用に関する情報の提供等を総合的に行います。</p>	地域福祉課

## (2) 健康支援と暮らしを支える取組の推進

### 1 健康づくりの推進

事業名	事業概要	担当課
がん検診	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診を40歳以上(子宮頸がん検診は20歳以上)の市民を対象に実施しました。 [受診率：平成 25 年度 胃がん(6.5%)・肺がん(17.0%)・大腸がん(18.2%)・子宮頸がん(35.6%)・乳がん(21.7%)]</p> <p><b>【事業内容】</b> 働き盛り世代のがん検診の推進を図ります。</p>	健康管理センター
特定健康診査事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 40歳以上の敦賀市国民健康保険加入者を対象とした生活習慣病予防健診及び保健指導を実施しました。 [特定健診受診率：平成 25 年度 22.0%、特定保健指導実施率：平成 25 年度 20.9%]</p> <p><b>【事業内容】</b> 未受診者を掘り起こし、重症化予防を徹底します。</p>	健康管理センター
後期高齢者保健事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 後期高齢者医療制度加入者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック費用助成を実施しました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 生活習慣病予防、介護状態の予防のため健診を推奨します。</p>	健康管理センター
歯の健康推進	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 歯の健康に関する知識の普及と予防、早期治療の支援を行いました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 歯周疾患予防や口腔機能の維持向上を推進します。</p>	健康管理センター

事業名	事業概要	担当課
地域自殺対策事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            ストレスやうつ病についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、こころの悩みを抱える方に対して個別相談を実施しました。            [こころの相談件数：平成 25 年度延 87 人]</p> <p><b>【事業内容】</b>            関係機関との連携体制の強化を図ります。</p>	健康管理センター
妊婦健康診査	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            母子ともに健全な状態で妊娠、出産ができるよう妊娠中に必要な健診を実施し、妊娠中の異常の早期発見を図りました。</p> <p><b>【事業内容】</b>            国の示す「望ましい妊婦健診の基準」に沿った内容の妊婦健診を実施し、妊娠中の異常の早期発見を図ります。また、医療機関との連携強化に努めます。</p>	健康管理センター
健康教育等指導	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            健康教室、健康相談、訪問指導を通じて、生活習慣病の予防や健康づくりに対する市民の健康意識の向上を図り、自己の健康管理ができるようサポートしました。</p> <p><b>【事業内容】</b>            生活習慣病予防や介護予防の重要性を理解し、行動に移せる方を増やします。</p>	健康管理センター
健康診査等事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            40 歳以上の敦賀市国民健康保険加入者や医療保険未加入の方を対象に生活習慣病予防健診を行い、生活習慣を見直し改善する機会を提供しました。また、40 歳以上を対象に肝炎ウイルス検診、40 歳以上の節目年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施しました。</p> <p><b>【事業内容】</b>            定期的に健康診査を受けることで、自覚症状がないまま進行する生活習慣病のきざしに気づき、自分の生活習慣を改善する機会を提供します。また、骨粗しょう症予防に対する取組の充実、肝炎ウイルス検診の受診機会の拡大に取り組みます。</p>	健康管理センター
すこやか育児サポート事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            新生児訪問や各種セミナー、専門医の相談など「安心して生み育てる環境づくり」をめざして、きめ細かな保健事業を実施しました。</p> <p><b>【事業内容】</b>            「安心して生み育てる環境づくり」を基本とし、各種セミナー・相談等、量・質ともにきめ細やかな母子保健事業を実施します。</p>	健康管理センター



事業名	事業概要	担当課
未熟児養育医療給付事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 養育のため入院を必要とする未熟児に対し医療を給付しました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 安心して必要な医療が受けられるよう支援します。</p>	健康管理センター
1歳6か月児健康診査	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 1歳6か月児を対象とした健康診査を実施し、疾病や障がい等を早期に発見し、治療や療育につなげるとともに保護者のストレスや育児不安に対して必要な支援を行いました。 [受診率：平成25年度99.0%]</p> <p><b>【事業内容】</b> 1歳6か月児に対する発育状況、栄養の良否、疾病障がいの有無、歯科検診等の相談・指導を行います。未受診者把握の徹底や、フォロー体制の確立に努めます。</p>	健康管理センター
3歳児健康診査	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 3歳児を対象とした健康診査を実施し、疾病や障がい等を早期に発見し、治療や療育につなげるとともに保護者のストレスや育児不安に対して必要な支援を行いました。 [受診率：平成25年度97.5%]</p> <p><b>【事業内容】</b> 3歳児を対象とした問診、身体計測、診察、歯科検診、発達検査、視覚・聴覚検査等を行います。未受診者把握の徹底や、フォロー体制の確立に努めます。</p>	健康管理センター
乳児健康診査	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 乳児を対象に、1か月児・4か月児・9～10か月児の3回に分けて健康診査を実施し、必要に応じて保健指導等を実施しました。 [受診率：平成25年度 1か月児健診95.1%、4か月児健診96.0%、9～10か月児健診93.0%]</p> <p><b>【事業内容】</b> 乳児を対象に、1か月児・4か月児・9～10か月児の3回に分けて健康診査を実施し、その結果に基づき、保健指導等を実施します。また、医療機関との連携強化に努めます。</p>	健康管理センター
市民健康食づくり事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 食を通じた健康づくりを推進するため、食生活改善推進員の養成や育成を行い、地区組織の活性化に努めました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 食を通じて市民の健康増進を図るため、食生活改善推進員の養成と育成を行い、新規会員の計画的な養成に努めます。</p>	健康管理センター

事業名	事業概要	担当課
認知症高齢者 見守り事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b></p> <p>認知症の方が徘徊等で行方不明になった場合等に対応するため、「敦賀市認知症高齢者及び障がい者徘徊等ネットワーク協議会」を設置・運営し、情報伝達方法等について協議しました。（認知症サポーター養成講座、協議会、担当者会議、徘徊模擬訓練）また、平成 26 年度から、「敦賀市認知症支援推進協議会」を設立し、認知症に対する支援、認知症に関する普及啓発等の協議を実施しました。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>認知症に関する協議の場を集約する目的で、平成 27 年度から、「敦賀市認知症高齢者及び障がい者徘徊等ネットワーク協議会」を廃止し、「敦賀市認知症支援推進協議会」の中で、協議を実施します。</p>	介護保険課
介護予防把握 事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b></p> <p>要介護認定者を除く 65 歳以上の方に対し、生活機能（基本）チェックリストを実施し、要支援、要介護状態になる恐れの高い二次予防事業対象者を把握しました。平成 26 年度からは、認知症が疑われる方を把握するため、認知症早期発見チェックリストを実施し、生活機能チェックリストの結果と合わせて結果通知を行いました。</p> <p>[生活機能チェックリスト実施者数：平成 25 年度 2,569 人]</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>介護予防把握事業へ移行し、65 歳～74 歳の前期高齢者を中心として、生活機能チェックリスト及び認知症早期発見チェックリストを実施し、結果通知を行うことで、介護予防に対する意識向上を図るとともに、要介護状態及び認知症となる恐れの高い方の早期発見・早期対応を行うことで、介護予防・重症化予防に努めます。</p>	介護保険課
通所型介護予 防事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b></p> <p>要支援、要介護状態となる恐れの高い二次予防事業対象者に対して、運動・栄養・口腔機能向上のため複合型の「よくばり貯筋教室」と、運動機能向上の「元気はつらつ倶楽部」の 2 事業を実施しました。</p> <p>[よくばり貯筋教室開催回数：平成 25 年度延 72 回 元気はつらつ倶楽部開催回数：平成 25 年度延 96 回]</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、事業内容の見直し等を行い、介護予防・生活支援サービス事業の通所型（短期集中予防サービス）へ移行します。</p>	介護保険課

事業名	事業概要	担当課
一般介護予防事業 「元気づくり事業～T3元 元気づくりプロジェクト！ ～」	<b>【事業内容】</b> 地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防活動を推進するために、認知症、ロコモティブシンドローム※、生活習慣病の予防に焦点をあてた教室の開催や、リハビリ専門職を積極的に活用しながら個人や町内、地区単位の自主的な活動の支援、元気づくりサポーターの育成、事業評価等を行っていきます。	介護保険課

※ロコモティブシンドローム 骨・関節疾患や転倒などの運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態である。

## 2 福祉サービス・生活支援サービスの推進

事業名	事業概要	担当課
すみずみ子育てサポート事業	<b>【具体的な取組・実績】</b> やむを得ない理由により一時的に児童を養育できない場合に、一時預かりや子育て家庭における家事援助などサポート事業の運営を委託しました。 [延べ利用者数:平成25年度10,373人(一時預かり9,491人/家事援助882人)] <b>【事業内容】</b> 一時的に児童を養育できない場合など既存の制度では補うことのできないきめ細かなサービスの提供を民間団体に委託することにより、子育て家庭の負担を軽減し、少子化対策の強化を図ります。	児童家庭課
一時預かり等事業	<b>【具体的な取組・実績】</b> [一時預かり：実施1箇所(つるが保育園)] 市内に住所を有し、生後6か月以上から就学前までの児童を一時的に預かりました。 [延長保育：実施1箇所(三島保育園)] 当該保育所に通所している児童で、保護者の就労等により、通常保育の時間を超えて保育を必要とする場合、その超えた時間について保育を行いました。 <b>【事業内容】</b> 児童の保護者が就労又は疾病その他特別な理由のため家庭で保育できない場合、児童の一時預かりや保護者の就労形態の多様化・通勤時間の増加等に伴う延長保育を実施し、子育ての支援を行います。	児童家庭課
保育サービス事業	<b>【具体的な取組・実績】</b> 仕事と子育ての両立を支援するため、私立保育園に特別保育事業を委託しました。 [一時預かり事業：実施6園、延長保育促進事業：実施8園、休日保育事業：実施2園、病後児保育事業：実施1園]	児童家庭課

事業名	事業概要	担当課
	<p><b>【事業内容】</b> 子ども子育て支援新制度により、一時預かり、延長保育、休日保育、病後児保育を行うとともに、保育内容の充実を図ります。</p>	
放課後児童健全育成事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 小学校に通う児童の保護者が就労や病気等の理由により昼間家庭にいない児童を対象に、児童クラブを設け、遊びを通じた指導を行い児童の健全育成を図りました。また、学校との定期的な打合せや各児童クラブとの情報交換と交流の促進を図るとともに、指導員の資質向上のための研修会等への積極的な参加を促進しました。 [在籍者数(4/1 現在) 12 児童クラブ:平成 25 年度 519 人]</p> <p><b>【事業内容】</b> 子ども子育て支援新制度により、昼間保護者がいない家庭の小学校に通う児童を対象に児童クラブを組織して、遊びを通じた指導を行い児童の健全育成を図ります。</p>	児童家庭課
不登校対策適応指導事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> [スクールカウンセラー対応の相談:平成 25 年度 295 件] [ハートフルスクールへの相談件数:平成 25 年度 1,158 件]</p> <p><b>【事業内容】</b> スクールカウンセラーや指導員により、個別カウンセリング・集団指導等の適応指導及び自然体験や社会体験で自立性や意欲を高めるとともに、各学校への訪問指導や保護者への教育相談指導を行い、集団への適応力を培います。</p>	教育政策課
いじめ 110 番相談員配置事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> [電話・メール等の相談件数:平成 25 年度 312 件(そのうちいじめと分類された内容の相談:平成 25 年度 3 件)]</p> <p><b>【事業内容】</b> いじめの早期発見、早期対応、未然防止を図るため、いじめ 110 番相談員を配置し、また、いじめ相談専用電話を設置するなど、児童・生徒の悩みや不安を解消します。</p>	教育政策課
学校サポートチーム	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> サポートチームが学期毎に、市内全ての公立小・中学校の訪問を行いました。学校からの要請がある場合は再度訪問し、対応、助言を行いました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 相談員を配置し、市内全小学校への巡回指導、問題を抱える児童に対する自立支援の充実を図ります。また、学校だけでは解決できない個々のケースについて、警察、ハートフルスクール等によるサポートチームを編成し、具体策について協議します。</p>	教育政策課

事業名	事業概要	担当課
放課後地域子ども教室推進事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            公民館3館を活動拠点として、放課後や休日の子どもの安全な居場所づくりができました。また、地区の指導者の特技を活かした教室やふれあい交流、軽スポーツ教室を開催しました。学校と公民館が遠く、学校の区割りもあり一同に集めるのが難しい状況にあり、また、指導者の確保も難しい状況です。</p> <p><b>【事業内容】</b>            放課後や週末等に地域の子ども全般を対象に、安全・安心な居場所等を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に実施します。</p>	生涯学習課
寝具洗濯サービス事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            平成23年度よりA1及びA2知的障がい者を対象者に追加しました。            [利用者数：平成25年度483人]</p> <p><b>【事業内容】</b>            身体上の理由から布団等を干すことが困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、年1回寝具の洗濯・乾燥を実施します。</p>	地域福祉課
緊急通報システム整備事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            平成25年度より委託業者を変更し、火災警報器を追加しました。            [利用者数：平成25年度末466人]</p> <p><b>【事業内容】</b>            ひとり暮らしの高齢者等の急病や事故などの緊急時に迅速かつ適切に対応するため、24時間365日体制で対処できる緊急通報装置を貸与します。</p>	地域福祉課
補装具の助成	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            [利用件数：平成25年度149件]</p> <p><b>【事業内容】</b>            身体障がい児者の障がいに対応した義肢、装具、車いす等の補装具の購入や修理に係る費用を支給します。</p>	地域福祉課
日常生活用具給付事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            [利用件数：平成25年度1,648件]</p> <p><b>【事業内容】</b>            障がい児者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援するための特殊寝台、歩行用杖、ストマ用装具等の用具を給付します。</p>	地域福祉課

事業名	事業概要	担当課
地域活動支援センター事業 (再掲)	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> [延利用者数：平成 25 年度 3,206 人]</p> <p><b>【事業内容】</b> 障がい者に創作的活動や生産活動の機会の提供を行う日中活動の場を提供し、地域生活への支援を行います。</p>	地域福祉課
訪問入浴サービス事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> [延利用者数：平成 25 年度 579 人]</p> <p><b>【事業内容】</b> 在宅のねたきりの障がい者に対し、移動入浴車を派遣し、入浴の機会を提供します。</p>	地域福祉課
日中一時支援事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> [延利用者数：平成 25 年度 9,757 人]</p> <p><b>【事業内容】</b> 障がい児者を施設で一時的に預かり、日中活動の場の提供や日常的な訓練等を行います。</p>	地域福祉課
医療費助成事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 保護者の経済的負担の軽減、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、中学校修了までの子どもを対象に、医療機関（社会保険各法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等）に支払った医療費の全部又は一部を助成しました。 [支給延べ人数：平成 25 年度 93,728 人] [対象者数：平成 25 年度 7,075 人（平成 26 年 10 月から対象者を中学校修了前まで拡大）] 障がい者の経済的負担の軽減、福祉の増進を図るため、認定を受けた障がい者に対し、医療機関に支払った医療費の全部又は一部を助成しました。 [支給延べ人数：平成 25 年度 78,555 人] [対象者数：平成 25 年度 3,292 人]</p> <p><b>【事業内容】</b> 障がい児者、乳幼児等の医療費を助成します。</p>	児童家庭課 地域福祉課
ねたきり老人等介護福祉手当支給	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 在宅の通算 3 か月以上のねたきり又は重度の認知症高齢者を介護する介護者に対し、8 月、12 月、4 月に手当（10,000 円/月）を支給しました。 [対象者数：平成 25 年度 101 人]</p> <p><b>【事業内容】</b> 在宅において、常時介護を要する 65 歳以上のねたきり・重度の認知症高齢者の福祉増進を図るため、その介護者に対し福祉手当を支給します。</p>	地域福祉課

事業名	事業概要	担当課
家族介護継続支援事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b></p> <p>平成 24 年度からは、要介護 1～5 で常時おむつを必要とする在宅の方に対して、介護用品（おむつ）を支給しました。事業費増に対する対応が課題となっています。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>常時おむつを必要とする方を介護する家族を支援するため、介護用品（おむつ）の支給について、事業内容の検討を行い実施します。</p>	介護保険課

### 3 自立した生活の支援

事業名	事業概要	担当課
生活困窮者自立支援事業	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」（以上、必須事業）を実施することとなり、その他、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「学習支援事業」（以上、任意事業）について、実施します。</p> <p>引き続き、生活困窮者の実情に応じて、柔軟に実施できる仕組みづくりに努めます。</p>	地域福祉課

### 4 サービスの質の向上と利用者の視点に立ったサービス提供の促進

事業名	事業概要	担当課
介護相談員派遣事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b></p> <p>介護相談員を配置し、介護保険施設や在宅サービス事業所を訪問し、利用者の疑問や不満等の解消と事業所の質的向上を図りました。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>介護相談員を配置し、介護保険施設や在宅サービス事業所へ出向き、利用者の疑問や不満等の解消と事業所の質的向上を図ります。</p>	介護保険課
介護費用適正化事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b></p> <p>介護支援専門員等を対象に適正な給付のための指導や研修会を行いました。介護サービス利用者に対しては、年 2 回の給付費通知を行いました。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>介護費用の適正化のために国が示す主要 5 事業①要介護認定の適正化②ケアプランの点検③住宅改修等の点検④縦覧点検・医療情報との突合⑤介護給付費通知を中心に取り組み、介護支援専門員の質の向上、介護費用の適正化を図ります。</p>	介護保険課

### (3) 暮らしの安心と安全

#### 1 災害時の避難支援対策の推進

事業名	事業概要	担当課
避難行動要支援者避難支援事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            避難行動要支援者台帳の登録者については、年 2～3 回台帳の更新を行い、区長、民生委員児童委員、消防署と情報共有を図りました。また、災害ボランティア活動支援事業により、災害ボランティアの養成や災害ボランティアセンター運営訓練等を行いました。避難行動要支援者の避難支援制度については、災害対策基本法の一部改正に伴い、平成 26 年度に名称内容等見直しを行いました。            [登録者数：平成 25 年度末 1,899 名]</p> <p><b>【事業内容】</b>            災害対策基本法の改正に伴う、避難行動要支援者避難支援制度の周知、登録作業等を行い、地域での避難支援体制の推進を図ります。</p>	地域福祉課
ボランティア推進事業（再掲）	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            平成 26 年度からは、ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティアの登録・養成講座等活動支援に努めました。</p> <p><b>【事業内容】</b>            ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。            住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。</p>	地域福祉課
防災資機材整備事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            簡易組立トイレ、避難所用間仕切り、石油ストーブなど、災害時に必要な資機材を計画的に購入しました。</p> <p><b>【事業内容】</b>            避難施設用資機材について、不足しているものや必要なものを検討し購入します。</p>	危機管理対策課
備蓄用品購入	<p><b>【具体的な取組・実績】</b>            敦賀市地域防災計画の備蓄目標に基づき、災害用カンパンなどの非常用食糧や非常救助用の毛布などを購入し備蓄しました。</p> <p><b>【事業内容】</b>            地域防災計画の備蓄目標に基づき、不足しているものや必要なものを検討し、食料や救護用品等を購入し備蓄します。</p>	危機管理対策課



## 2 地域安全活動の推進

事業名	事業概要	担当課
青少年補導活動	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 補導員 100 名により、2 人 1 組 1 回 2 時間で、年延べ約 1,000 回の補導巡視を実施しました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 次代の担い手である少年たちに、「愛のひと声」を積み重ね、青少年の健全育成と非行防止に努めます。</p>	少年愛護センター
青少年健全育成推進	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 青少年健全育成敦賀市民会議と、敦賀市子ども会育成連合会の運営と活動を支えるため、財政的支援を行いました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 青少年健全育成の推進を図り、親子のふれあいや社会環境浄化活動を活性化するため、青少年健全育成敦賀市民会議及び敦賀市子ども会育成連合会と協力しあって事業を行います。</p>	少年愛護センター
交通安全対策	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 交通事故から市民を守るため、毎年、秋の交通安全市民大会を開催した他、交通安全コンクールの開催、年に 4 回の市内一斉街頭指導の実施各種団体との交通安全キャンペーンを実施し、交通安全の啓発を行いました。また、保育園や小中学校、公民館にて、子ども向け、高齢者向けの交通安全教室を開催、交通マナーの向上と交通安全意識の啓発・高揚を図りました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 交通事故から市民を守るため、各種の交通安全対策や、交通安全教育を実施し、交通マナーの向上と交通安全意識の啓発・高揚を図ります。</p>	生活安全課
安全で安心なまちづくり事業	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 地域の安全対策を推進するため、敦賀市安全で安心なまちづくり条例に基づき、年に 2 回の安全安心まちづくり会議を開催、関係機関と安全安心に関する事業を推進しました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 「敦賀市安全で安心なまちづくり条例」（平成 14 年 11 月施行）に基づき、地域の安全対策を推進します。</p>	生活安全課
消費者行政推進	<p><b>【具体的な取組・実績】</b> 消費者の自立を目的として、暮らしの市民教室の開催、広報つるがや市ホームページでのお知らせなど、消費者の教育啓発・保護・活動推進などを行い、消費者行政の推進を図りました。</p> <p><b>【事業内容】</b> 消費者の自立を目的として、消費者の教育啓発・保護・活動推進などを行い消費者行政の推進を図ります。</p>	生活安全課



## VI 關 連 資 料

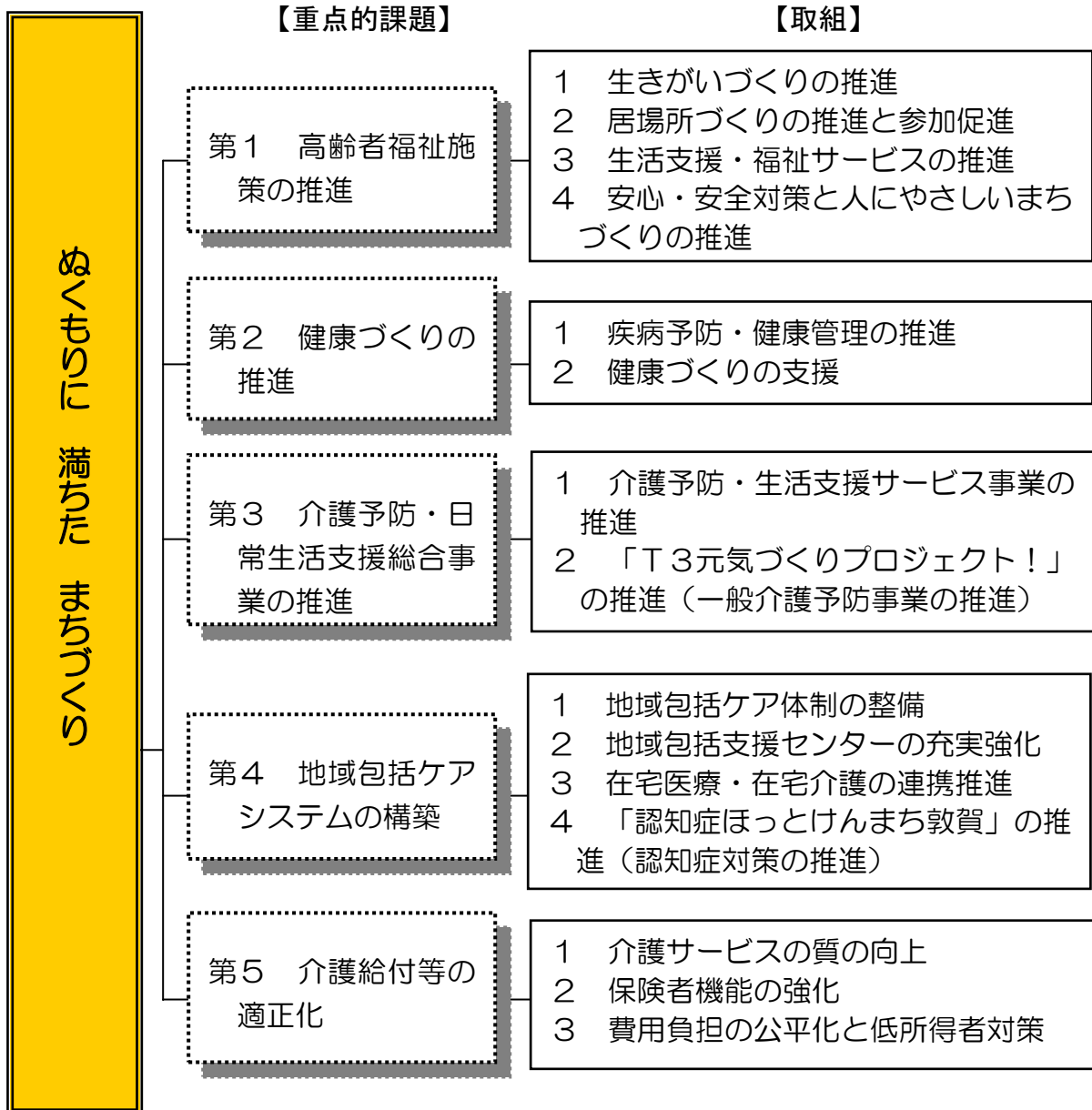


# 1 関連計画の体系図

## (1) 敦賀市高齢者健康福祉計画・第6期介護保険事業計画の体系

敦賀市高齢者健康福祉計画・第6期介護保険事業計画では、以下の5つの重点的課題を踏まえ、以下の体系で施策を展開します。

- 第1 高齢者福祉施策の推進
- 第2 健康づくりの推進
- 第3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 第4 地域包括ケアシステムの構築
- 第5 介護給付等の適正化



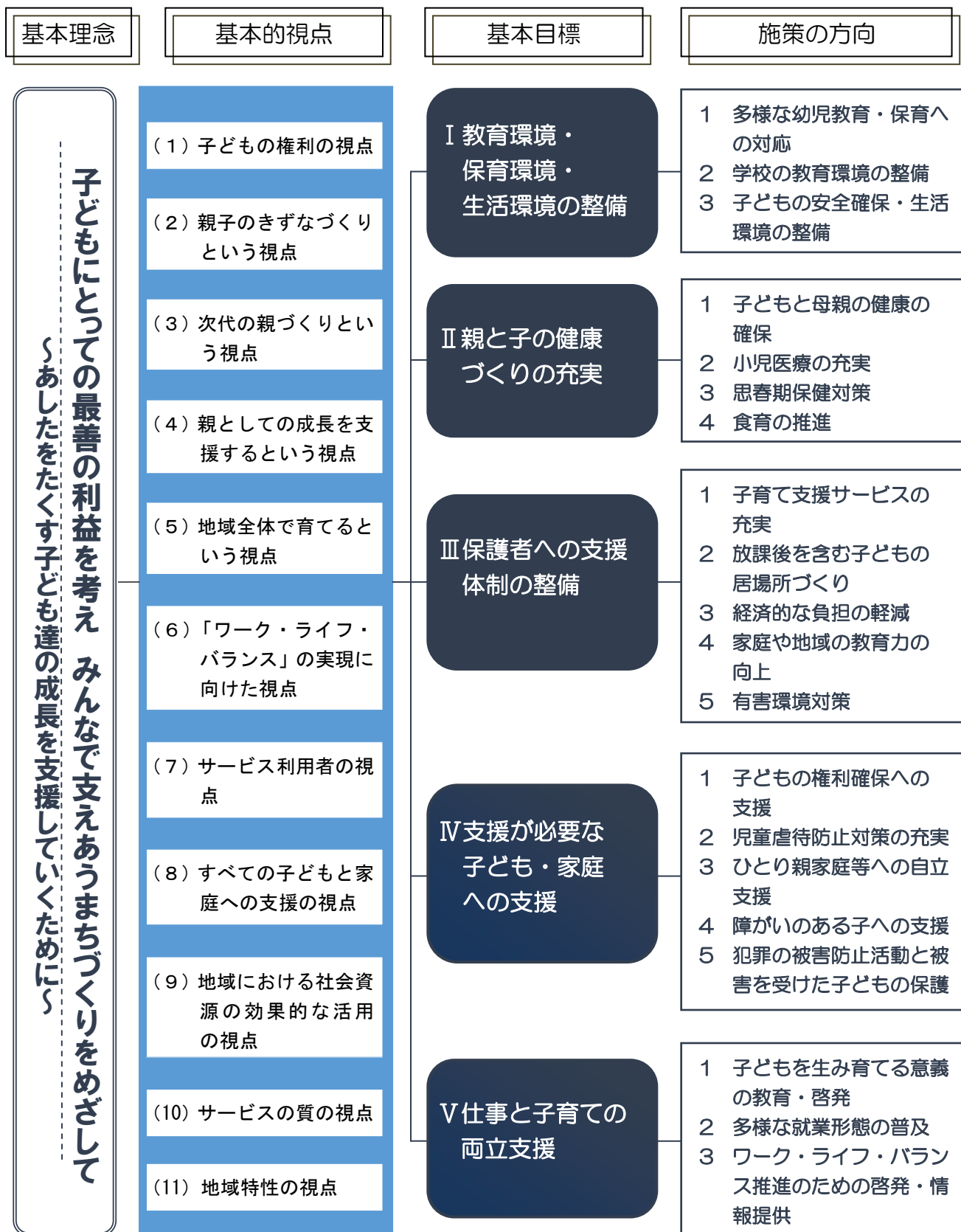
(2) 敦賀市障がい者基本計画・第4期敦賀市障がい福祉計画の体系

基本理念

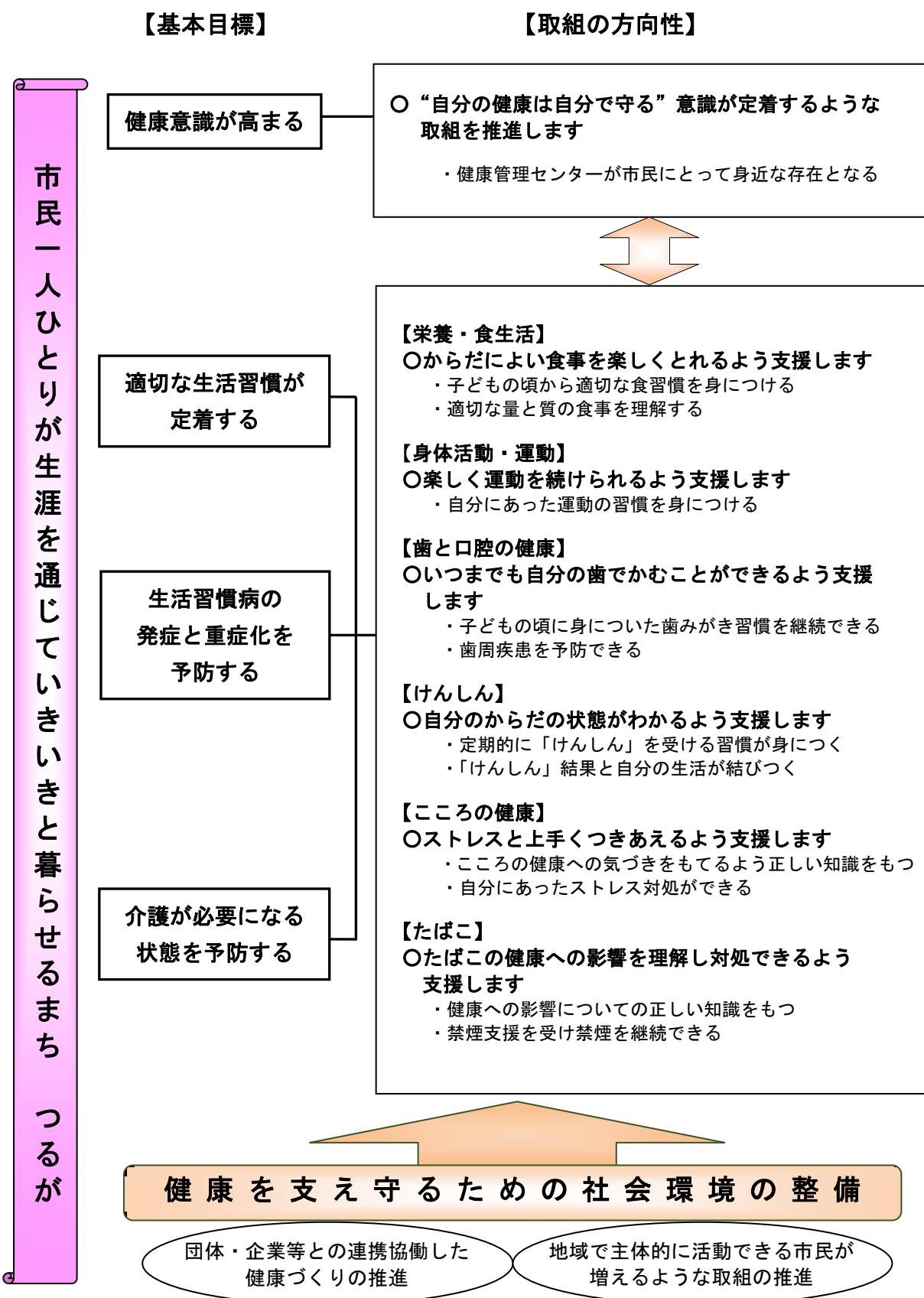
施策の体系

ぬくもりに満ちたつるがで自立して生きる	<b>1 啓発・広報の推進</b>	
	1	啓発・広報の推進と広報媒体・手段の充実
	2	福祉教育の推進
	3	ボランティア活動等地域福祉の推進
	<b>2 相談・生活支援・権利擁護</b>	
	1	相談支援・権利擁護の推進
	2	生活を支えるサービスの推進
	3	在宅生活・日常活動への支援
	4	居住の場への支援
	5	情報・コミュニケーションの推進
	<b>3 保健・医療</b>	
	1	障がいの原因となる疾病の予防
	2	医療・リハビリテーションの充実
	<b>4 育成・教育</b>	
	1	障がい・発達障がいの早期発見と療育支援体制の整備
	2	障がい児・発達障がい児への幼児期からの継続的な支援
	3	特別支援教育の推進
	<b>5 就業・社会参加</b>	
	1	就業促進の支援
	2	多様な社会活動への参加促進
	<b>6 生活環境・生活安全</b>	
	1	人にやさしいまちづくりの推進
	2	防災対策の推進
	3	地域安全対策の推進
<b>第4期敦賀市障がい福祉計画</b>		

### (3) 敦賀市子ども・子育て支援事業計画の体系



(4) 健康つるが21 敦賀市健康づくり計画の基本理念と取組の方向性





## 2 敦賀市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域に内在するさまざまな生活課題、社会福祉資源等について総合的な観点から検討し、幅広い市民の参加と主体的な地域福祉の推進のための方策として敦賀市地域福祉計画（以下「計画」という。）をまとめるため、敦賀市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) アンケート結果及び地域福祉課題の検討
- (2) 基本目標及び体系の検討
- (3) 計画素案の検討
- (4) 計画全体の調整
- (5) 別に組織する「高齢者健康福祉計画 介護保険事業計画」、「障害者基本計画 障害者福祉計画」等策定委員会からの提案の審議
- (6) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 公募による市民の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。ただし、計画の策定が完了した場合には、その日をもって任期満了とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求め、説明又は意見を

聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉保健部地域福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 3 敦賀市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	区分	所属
1	かみ たに けいいちろう 神 谷 敬一郎	学識経験者	敦賀市医師会
2	つつみ 堤 マサエ		敦賀市立看護大学
3	まえ やま ひろ ゆき 前 山 裕 幸		二州健康福祉センター
4	むら かみ てつ お 村 上 哲 雄		敦賀市社会福祉協議会
5	なか むら けんのすけ 中 村 健之輔	各種団体が 推薦する者	敦賀市区長連合会
6	たけ だ たけし 竹 田 武		敦賀市民生委員児童委員協議会連合会
7	まつ なが たけ し 松 永 武 士		敦賀市主任児童委員
8	と だ とみ ぞう 戸 田 富 三		敦賀市老人クラブ連合会
9	さくら い せい こう 櫻 井 誓 行		敦賀市介護サービス事業者連絡協議会
10	はし もと てる お 橋 本 輝 男		敦賀市身体障害者福祉連合会
11	まつ うら のり こ 松 浦 典 子		敦賀市福祉ボランティアグループ連絡協議会
12	き やま ひろし 木 山 弘	公募による 市民の代表	
13	つち や かおる 土 屋 薫		
14	い とう のぶ ひさ 伊 藤 信 久	市職員	福祉保健部長

## 4 策定経過

年 月 日	内 容
平成26年 4 月 28日 (月)	第1回策定委員会
平成26年 6 月	アンケート調査
平成26年 8 月 28日 (木)	第2回策定委員会
平成26年11月 7 日 (金)	第3回策定委員会
平成27年 1 月 20日 (火)	第4回策定委員会
平成27年2月3日 (火) ~16日 (月)	パブリックコメントの実施
平成27年 2 月 23日 (月)	第5回策定委員会
平成27年 2 月 27日 (金)	市長へ報告

福祉つるがぬくもりプラン  
[敦賀市地域福祉計画]

発行・編集

: 敦賀市福祉保健部 地域福祉課  
〒914-8501

敦賀市中央町2丁目1番1号

電話 (0770) 22-8118

FAX (0770) 22-8163

メールアドレス [fukushi@ton21.ne.jp](mailto:fukushi@ton21.ne.jp)

発行日: 平成27年3月